

建設経済常任委員会、予算常任委員会（第三分科会）
及び決算審査特別委員会（第三分科会）

平成27年9月15日（火曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員 長	櫻田 貴久	副委員 長	齊藤 誠之
委員	鈴木 伸彦	委員	鈴木 紀
委員	君島 一郎	委員	吉成 伸一
委員	山本 はるひ	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

農業委員会 事務局 長	川 嶋 勇 一	農業委員会 局長補佐兼 農政係 長	関 谷 浩 行
農地係 長	村 川 克 典	建設部 長	君 島 勝
都市計画課 長	稲 見 一 美	都市計画課 長 補 佐	板 橋 信 行
都市計画係 長	高 久 浩 二	開発指導係 長	田 中 和 広
都市整備課 長	松 本 正 彦	都市整備課 参 事 監	若 目 田 好 一
都市整備課 長 補 佐 兼 建築係 長	久 留 生 利 美	住宅係 長	飯 村 裕 之
道路課 長	大 木 基	道路課 長 補 佐 兼 建設係 長	鈴 木 隆 行
道路課 長 管 理 係 長	遅 沢 友 則	道路課 長 維 持 係 長	村 木 和 夫
道路課 長 用 地 係 長	広 瀬 美 香 子	道路課 長 河 川 係 長	相 馬 和 男
建築指導課 長	中 村 誠	指導係 長	渡 邊 章 二
上下水道部 長	八 木 澤 秀	水道課 長	小 仁 所 滋
水道課 長 総 務 係 長	渡 邊 晶 子	水道課 長 建 設 係 長	増 子 芳 典

下水道課長	邊	見	修	下水道課長兼 補佐係長	室	井	正	幸
下水道課長 普及係	道	音	正	夫	伊	藤	良	司
下水道課長 建設係	武	藤	泰	治				

出席議会議務局職員

書記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 審査事項

〔上下水道部〕

・上下水道部長挨拶

〔水道課〕

・議案第82号 那須塩原市水道基金条例の一部改正について

・議案第85号 平成26年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

予算審査

・議案第72号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）

決算審査

・認定第9号 平成26年度那須塩原市水道事業会計決算認定について

・その他

〔下水道課〕

・下水道課長挨拶

予算審査

・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

・議案第68号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

・議案第69号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

決算審査

・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

・認定第5号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

・認定第6号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

・その他

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市計画課〕

決算審査

- ・認定第 1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・その他

〔都市整備課〕

決算審査

- ・認定第 1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・その他

〔道路課〕

予算審査

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第 1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・その他

〔建築指導課〕

決算審査

- ・認定第 1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・その他

〔農業委員会事務局〕

- ・農業委員会事務局長挨拶

決算審査

- ・認定第 1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・その他

4. その他

5. 散会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

櫻田委員長 それでは皆さん、おはようございます。

定刻よりちょっと早いんですが、台風18号の影響で、この後、課長がすごいタイトなスケジュールということなので、なるべく早く現場に行ってもらいたいと思いますので、ただいまから常任委員会を始めさせていただきます。

本日は、9月定例会の常任委員会にご出席いただき、まことにありがとうございます。またこのたび、大雨による災害対応に関しましては大変お疲れさまでした。災害対応に伴い日程変更があり、委員会日程が本日とあしたの予定になっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。なお、16日水曜日に予定をしておりました現地調査については、委員の皆さんにご通知をしましたとおり、日程上、実施が困難であるため、今定例会の実施は見送り、後日改めて実施することとさせていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。

さて、本定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件1件、その他の案件1件の計2件でございます。

なお、補正予算案件5件及び決算認定案件5件につきましては、関係所管課のところ、随時、予算常任委員会（第三分科会）及び決算審査特別委員会（第三分科会）へ切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いするとともに、円滑な進行にご協力くださるようお願い申し上げます、挨拶といたします。

それでは、ただいまから審査に入りますが、小仁所課長より被害状況の説明をよろしく願い

いたします。

課長。

小仁所水道課長 おはようございます。

今回の塩原地区におけます水道の被害状況と対応につきましてご説明を申し上げます。

10日、先週木曜日に、雨が降り始めて2日目ぐらいになりますが、この間、2カ所塩原地区におきまして、2カ所、要害浄水場の取水口と、中山配水池の取水、導水管です、その2カ所におきまして被災をいたしました。

まず要害浄水場のほうは、ちょっと写真小さいかもしれませんが、取水口が土砂で埋まってしまって原水が届かない状態になったということで、翌日の11日に、朝から現地に入りまして、その土砂の除去の作業を行いました。これは市の職員水道課だけではなく、ほかの課の職員、それから旅館組合の方々、それから観光事業組合の皆さんのご協力を得まして、おおむね20人を超えるぐらいの人力による作業でございました。途中、林道が流されておりまして重機が入らないというような形になっておりまして、途中から徒歩でスコップを担いで現地に行って、人力で除去をしたというような形でございます。要害のほうのウトウ沢という水源があるのですが、そちらは11日の15時30分ごろに作業を完了いたしまして通水ができるようになりました。その後、配水作業といいますが、原水の濁度は上がってはいたのですけれども、何とか緩速ろ過池がありますので、そちらでろ過が可能になったと。一時断水をしてございましたけれども、一応6時までという見込みだったのですが、実際には11日の11時40分ごろの断水解除だということで手当てが完了しております。

一方、中山配水池なのですが、尾頭トンネルから原水を引いております。原水を引いている導水管の場所というのが、公道上にはありませんで、

山中をほうように持ってきているものなんです。尾頭トンネルを、工事中に使っていた工事用の道形が残っていて、それはどこの管理というわけでもなく、道形があるという形になっていて、森林管理事務所でも林道と認可をしていないような道を使って導水管が引かれている。それが谷底を渡っているところ、沢のところですが、そこが今回の豪雨によりまして、道とともに、コンクリート舗装がされていたんですが、そのコンクリート舗装の道路とともに流されてしまったということで、11日の朝、要害と同じ2班に分かれて同時に出発したのですが、そちらに向かひまして、仮の復旧、導水管をつなぐ仮の復旧を応急措置ですが、それを行っております。つなげたので、見込みとして17時、断水解除というような考えでいたのですが、実は割れてしまった導水管に濁水が大量に入りまして、濁水だけではなくて土砂が恐らくかなりの量、入ってしまったのだと思うのです。つないで導水管、原水が通るようになりまして、なかなか濁りが落ちませんでした。それが想定外のことで、当初、17時に断水解除という見込みを立てたのですが、こういう状態、いまだに濁りが落ちないということで、原水そのものも濁ってしまった。それから、配管内も汚れてしまった。配水池も恐らく入ってしまった。そして、配水管のほうもそうなのだろうということで、原水濁度の監視をずっと続けておりまして、昨日から配水池、大分濁りが下がってまいりましたので、今度は配水池の洗浄と、配水管の洗浄という作業に、昨日の午後から入っております。これは、原水濁度が基準値に近くなってきましたので、これは早い時間に作業が終わるかなという見込みは、我々も正直思っていたわけなのですが、排泥作業という配水管の末端のほうに水を抜いて、汚れを全部出してしまうんです。その作業が6カ所、その後現地でもっ

とふやしたんですね。相当数の箇所です排泥作業、ドレンをしたのですが、なかなか昨日の夕方、夜、深夜までその段階でも濁りが落ちずに、きのうのうちに断水解除はしたいというふうに思いまして全力でやっていたのですが、そういうこともかないませんで、けさの段階で原水の濁度が2.1、基準は2以下ということで、ぎりぎりまで下がってまいりました。ですから、もうこれは時間の問題で原水がオーケーになるだろうと。そして、配水池のほうも2をわずかに上回っているということで、こちらも配水池の水の入れかえをもっと急いでやろうということで。

それから、まだ現場から情報が入っておりませんが、排泥のほうの濁度がどのくらいになっているのか、昨夜の段階では、場所によってちょっと違いますが、8.9とか4.7だったか、4台の濁りだったということで、2つやっているのです。中山配水池のほうは配水池の濁りを2以下に下げること。それから、配水の濁度を下げること。それから、原水濁度が2以下になるのを常時監視しているという、そのような状況でございます。

けさから給水管理として、営業係長が塩原に上がっております。それから、施設管理係長と課長補佐が陣頭指揮を執るということで水道課に残っておりますして、本日3名が常任委員会を欠席をさせていただきます。申しわけありません。

それから、先ほど委員長からありましたが、私、通常ですと部の常任委員会、答弁側でここに部長とともに同席をさせていただくのが通常でございますが、こういうような状態でございますので、水道課が終わりましたら、帰庁をさせていただきたいと思っております。本当に申しわけございません。

状況は以上でございます。

櫻田委員長 説明、ありがとうございました。

水道課の審査

櫻田委員長 それでは初めに、八木澤上下水道部長からご挨拶をいただきたいと思います。

八木澤上下水道部長（挨拶。）

櫻田委員長 ありがとうございます。

それでは、水道課の審査に入ります。

議案第82号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 議案第82号 那須塩原市水道基金条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小仁所水道課長（議案第82号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号 那須塩原市水道基金条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第82号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 次に、議案第85号 平成26年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小仁所水道課長（議案第85号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第85号 平成26年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第72号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小仁所水道課長（議案第72号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見をお受けいたします。

何かございませんか。

吉成委員。

吉成委員 以前から工事に着手して進めてきた事業だと思うんですけども、今説明を受けたんですが、工事内容をもうちょっと説明してください。

櫻田委員長 課長。

小仁所水道課長 工事内容といたしましては、土工、それから配水管、導水管の工事、それから緊急遮断弁そのものの移設工事、それから計測機器の移設工事。

重立ったものではそういったものの移設工事と、それから移設に伴いまして、配水管に接続する工事、接続のし直しの工事がございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 すみません、聞き取れなかった委員もいるみたいですので、もう一度よろしいですか。

小仁所水道課長 大変申しわけありません。

まず、緊急遮断弁室というものがありまして、緊急時に、地震の際に緊急に配水をとめる弁がございます。それが道路工事にかかってしまうということで、その緊急遮断弁室をもっと手前の浄水場の敷地内に移設する工事でございます。この移設に当たりまして、まず緊急遮断弁そのものを移設します。それから、移設に当たりまして、掘削とか、緊急遮断弁室をつくるわけですから、土工ですとか、そういったようなものもございます。

それから、配水管、導水管という、それから浄水場内で使った水を第1分水に排水、水道水の配水ではなく捨てるほうの排水なんですが、そういう排水管もございます。これを一旦切って浄水場内に移設をして、さらに今度は管を接続するというような工事になります。そして、緊急遮断弁室に設置してありました濁度計、残塩計、流量計といったさまざまな計測機器も、これは先ほどもちょっと言いましたけれども、型式が古くて移設できないことがわかったものでして、新設という形で新しい緊急遮断弁室に設置をするというような工事内容になります。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 すみません、二度も説明いただいてありがとうございます。

実際に、今回こうやって大きな補正につながってしまった要因ということで説明いただいたんですが、当初からその計器類はもう更新するしかないんだという判断はつかなかったということになるわけですか。

櫻田委員長 課長。

小仁所水道課長 結果的には、そういうご指摘を

受けてもやむを得ないなというふうなところはございますけれども、現状で正しい計測ができている計器でございまして、急ぎ概略の設計をする際に、そこまでの判断ができなかったというところは確かにございます。

吉成委員 了解です。

櫻田委員長 そのほか、委員の皆様より何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第72号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第9号の説明、質疑、討論、

採決

櫻田委員長 続きまして、決算審査特別委員会(第三分科会)へ切りかえて審査を行います。

認定第9号 平成26年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

小仁所水道課長 (認定第9号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

山本委員。

山本委員 先ほど、有収率、水道の有収率の要素の経過、たくさん配水管を直したのにもかかわらず、ことし79.59から七十七.何になったということの原因の調査をすとか、それからこうなんではない計算式がというようなお話をいただいたんですけれども、そもそも素人的にぱっと思うのは、たくさん直しているのに水がどこかでやはり漏れているんじゃないのというような感じがするんです。計算の仕方を変えたとしても、多分ここに数字であられてくる2%ぐらいの違いというのはそういうものではないような気がするのですが、これはことし初めてのことなのですか、今までもこういうふうな傾向は続いていて、有収率はどんどん下がっていたのか、あるいは何かほかに考えられることがあるのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

小仁所水道課長 有収率につきましては、次第に上がってきていたんです。徐々に上がってきていたんですが、26年度において1.87ポイント下がってしまったということです。徐々に下がってきているというわけではございません。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 たまたま私のうちも去年、きれいにしていたというのか、舗装をやっているの、水道管については古いものをどんどん新しくして

いるんだなというふうに思っておりましたので、原因が、計算上の問題で原因がそうだというふうに特定できれば、それは問題はないのですが、やはりどこかで埋もれているというようなことが少しでも疑われるようであれば、このところはやはりしっかりとやっていただかないと、今後どうなるのかなと心配でお聞きをしたところです。

櫻田委員長 課長。

小仁所水道課長 確かに、先ほどの消火用の水量というものは計算上のことであって確かに大きなものではないかもしれませんが、例えばここではっきり言えるものとしては、そのくらいかと。あとは、あくまでも推定になってしまいますので、その間のところは一つ一つ確認をとっていきませんか、何かははっきりしたことは言えないということがございます。

それから、本管からの漏水だけではないのです。給水管という個人の管理に置かれている本管から蛇口まで引いているところの漏水というものがかなりの数ございます。本来は個人のもので、個人でお直しいただくというのが原則なのですが、メーターの手前で漏水している場合には、ご本人様には何の影響もない、料金的な影響がないものですから放置されてしまう場合があるのです。簡便な修理で直ってしまうところは、私どもとしては水がどんどん開放になっているという、そういう状態は避けたいものですから、条例上もその他、管理者が認めた、市長が認めたというような、そういう規程がありまして、その運用としてメーターの手前、本管側の給水管の漏水は水道課が修繕しております。

ただ、二次側という、個人メーターを通った側の漏水とかがありまして、それからメーター手前のものも気づかないものもあるんです。本管だけではないということがございます。いろんな想定

を今しているところでございまして、その想定の一つ一つを実際に確認をして、何が原因であるのかということ突きとめていきたいというふうに考えております。

山本委員 了解しました。

櫻田委員長 そのほか。

吉成委員。

吉成委員 それでは5ページの損益計算書で、先ほど、課長から説明いただいたのですが、今年度から少し会計に加わる部分があって、その中で3の営業外収益の中の(3)の長期前受金戻入の部分が、今回は収益として、これ1年限りという話を先ほどあったと思うんですが、結局そうなる、今回の一番下になりますけれども、先ほど来出てきていますけれども、当年度の純利益として7億円を超える利益が上がっているわけです。前年度と比較すると、331.6%増という大きな増になっている。その理由としては、先ほどの説明どおりだと思んですが、ということは、来年に関しては新しい会計にまたなったといっても、来年度に関して言えば、ここの純利益というのはまたもとに戻るという理解になるわけですか。

櫻田委員長 課長。

小仁所水道課長 先ほど、私の説明が余り上手ではなかったようでして、確かに今年度限りというふうに申しましたのは、その他の未処分利益剰余金変動額のうち、過去における過年度分の長期前受金戻入につきましては、新しい世帯になりましたら長期前受金として、例えば補助金をもらいましたら、工事をやった年度だけの収入にするのではなくて、配水管でしたら40年間耐用年数ございますから、その補助金を40年間振り分けて分配するんです。減価償却と同じように、減価償却に対応する形で補助金を減価。一旦、長期前受金という財布に入れて、それを40年間分けていくとい

うようなことなので、長期前受金というのは営業外収益の(3)のものは毎年続きます。今年度限りと申しましたのは、その他の剰余金変動額、ここが過去のものも、何とかな、過去に3番に入るべきものだったものを合計して今年度まとめて処理したということです。

今年度限りと言いましたのは、下から2行目の三十九億何がしという、この金額のうち33億7,600万円ほどの金額、これが過去の長期前受金戻入ということでございます。ですから、営業外収益の長期前受金戻入は26年度以降ずっと続くということになります。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、その点はわかりました。

そうすると、今回のこの公営会計制度の見直しの根幹をなすものは一体何なのですか。なぜ、見直しをしたのでしょうか。多分、限りなく民間会社の会計制度に近づけようというのは私も単純にはわかるんですけども、今回の柱となるものとしてはどういうふうに我々は解釈したらいいのでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

小仁所水道課長 なかなか難しい質問をいただいてしまいました。私もは新会計制度に移行することで、その新会計制度に習熟することで手いっぱいでございます。その意味というものが確かなにはっきりとつかんでいるわけではございませんが、これまで公営企業会計というものが、一般会計とかそういった官庁会計とは違うとはいいいながら、全くの民間企業の企業会計ともまた違うという、中間のところでしたわけですが、損益計算をもっとはっきりして、収益というか独立採算の基礎をもっと高めて、民間企業のような本当に独立したという、そういう形で企業運営ができるよ

うに、そのためには損益計算がもっとはっきりできるよという、そういう考え方があったことだと思うのです。長期前受金戻入ですとか、それから引当金戻入というのがありますが、これも引当金に関する定義を厳格にした結果なんです。今まで、25年度までは、これは修繕費です、修繕費の引当金ということで、前年度に余った修繕費を引き当ててストックしておいて、何か修繕ができたならそれを使おうというような、曖昧な形で引き当てていたものを何年度にどこそこで幾らかかるからという形で引き当てておいて、明確な形で引当金にしろということになったのです。だから、今まで不明確な、お金をストックしておけばいいわというような形で引き当てておいたものを、そのままストックできなくなったのでここに戻し入れをしたというのが、この5番の特別利益の中の戻入金なんです。そのように、もっと会計の中身をすっきり明確していった企業運営を正しくといいますか、明確にといいますか、企業として経営を明らかにしろという考え方があったということだと認識しております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 私もわからないので聞いているのですが、そうすると今度、8ページ、9ページは貸借対照表があるわけですが、当然これも今回の新しい会計の中で従来の、この中で一番違うんだと思うのは、資産の部であったものが、今回に関していえば負債の部のほうに、流動負債で企業債なんかが含まれるようになったわけですね。それによって、本来であれば資産とみなされていたものが、もう負債の扱いになってくるわけですね。

これらについて言えば、逆にこれまでの水道会計からいえば、ちょっと事業者にとってみたら厳しい会計制度に変わってきたのかなと、この貸借

対照表を見ればですよ。そこはどういうふうに捉えたらよろしいのでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

小仁所水道課長 確かに、6ページの剰余金計算書の、資本金の欄でも借入資本金というものが上の表にはありますけれども、下の処分計算書の中では資本金というのは自己資本金だけの額になっています。この借入資本金というのは、先ほどご指摘にありました企業債というような形で負債のほうに回っているということなんですから、これはあくまでも借り入れでございますから、それをいずれ返さなければならぬという、そういう財源として捉えなければならぬということですから、それは確かに厳しいことではありますけれども、そこを単なる資本金であるよというような捉え方をするよりは、企業会計としては企業に経営上、そのような認識を、今度の新会計制度に基づき認識をきちんと持つほうが企業の運営としては正しいのではないかとこのように認識しております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 わかりました。

では、違う資料からでもいいんですよね、ここに関しては。

先にいただいていた決算報告説明資料のほうの7ページ、これまでも進めてきた計画、策定なんですけど、その中の中段の委託料の中の、平成24年から平成28年にかけてこの業務については行われるということで、以前に説明いただいていたと思うのですが、水道事業アセットメント計画策定業務ということで、今回の決算に関して言うと2,000万円が決算されているわけです。これはもう残りも28年までということですので、今現在どの辺までそれぞれの台帳等が進められて、整備が

されてきたのか。

あと残り、今年度も予算、もちろん計上されていますが、今年度と、それから28年度と合わせて、あとのくらの支出で策定業務が完成するのをお聞きします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

小仁所水道課長 アセットマネジメント計画策定業務につきましては、25年度に業務を契約をいたしまして、実質業務が始まったのは、25年度末でしたから、26年度から始まっております。

26年度、27年度、この2カ年で、資産の調査とその台帳整備……

〔「固定資産ですね」と言う人あり〕

小仁所水道課長 そうですね。それから施設台帳、それから以前やっておりましたマッピングシステム、配水管とかそういう地図があるのですが、あれとの整合を図って取り入れていくんです。そういったような作業をやっておりまして、地区ごとに進めております。ただいま塩原地区をやっているところでございます。それを固定資産システム、それから企業会計システムと連動させていくということで、来年度につきましてはそのシステムの連結をいたしまして、そこで減価償却ですとか、修繕計画ですか、そういったようなものができるような、そういうシステム同士の連結をしていくということ、これは工事と違まして、ここまでやって何千何百何十何万円というような形にはなりませんので、契約時に2,000万円、2,000万円、最終年度に1,750万円だったかな、そのぐらいの金額で支払いましょうということとやっております。ですから、26年度に2,000万円、27年度に2,000万円、28年度、最終年度にたしか1,750万円だったと思いますが、そういう支払いの予定で業務を進めております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 わかりました。

あと、これ平成27年度那須塩原市の水道ということになっていますが、その21ページ、26年度那須塩原市の水道事業の給水原価、それから供給単価、21ページにそれぞれ記載がされています。その隣には、那須塩原市の20^m使った場合の料金載っているわけですが、それでも、那須塩原市はちょっと高い部類に入っているわけです。

たまたまですけれども、この9月頭だったか7日くらいだったと思うんですが、朝日新聞に全国の水道料金の今上がってきているというような記事内容があったんです。その中で、全国の20^m平均価格というのが3,196円というふうに出ているわけです。ここにも出ていますよね。それで例えば、那須塩原市の現在のこの給水原価と、足利市の給水原価の表を比べたことはないかもしれませんが、那須塩原市ではどこの部分が一番かかってしまって給水原価を、例えば引き下げるという努力をした場合に一番ネックになってきているのか、それをちょっとお聞きしたいなと思うのですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

小仁所水道課長 1つには、施設が那須塩原市の給水区域の面積が広大であって、かなりの規模の施設を抱えているというものがございます。例えば、老朽管更新につきましても、毎年10億円を超える予算の支出がございまして。そういったようなものがありますから、どうしても維持管理に要する費用というものはコンパクトな町よりは、多額になってくるであろうと思います。

それから、水源がどういう水源であるかということも関係してまいります。浄水施設がろ過施設を持たずに浄水ができるような場所ですと、その施設も少ないということになりますし、ランニン

グコストも少ないということになりますから、その浄水という側面から見たその環境がどうかという、経営体としての経営努力というものももちろんございますが、その経営体が置かれている浄水に関する環境がどうかということがございます。

例えば、那須塩原市で言いますと、今災害真っ最中でございます塩原地区などは、給水区域人口に対して施設に投下する費用が多額になっていると。これは、地形的にもやむを得ないという事情がございまして。費用がかかるからやめてしまえということではできませんので、お金をかけながら今回も150戸という断水でございまして、そこに大きな配水池があるというような、そういう、あくまでも経営上の話で言えば、言葉としては不適切ではございますけれども、不経済な部分もあるというふうな、水道事業というのは置かれた環境によって、いたし方のない部分というものもあります。ただ、だからといってこの3,591円、これは仕方がないねという形ではなくて、やはりできるだけのお安い料金で供給をしていきたいというふうには考えております。

ただ、この料金設定というのも厚生労働省の認可を受けるときにも既に施設に維持管理など、修繕とか何かも全部事業認可の機械も全部想定をして、供給単価、原価の計算をして、その事業認可の期間中はその単価でやっていけるんだ、ペイできるんだという、そういう計算をした上で認可を受けているわけですから。28年度で今の事業認可が期限が切れます。29年度から新しくということになりますので、そのときにまた新たな計算をしていくということになり、そのときに、できるだけそのような考え方で取り組みたらなというふうに思います。

以上です。

吉成委員 ありがとうございます。

櫻田委員長 ほかに何かありませんか。

山本委員。

山本委員 今の続きになるんですけども、水道料金は多分徴収率は高いほうだと思うんですが、95%とか96%とかだと思うんですが、それでもことし、決算審査の意見書の中にあるように、11ページに、倒産で取れなくなってしまった水道料金があるということが書いてあるんですが、個人の水、水道と、法人の水道料は全然違うと思うんですが、払わない人に対しての滞納を繰り返しての、処理の仕方は同じなのですか。

つまり、個人、個人の家が払わないとこういうふうにして滞納処分をするんだと、それから法人に対しても全く同じ感じなのかということを、ここには法人の倒産や破産で取れなかったものは今回多かったと書いてあるんです。そういうものはやはりちゃんとしなさいと書いてあるので、同じように水道をとめてしまうとか、払ってくださいという、そのやり方は同じなのかということをお尋ねしたいと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

小仁所水道課長 法人と個人で滞納に対する対応は同じかどうかということですが、基本的には、法人と個人で対応の仕方を変えるということではございませんが、個人の場合にはお約束いただいてもそれが守っていただけないということであればそれはあると思います。きょうは営業係長が来ておりませんので詳細のところはわかりませんが、法人の場合には、即座にとめてしまうと営業停止というようなことになりますので、逆に営業していただいて納めていただくほうがいい場合もあるかなと。経営が苦しいからということであれば、苦しいところをとめちゃったならばもう営業できなくなるわけですから、それが我々

にとって得策かどうかという、そういう判断も出てくるかもしれませんが、その辺のところはちょっときょうは営業係長が来ておりませんので、はっきりしたことは言えませんが、原則としては同じなはずなのですが、ケース・バイ・ケースの中で多少の違いが出てくる可能性はあるかなというふうに思います。

山本委員 わかりました。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

玉野委員。

玉野委員 すみません、今の続きなんですけれども、滞納案件という中に、こんなものもあるというのは1, 2点、ご紹介いただけますか。大口の滞納案件。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

小仁所水道課長 意見書の資料ですね。

滞納案件ならこちらに……

玉野委員 今の11ページ。

小仁所水道課長 滞納の大きいものはホテルが1件ございました。ホテルが1件と宝石店が1件、合計2件で、例年になく滞納額でございました。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木委員。

鈴木(紀)委員 固定資産税の売却代金ということで119万9,251円となっておりますが、鳥野目浄水場用地売却ということで、面積と、あと、この金額の算出、こういった形で算出されたのかなというふうなことを。説明資料の10ページ。

櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

渡邊総務係長 こちら固定資産の売却代金ですけども、ちょっと面積のほうは、はっきりした面積を把握していないのですけれども、申しわけございません。ただ、こちらの算出については、道

路課のほうで、市道埼玉鳥野目線の改良工事に伴う用地の買収ですので、道路課のほうで不動産鑑定士を入れた鑑定額をもとに提示された金額、こちらのほうで売却しております。

こちら売却代金については、通常取得した価格、こちらが売却代金になっておりまして、決算資料の2ページに、固定資産の売却益というのが595万2,299円、こちらのほう算出しているのですが、結局はこの119万9,261円と595万2,299円、こちらを足した金額をいただいています、面積に対して。これ純粹に600万円近い金額は、取得した価格よりも多い利益として上げているので、こちら売却益という形になるんですけれども。面積が、ちょっと私も前任道路課にいたのですが、あの辺ですと平米1万7,000円ぐらいで売却しておりましたので。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

渡邊総務係長 以上で。

鈴木(紀)委員 大丈夫です。

櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第9号 平成26年度那須塩原市水道事業会

計決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第9号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 その他に入ります。

執行部から何かございませんか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 委員の皆さんから何かございませんか。

君島委員。

君島委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、建設の部分で、資金が足らなくなると、留保資金を使いますよね。留保資金を使っているのは別に構わないんですけども、今回みたいに剰余金が出たときに留保資金に戻すということはなくてもいいのかどうかというのが1つと、もう一点は、剰余金が出たときに、例えば資本金に何%以上は資本金にしないよという縛りがあるのかどうか、その2つを教えてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

君島委員 その他なので、後でも。

櫻田委員長 それでは、後でよろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、私のほうから一言、水道課の皆さんにお礼を申し上げます。

不眠不休で2日間ばかり塩原の断水のために一生懸命復旧に努めていただき、本当にありがとう

ございました。幸いにして、人的被害はなかったわけではございますが、これからシルバーウィークを迎える塩原温泉にとっては非常に水の問題は大事なことであります。

うわさによりますと、旅館の社長が従業員を連れて、スコップと長靴で現状に行き、手仕事でその水を復旧するのに非常に努力したと、現場を体験できて非常に、今までは行政に対して早いだの遅いだの言っていたのですが、行政の痛みがすごくわかったという意味で、喜んでいたのか反省をしていたのかわかりませんが、そういう声もいただきました。しかし、今回は50年ぶりの大雨でしたが、素早い対応、そして幸いにしてシルバーウィークにも塩原温泉、そんなに被害がなく、大丈夫なんではないかなということですので、本当に水道課の皆さん、ご苦労さまでした。まことにありがとうございました。

それでは、そのほかないようですので、水道課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、10分間の休憩をとらせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。15分から行います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時12分

櫻田委員長 時間には早いのですが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道課の審査

櫻田委員長 それでは下水道課の審査に入りますが、審査に入ります前に、課長のほうから一言発

言をしたいということがありましたので、よろしく申し上げます。

邊見下水道課長（台風18号の影響による被害状況について説明。）

櫻田委員長 ありがとうございました。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 それでは、下水道課の審査に入ります。今回、下水道課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

邊見下水道課長（議案第64号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

委員の方、何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結

いたします。

これより採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 次に、議案第68号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

邊見下水道課長 (議案第68号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

委員の皆様、何かございませんか。

鈴木委員。

鈴木(伸)委員 債務負担行為って契約ですよね。

〔「はい」と言う人あり〕

鈴木(伸)委員 これって業者さんはすごくレベルの低い質問かも知れませんが、入札とかそういった形で、それとも随契みたいな形なのでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 現在、入札の準備を進めているところでございまして、プロポーザルによりまず随契、入札という形で予定しております。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 この金額、限度額でこれから入札準備をしていくということによろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

鈴木(伸)委員 これを見ると、さっき28年度からと、そこから、ここに書いてる期間の27年度というのは今から準備するという意味によろしいでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 期間につきましては、今年度入札を行いまして、契約まで行いたいということで、27年度からの債務負担ということで設定をさせていただいたところでございます。

〔発言する人あり〕

邊見下水道課長 実質、委託については28年4月1日からという内容で予定をしております。

櫻田委員長 ほかにございませんか。

鈴木委員。

鈴木(紀)委員 22ページの賃金というところで、

産休による代替職員分ということですが、これ来年3月までということと理解してよろしいでしょうか。それだけを確認。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 10月から3月いっぱいまでということで、6カ月間予定をしております。

櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第68号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

邊見下水道課長（議案第69号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号 平成27年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第69号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、決算審査特別委員会（第三分科会）へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部からの説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

邊見下水道課長（認定第1号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

委員の皆さん、何かございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 それでは、意見がないようなので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべ

きものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いします。

課長。

邊見下水道課長 (認定第5号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木(伸)委員 399ページの20事業のバイオマス発電設備で、私は頭から抜けていたのですけれども、どういう趣旨で行った事業なのかというあたりをちょっと砕いて説明いただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 流域下水道といたしまして、那須塩原市、大田原市、流域下水道、県が管理をしている北那須浄化センターが大田原市にございますけれども、ここに消化ガスという形で、当然ながら下水道を処分しましてガスが出ますので、それらを有効に活用するという事で、バイオマスの発電の設備を設けたということであります。これらにつきましては、25年から26年度、2カ年間で事業を実施するという内容でございます。今年の5月に発電を開始したということで伺っております。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 では、この事業は市単独か、その広域的にやった中の分担の金額になるかということと、あとこれ、発電量はどれぐらいなのか聞かせてもらえますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 まず、全体事業費でございますけれども4億6,000万円ほどございまして、この半分が県負担でございます。残りの半分を構成市町であります那須塩原市、それから大田原市で負担をしているという状況でございます。

それから、発電量につきましては、ちょっとお待ちください。

年間で140万kwアワー。

鈴木(伸)委員 はい、わかりました。

櫻田委員長 そのほか委員の方、ございませんか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、386ページの、まず、6款2項1目の雑入の先ほど説明をいただいた原発事故による東電からの賠償金なんですが、平成26年度、去年の決算では、25年度の決算分は間に合わなかったということで、翌年に入れますという説明があって、今回この4,000何がしの賠償額が入ってきているわけですが、そうすると平成25年度分というのはこの中でどのぐらいを占めるのでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 今回の賠償金につきましては、平成24年度分でございます。

吉成委員 24年度分。

邊見下水道課長 はい。25年度分につきましては、今年度賠償金が入るというようなことで見込んでいるという状況であります。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、わかりました。ちょっと勘違いしていました。

では、392ページの水処理センターの部分ですが、この20事業、決算で黒磯及び塩原水処

理センターの改築更新等の実施設計ということで1,890万円の決算がなされています。

当初予算は4,500万円以上だったような気がするんですが、その差額が生まれた理由をお聞きます。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

遠見下水道課長 当初は黒磯の水処理センターにつきまして施設の整備を行うということで予定をしてございました。ところが、耐震化調査を行いましたところ、黒磯水処理センターの建屋が耐震化が図れないということから、これらを減額したということでございまして、これにかわるものとして、黒磯水処理センターの建てかえを計画をしたということで現在進めている状況でございます。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 平成26年度の当初予算の中身を見ると、そこには耐震工事が、今はもう耐震がという話がありましたけれども、耐震工事の詳細設計という、この詳細設計という部分がじゃ丸々抜けたという理解でよろしいんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

遠見下水道課長 詳細設計が丸々抜けまして、基本設計に切りかえたということでございまして、基本設計につきましては、監視制御設備が黒磯、塩原一緒でございますので、これらの建てかえに伴います詳細設計やりますと無駄になりますので、基本設計で抑えたということでございます。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、了解しました。

では、次ページの393ページの管渠管理なんで

すが、ここの中の、以前からやっていると思いますが、この委託料の内訳の表がありますけれども、それぞれTV調査業務ということで、その1、その2、その3あるんですが、これはメートル当たりの単価というのがなされて、掛けることのメートルで出てくるんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

遠見下水道課長 おおむね、委託料の単価が決まっております。それに延長を掛ければ出てくるというようなことでございます。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 単価としてはどのぐらいの単価なんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

遠見下水道課長 電卓で計算をしますので、少々お待ちいただけますか。

吉成委員 では、結構です。

では、次なんですけど……

櫻田委員長 課長。

遠見下水道課長 出ました。おおむねメーター当たり2,050円です。

吉成委員 メーター。

遠見下水道課長 はい、メーター。

吉成委員 わかりました。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 あと、396ページ、この下水道建設費の中の、ここも上段のその他委託料の内訳ということで、長寿命化計画に伴う管漏水調査業務ということで、黒磯その1、その2ということになるんだと思うんですが、これは具体的には黒磯地内のどの辺をこの6,310m、そして7,846m、調査業務を行われたんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 町名だけでご説明を申し上げますと、まず、その1、6,310mほどです。これにつきましては、黒磯地内の安藤町、それから下黒磯、下豊浦あたりでございます。

次に、その2でございますけれども、これも、安藤町が一部入りますけれども、そのほかに東豊浦、それから豊浦北町などがございます。

以上です。

吉成委員 はい、わかりました。了解です。

櫻田委員長 そのほか委員の方、何かございませんか。

鈴木委員。

鈴木(伸)委員 今の吉成委員に続いての質問になりますが、この長寿命化計画の管路は、何年に布設して、現在どのような管種が残っているのか、わかりますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 長寿命化計画のまずテレビカメラ調査の範囲からご説明申し上げますと、幹線管渠をメインに調査を実施してございます。それに加えて、重要な管渠ですので、JRの横断とか、そういったものについて実施をしているものでありまして、調査範囲につきましては、整備年次の古いものからということで調査をしています。

長寿命化計画につきましては、この管渠の調査をした結果、異状があったものにつきまして長寿命化計画を策定するというところでございまして、今手元でどのぐらいの管渠の大きさであるとか、延長であるというのは、手元に資料がありませんので、申しわけございません。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 ちょっと長寿命化という言葉が

らひらめいたのですけれども、普通橋梁に例えてしまえば、いつつくったかと、50年たっていれば腐食とかひび割れとか、鉄筋の腐食みたいので、それを補修するために、目に見えるんですね、疑いがある場所。この下水道は見えないんですけれども、今質問したことにちょっと足りなかった、もうちょっと。本来はやっぱり先行したものの、古いものをまず調査するのだろう、重要なところとか古いものだろうと。それから、どういう管種、昔と今ではちょっと管種が違う、下水道だとマンホールと限らないと思うのですけれども、こういうものを目当てでやっていて、ここに予算とっているわけですが、これ、予算ではない、決算なんですけれども、どういう目当てでこれを予算をとってやられたのか。

今はちょっとわからないですかね、ちょっと興味が合ったものですから、前回の予算のときに見ていなかったの。要するに前にひっくり返すけれども、いつごろの工事のものに対して、あとどれぐらいの管径とか管種はどうだったのかというあたりが聞ければと思ったのですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 黒磯の建設部署で中心にやっておりますけれども、黒磯の供用が昭和55年から供用してございます。その管ですから、それから50年以上なのですけれども、それで先ほどの繰り返しになりますけれども、重要な幹線とかということで調査をしているところです。

管種につきましては、恐らくで恐縮なんですけど、ヒューム管だと思っています。

鈴木(伸)委員 径は、径のほうも。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 1,100から250までの管渠につい

て調査をしてございます。

鈴木（伸）委員 結構です。

櫻田委員長 そのほか委員の方、何かございませ
んか。

山本委員。

山本委員 先ほど聞いていたんですが、386ペー
ジの原発事故の東電の賠償金について、この
4,400万というのは、多分、要求をして、その中
でやったものだと思うんですが、これ、どのくら
い要求して、何に対してこの4,437万円なのか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

遠見下水道課長 下水道資源化工場に搬出してお
ります汚泥の処分費用についてでございます。

考え方といたしましては、原発の事故前の処分
費用と、それから原発事故後の処分費用の差額に
ついて東電に賠償を求めているということでござ
いまして、費用についてはおおむね要求額どおり
ということでございます。

以上です。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 これ、24年度分だということだったの
ですが、そうすると25年度分も同じように差額を
要求して入ってくるだろうという見込みでよろし
いんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

遠見下水道課長 はい、おっしゃるとおりでござ
います。

山本委員 了解です。

櫻田委員長 そのほか委員の方から何かございま
せんか。

吉成委員。

吉成委員 今の山本委員が言われた部分の測定費
用等もたしか加味されないんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

遠見下水道課長 答弁漏れまして申しわけござい
ません。

4,437万962円の内訳でございますけれども、資
源化工場に対する負担の増といたしまして4,409
万8,802円、それから放射能濃度の測定費用とい
たしまして27万2,160円でございます。

以上です。

吉成委員 了解です。

櫻田委員長 そのほか委員の方から何かございま
せんか。

鈴木委員。

鈴木（紀）委員 399ページの先ほどの質問のバ
イオマス発電の件で、5月から稼働しているとい
う、その発電した電気の使い道を伺いたい。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

遠見下水道課長 まずは施設内で必要な電気をそ
れからとる。それから余ったものについては売電
するということでございます。

以上です。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木（紀）委員 その余った部分の売電の金額は、
大田原と本市と県とか、そういう分担されるんだ
と思うんですが、そのところをお聞かせくださ
い。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

遠見下水道課長 現在の見込みですけれども、売
電は年間で1,800万円ほど予算が削減されるのか
なということで、この削減されたものにつつまし
ては、維持管理費が削減されますので、維持管理
費については、削減されたものについて現在の持
ち分といたしますか、負担割合で負担をしていくと

いう内容ですので、若干下がるかなということで期待しています。

以上です。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(紀)委員 ということは、2分の1ずつということでもいいんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 答弁がちょっと錯綜しまして申しわけありません。

1,800万円のうち、那須塩原市分の負担減となつてまいりますので、1,200万円ぐらいになっているのかなというふうに思っています。

櫻田委員長 そのほか委員の方からありませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第5号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

邊見下水道課長 (認定第6号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

何かございませんか。

吉成委員。

吉成委員 404ページの委託料の内訳の放射能濃度の測定業務なのですが、去年の決算額から行くと同倍増しているんですけども、その理由をお聞かせください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

邊見下水道課長 放射能測定業務でございまして、年に4回ほど昨年実施してございます。4月、6月、12月、3月に行いました。昨年度、恐らく2回だったと思いますので、ほぼ倍増したというものです。

吉成委員 はい、了解です。

櫻田委員長 そのほか委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第6号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございませんか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

櫻田委員長 委員の皆さんから何かございませんか。

玉野委員。

玉野委員 (バイオマス発電施設の所在場所について)

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 (農業集落排水に関する水洗化の啓蒙活動について)

櫻田委員長 それでは最後に、部長のほうから何かございませんか。

八木澤上下水道部長 ありません。

櫻田委員長 以上で、上下水道部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで昼食のため、休憩をとりまして、午後1時より会議を再開したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 1時00分

櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市計画課の審査

櫻田委員長 初めに、君島建設部長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

君島建設部長 (挨拶。)

櫻田委員長 ありがとうございます。

それでは、都市計画課の審査に入ります。

今回、都市計画課関係の付託案件はございませんので、これより決算審査特別委員会(第三分科会)へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いします。

課長。

稲見都市計画課長(認定第1号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

山本委員。

山本委員 歳出の238ページ、真ん中の屋外広告物設置状況調査業務なんですが、シルバー人材に頼んでということなんですね。これで完結しているのか、それから具体的にどのような方法で、どんなことをやっているのか、ご説明をお願いします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

稲見都市計画課長 この調査でございますが、今年度の10月1日から屋外広告物の市の条例にあわせまして、これを施行されますので、それにあわ

せまして現況の調査をいたしております。

昨年の調査状況でございますが、市の条例によりまして、色彩規制を導入する地域と、それから国道400号の沿線、大田原市の市境までを調査しております。ですから、この後も何年かの計画で市全体をやっていかなければなりません。今年度もということで調査に入っております。

調査しました広告物の数等でございますが、全て調査票に上がっております、その調査票が2,776枚ということで、設置数にしまして延3,446基ございました。

以上が概要でございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 条例ができていたのはわかっていたのですが、これは調査をして、調査票に書いて、後、問題があるものについてそれぞれのところに持っていくというような形でやっていくということですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

稲見都市計画課長 これは全てデータベース化しております。これの説明会を業者さんとか宛に何回か実施をいたしております。そのときにおいになった業者さんとか、自分のところというふうにご相談されたときに、そのデータベースを見ながらすぐに、あなた様のところはこうなっておりますというお話ができるというようなものにするのが一つと、それから、この条例による規制自体は、相当といいますか、長い期間を通じて、全体的にやっていくということしかないと考えております。一斉にこれは無届けです、禁止です、すぐに取り外してくださいということではなくて、少しずつ少しずつ、色彩が整っていく中で、業者さんがもう古くなった広告を直すときに、うちのほうも直さなきゃなというふうに思っていたいで、何年か後にきれいにさせていただくというよう

なことです。これをもって全て違反のものはすぐに直ささいということは、とても数多くて、それはちょっと現実的ではないということで、そのような取り扱いをしております。

以上でございます。

山本委員 了解しました。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 同じく238ページの山本議員の質問したその下の行ですが、まず那須塩原駅西口周辺土地利用支援業務ということについて、ちょっと疎いものですから、どんな内容なのかを、この金額の内容をご説明いただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

稲見都市計画課長 これにつきましては、NPO地域から国を変える会というのがございます。朝比奈一郎さんが代表でやっている会でございます。

那須塩原駅西口は、区画整理が全て終わりましたけれども、その後の再開発等をどのような形でやっていくのかということで、やっていただいたものはヒアリング、コンセプト作成、業務報告書という形で結果を見ております。

この業務報告書の特徴的なものは、民間のデベロッパーに行ってヒアリングをしております、実際にあそこを開発したときに、開発といいますかまちづくりで都市計画を行ったときに、どのような業者さんがどんなふうな興味を持つのだろうというような、非常に実践的なものについて報告をいただいているということが一つ。

それから、パースの図面を3枚作製していただきました。ですから、あそこをどのようにするかという現実的なイメージを初めて図面化していただいたというようなことで、これは現在しております都市整備課の、あの地区の開発ということで都市整備課で取り組んでおりますが、そちらに

引き継がれております。

以上でございます。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 その成果品のなも、報告書は、私たちも見ることはできるんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

稲見都市計画課長 もちろんでございます。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 それじゃ、機会がありましたら、後で内容をちょっと見させていただきたいと思えます。

それから続けてなんですけれども、この下3行ありますけれども、草刈りに費用がかかっているような内容なんですけれども、これ面積でいうと、各箇所何平米ぐらいか教えていただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

稲見都市計画課長 シルバー人材センターに委託しました草刈りですが、まず関谷の分譲宅地、この面積が1万562平米、それから新町の分譲宅地の草刈り業務が4,326平米でございます。それから那須塩原駅の西口の分譲宅地でございますが、これが1万6,581平米でございます。

以上でございます。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 面積と金額がちょっと合わないような感じなんですけれども、飛び抜けているのは、逆に言うと13万9,000円というのは関谷地区で、新町は14万5,000円で、面積は、新町は関谷の半分ですよ。同じようにこの那須塩原駅西口は1万6,000幾ら、関谷は1万平米ぐらいで、金額が4倍ぐらいになっているかと思うんですけれども、その辺の違いはどういうことでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

稲見都市計画課長 関谷地区の分譲宅地におきましては、草刈りのみでございます。その土地土地によって、草の生え方等相当違ってまいりますので、関谷地区だけは草刈りだけ、そのあとの那須塩原駅の西口及び新町につきましては、草刈りのほかに刈った草を持ち出して処分するというような業務がありますので、単価といいますが、事業費がちょっと違ってしまったということになります。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 とりあえず、金額がそんなに大きくないので、大体理解しました。

これはずっとかかっていく経費なので、今後こういう金額はこれからもかかるというふうに考えていますか、減らすことは考えていますかというあたりですね。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

稲見都市計画課長 これは全て分譲宅地、都市計画課で販売をしておりますので、それが売れていけばどんどん少なくなっていきます。先ほどの全部合わせて4地区の分譲地の中で、6区画売れておりますので、少しずつ面積が減っていきますし、早くたくさんといいますか、全部売り払いをしたいというふうに考えております。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 最後にしますけれども、道路でも草が生えているところ、県道でもよくやっていますけれども、防草シートみたいなのをやっているところもあるので、管理費がどっちが安いのか、全部防草シートにすると景観が悪くなることがあるんでしょうけれども、今回決算なので、そういうことも念頭に検討をしていただければということで、意見を余り言うこともないですけれども。

以上です。ありがとうございました。

櫻田委員長 そのほか、何かございませんか。

吉成委員。

吉成委員 では、歳入のほうの今にも関係していましたがけれども、34ページの不動産売払収入で、先ほど課長から改めての説明がありましたけれども、今回に関していうと、那須塩原駅西口の4区画地、それから関谷の分譲地内が2区画がそれぞれ売れましたという決算報告があるわけですが、実際に今現在、先ほどの草刈りの部分が残っているということなんでしょうけれども、これ区画で言うと、それぞれどのぐらいの区画数になっているのかお聞きします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

稲見都市計画課長 4カ所の保留地を持っております。まず一つが関谷地区でございます。全部で57区画ありまして、昨年2区画売れまして、処分済みが36区画売れたということで、残りが21区画でございます。

次が、那須塩原駅西地区でございます。この地区は、全部で52区画ございまして、残り区画は3区画と、49区画が売れておりますので、残り区画が3区画ということでございます。

その次が、那須塩原駅の北地区でございますが、全部で37区画でございます。昨年4区画が売れまして、処分済み合計が25区画が売れておりますので、残り12区画がまだ売れていないということになります。

最後が新町のニューライフ新町という分譲地でございますが、ここは全部で17区画ございまして、売れたところが7区画ございまして、残り10区画が現在も保留のまま残っているということになります。

以上でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 それぞれ今説明を受けたわけですが、どういった売れるための宣伝をされているかということと、それと价格的な見直しというか、そういったものは念頭に置かれているんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

稲見都市計画課長 まず販売の広報等の方法でございますが、ホームページをどんどん更新しながら、ホームページでやっております。価格見直しのお知らせなどもホームページで更新しながらやっております。

それから、広報なすしおばらでも分譲宅地価格改定のお知らせというような形で広報をさせていただいております。また、分譲宅地の媒介依頼として、栃木県宅地建物取引業協会にもパンフレットを置かせていただいております。それから、全日本不動産協会のほうにも、会員にパンフレットを配付させていただいております。

それから、9月にございました栃木住宅フェア2014というのがございました。そこにもパンフレットを出展させていただいております。これは宇都宮市のマロニエプラザでやったイベントでございます。

それから、これは今年度になってしまいますが、池袋のキックオフイベントにでもパンフレットを置かせていただきまして、15の方が説明を受けて持って帰ったというご報告を頂戴しております。価格改定につきましては、積極的に考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 実際に価格に関してなんですけど、改定をしてきた経緯をざっくりとでいいですから、ご

説明いただければ。

櫻田委員長 答弁を求めます。

君島建設部長 細かい数字はあれなんです、とりあえずずっと改定をしてこなかったんです、しばらく。最近になりまして、それぞれの地区によって、毎年一斉にというわけではないんですけども、2年に1回ぐらいは、少なくとも見直しが必要なんじゃないかということと、あと、周りの地価との乖離、それが5%ぐらい以上になったら、少なくとも改定が必要なんじゃないかということで、26年度に那須塩原駅の西、北につきましては26年度にやって、関谷のほうは25年度にやっています。新町のほうも25年度だったと思うんですけどもやりまして、一番最近は、25年度と26年度にそれぞれやったと。できるだけ周りの土地の状況等を見ながら改定をしていきたいということで考えておりまして、今回ずっと今まで改定をしなかったために余り売れなかったんですけども、改定をしたらばそこそこ引き合いも出てきましたし、何区画も続けて売れるようになってきたというのが現状です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 内容としてはよくわかりました。

それぞれ区画としては少しずつ売れつつあるのかなと思うんですけども、以前から気になっているのは、新町は17区画しかなくて、本当に長い間売れてきていないという、去年の決算では、たしか1区画売れたというのはあったと思うんですが、そういったことで努力されているのはわかりました。

以上です。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

鈴木委員。

鈴木(紀)委員 18ページ、先ほど説明があった

都市計画手数料、開発許可申請手数料というのがあって、去年からということで、もう少し詳細に説明していただけますか。開発許可そのものがどういったものなのかというふうなところ。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

稲見都市計画課長 この開発行為の許可事務につきましては、土地計画法に基づきまして行っている制度でございます。無秩序な市街化を防止いたしまして、道路、公園、排水施設等の公共施設の整備を義務づけをいたしまして、良好な宅地水準を確保するというのが目的でございます。

開発行為そのものは、建築物や特定工作物、その建設を目的とした土地の形状とか、区画や形質の変更、それが開発行為というものでございまして、適用面積につきましては、都市計画区域内については3,000平米以上、それ以外の区域につきましては1万平米以上が該当になっております。

開発許可に関しまして、提出をしていただきまして、審査をさせていただきます、適正な、例えば雨水調整池が適正につくられているかどうかなど、つくっている最中も中間検査をいたしましたりします。そのような形で細かく開発された、いわゆる分譲地が、住みやすい、またその後の管理がしやすいとか、雨水調整池があふれないような形でちゃんとできているかどうかというふうなことを細かく検査いたしまして、それをやらせるというのが開発行為でございます。

去年は全部で27件。許可が14件、それから変更許可が11件、それからその他の許可が2件ということで27件でございます。申請の手数料のほうは、細かくなっておりまして。

〔「それはいいです」と言う人あり〕

稲見都市計画課長 そのような形で、去年が初年度だったものですから、27件全てが増という形に

なりまして、手数料としましては全部で276万9,700円ということで、歳入にのせております。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(紀)委員 その他の許可2件ということだけ、どういったものなのかちょっとお聞かせください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

田中開発指導係長 その他の件の2件の内訳になりますが、1件が42条1項ただし書きというものがあります。これ何かと言いますと、開発をするときには、その開発区域に建てるものを特定をして建てる形になります。例えば、そこには店舗を建てますとか、工場を建てますとかいうことを決めてから許可を得るんですけども、許可をとった後、10年後とか20年後とか、何か建物を建てるときに、その用途と違うものを建てるときには手続きが必要になります。その手続き、その建てていかどうかの許可をとるただし書きとかというのがありまして、それが1件になります。

もう一つが、いわゆるこちらに関しては、承継承認というのがありまして、まずAさんという方が開発したものがありまして、その権利を売買とかを伴ってBさんが今度使い始めるということの内容の許可というのがありまして、それが承継承認というものになりまして、それが2件目になります。

以上の2点です。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 その他に入ります。

執行部から何かございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

櫻田委員長 委員の皆様から何かございませんか。
鈴木委員。

鈴木(伸)委員 (市の分譲宅地の今後の販売促進について)

櫻田委員長 ほかに委員の方から何かございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 それではないので、都市計画課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備課の審査

櫻田委員長 それでは、都市整備課の審査に入ります。

認定第1号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 今回、都市整備課関係の付託案件はございませんので、これより決算審査特別委員会（第三分科会）へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

松本都市整備課長（認定第1号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木（伸）委員 245ページの住宅関連なんですけれども、まずちょっと段階的に質問させてもらいたいですけれども、基本的にこれ企業会計のように、要するに収入があって支出があるという形で、それと市からの繰入金というような収支計算というのはやられているんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 こちら市営住宅におきましては、特別会計でなくて一般会計でやっておりますので、歳入は歳入でそのままになっておりまして、支出は支出となっております。ただ、歳入の中で市営住宅使用料の一部を市営住宅管理運営事業に充当という形はさせていただいておりますが、特別会計とはなっておりません。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木（伸）委員 特別会計のよにということと聞いてだけで、それはわかるんですけども、要は普通の民間でやられているアパートとか賃貸だと、建物を建ててから利益が出るようなことをやっていくんですけども、それは利益を出すためなので、市がやるんですから多分福祉という面も含めてだと思つたので、利益は出るような形にはきつっていないんだと思つたんですけども、じゃ、これだけ片方はただ出るほうだけ見ていて、片方は収益だけ単純に家賃だけ取っているという、なんかちょっと税金を一般的にただじゃぶじゃぶ使っているかどうか判断できないんですが、その辺を判断できるような、要するに企業会計だと判断できると思つたんですけども、これはそういうチェックをどこかでされていますか。家賃に対してどんどん修繕したり、そういった費用を使うに当たってのバランスというのは、誰がとっているのか。誰れがっていうか、そういうチェックってどういうふうに行われているんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鈴木（伸）委員 今、おっしゃられたとおり、企業会計にはなっておりませんので、歳入歳出のあかしか、そういった形はしてありませんが、間違いなく、民間ですと建物を建てるときの最初の投資分等あるかと思つたんですけども、それは公営住宅法の中でもそういった形というのは決め

られておりませんので、最初の投資分というのが、企業会計ではありませんので、後年には継続されないというところがあります。

それが一つでありますのと、現在地的に言いますと、間違いなく歳入のほうが歳出よりは、当然先ほど言った投資分を見ていないものですから、歳入のほうが多いというのは確認はできておりますけれども、チェック体制という形ではやっていないのが現状であります。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 公営アパートをやる趣旨は、ちょっと勉強不足で申しわけない。その法律に基づいて建てていると、その趣旨にのっとってやっていると、その法律の趣旨であるとする、初期投資分は気にしないんでしょうけれども、法律の趣旨ですからね。ただ、それでも一般会計か、国から補助が出るのか、ちょっと私もその辺はわからないんですけれども、壊れたら直すという形で、どんどん際限なく支出が出ているのか、チェックはされているということなんですけれども……

櫻田委員長 鈴木委員に申し上げます。もう少し簡潔に質問しないと、多分わからないと思うので、よろしくをお願いします。

鈴木(伸)委員 そうですね。

決算としてきちんと支出に見合った額として考えながら、歳出をしているかどうかということについてだけ、じゃ、お答えいただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 当然ながら予算執行時におきましては、余分な支出はしないようにということで、修繕におきましても本当に必要なものかどうかというチェックは、当然しております。支出におきまして。

あと、経常的な補修料とかそういうのは毎年決

まった中で行っている部分もありますので、この辺に関しては、それにおきましても当然、消費税の絡みとか、金額が上がっていく中でもチェックはしておりますので、歳出に対しての当然ながらチェックはしておると思っているところであります。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 それでは、140ページ、141ページ、下段の黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業15事業についてお聞きをします。

241ページ、先ほど課長のほうからご説明をいただいた、工事請負費の件なんですが、仮称まちなか交流広場既存建物解体工事ということで、最初の時点で2,180万円を支出して、実際にこの解体工事が終了したのは、ことしの5月であると、平成26年の当初予算でいけば、4,300万円だったわけです。その差額に対して、その後支払いを見たということによろしいんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 こちら、まちなか交流センターにおける既存建物解体工事におきましては、当初予算の中で工事を発注しましたところ、アスベストが隠れたところから出てきておきまして、流用をして工事請負費を増額した中で、変更契約は行っております。したがって、工事費は増えておるところで、その中で平成26年度は当初請負契約が4,374万円だったものですから、これの2分の1が前払い金、支払になるものですから、その分を26年度に支払ったところであります。

以上でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 すいません、今ちょっと聞き逃しちゃって、そうすると最終的に総額で支払われたのがその4,374万円ではないんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 私の説明不足でした。

当初契約が4,374万円で契約したところであり
ますが、アスベストが出たものですから変更契約
をいたしまして、5,576万円の、これは平成26年
度中です。変更契約をしたところでありませ
う。ただ、最終的に5月末の完成前に減額もあ
りまして、最終的な変更契約、最終の支払い
は、トータルで5,439万9,600円、こ
ちらを支払っております。

以上でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、これは予算枠の内の流用で
対応したということなんですね。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 当初予算からおっしゃら
れるとおり、増額して変更契約をして、増額
をしてそういう支出になったところでありま
す。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 アスベストがという話は以前にも
聞いたわけですが、アスベスト自体の結局は
処分、処分っていう部分が相当かかるという
理解でいいわけですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 処分費ですけれども、そ
の建物を撤去するときにも、労働安全衛生法
で厳しく規制がありまして、囲う、完全に密
封して、外に飛び出ないという負圧の状態に
して作業をするものですから、その撤去工
事費も相当な金額がかかったところであり
ます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 その点、了解しました。

そのすぐ下段の今度は、公有財産購入費に
関し

てなんですが、黒磯駅の東口、それから今
のお話の交流広場、それぞれ用地購入費と
して予算計上されて、実際に購入して7,300
万円からの支出があったわけですね。これら
についても当初の予算からいくと2,000万
円弱ぐらいの乖離があると思うんですが、そ
れは安く購入ができたという理解でよろしい
わけですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 議員おっしゃられます
とおり、土地購入するときには鑑定評価を
かけまして、予算上の平米単価よりも安く
鑑定評価が出たものですから、その分安
くなったということでもあります。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 了解しました。

じゃ、次に243ページ、工事請負費の中
の一番下の先ほど課長がちょっと触れてい
ましたけれども、烏ヶ森公園、今回園地内
の園路を舗装工事を行ったということで、こ
れはウッドチップでの整備だったという記
憶をしていますが、これはウッドチップの
場合には、例えばの比較としてアスファ
ルトで整備をした場合と、どのぐらいの開
きがあるんでしょうか。それからメンテに
関してはどうなんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 ちょっと金額のほうは
手持ち資料がないので、ちょっとどのぐ
らいの開きがあるかは、間違いなくウ
ッドチップのほうが高額になるかと思
うんですが、ちょっと金額的なものはこ
こではご説明できません。

また、メンテということで、耐久性とい
うことかと思うんですが、やはりア
スファルト舗装ほどは耐久性はない中
で、今回2種類のウッド

チップ舗装をいたしまして、完全にウッドチップだけの舗装と、木質系舗装と言いまして、アスファルトの中にウッドチップをまぜた舗装、2種類で使い分けしております、勾配のあるところ、坂の部分と流されやすいようなところは、先ほど言いましたアスファルトの木質系舗装、平場の部分はウッドチップの舗装という形でやらさせていただきますところでありました。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 細かな数字がちょっと今ということですが、そうするとウッドチップだけと、それからアスファルトウッドチップの混合での部分で言うと、その比較でいったらどちらが単価的には張るんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 単価のほうまでちょっと資料は持ってきていないところではありますけれども、ウッドチップ舗装、これがやはり高いということがございます。

吉成委員 単独のほうが高い。

松本都市整備課長 はい。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 確認ですけれども、間違っていたら教えていただきたいんですが、1.5kmの整備だったんでしたっけ。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 延長は2,055mほどになっております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 了解しました。

次に、次ページ244ページの公園のほうの長寿命化20事業についてお伺いをいたします。

この中で、黒磯公園の修繕が入っています。こ

の黒磯公園の修繕の中に、今現在行われているふれあい橋の塗装、あれは平成26年度予算の中で執行されるべきものだったと思うんです。それがこのちょっと調べてきたんですが、10月16日が完了予定というようにあそこがありました。

その持ち越した理由等々をお聞きします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 議員おっしゃられるとおり、26年度予算で計上させていただいたところなんですけれども、こちらは先ほどの長寿命化計画に基づいた中で、長寿命化計画に金額等も入っておりますものですから、そちらで予算取りしたところ、予算的には全然足りないということで、再度27年度予算の当初予算で要求させていただいたところでありました。

また、なお10月何日とか、完成に関しましては、ちょっと今天候が悪いものですから、ちょっと工事のほうがおくれていますので、工期延長しなきゃいけないかなと思っているところですが、まだその判断はしていないところです。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、私がちょっとあれでしたね。抜けていました。

あと、従来あそこは青で塗られているんですけども、色なんかについての検討なんかは実際されたんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます

課長。

松本都市整備課長 おっしゃるとおり、緑に近い青だったかなと、大分、一部分補修もかけておまして、色は多少、やはり当初とは変わってきているところでありまして、今回に関しましてもいろんな色を検討して幾つか出した中で、まるっきり変えるとかという話もあった中で、やはり市民

に親しまれている今までの色に近い形という形で塗装ということで、外部、市長も交えている協議をさせていただいて、色は決めさせていただいたところであります。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 景観条例に関しては、そこは関係ないんでしょうけれども、そういった条例も今回できた。それからいくと、色はちょっと違う色になるんでしょうけれども、そういったもろもろのものを検討したということによろしいんですね。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 議員おっしゃるとおり、その色の案の中では、景観条例に入ったこげ茶というのも色見本を業者のほうにつくっていただきまして検討したところでありますけれども、やはり今までの色、親しまれた色は余り変えないほうがいいという中で決めさせていただいたところであります。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 市営住宅の管理について2つお伺いしたいんですが、246ページです。

まず1つは、真ん中から下の工事請負費の中に、市営錦団地3号棟の高齢者対応改修工事というのがあるんですが、高齢者対応の部屋は、たしか稲村団地で一度見たことがあるんですが、この高齢者対応の改修工事は、どんな内容、どんなふうにしてこれをやっているのかということと、それと、この計画があると思うんです。やっていくのに関して。その計画がどういうふうになっているのか、それから、一部屋当たりというんですか、一区画当たりどのくらい、どんな値段がかかって、何をどういうふうにやっているのか、ちょっと詳しく教えてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 稲村団地の10号棟以降は、スロープと1階部分に関してバリアフリーという形でつくっている、新築時でやったところでありませけれども、それ以外の団地に関しましては、そういった配慮がない団地の中で、市営住宅の長寿命化計画の中で、駅に近い錦団地及び磯原団地におきまして、高齢者に配慮した改修ということで、その中身といたしましては、やはり外部から入る階段等は改修のしようがないという中で、階段はそのまま残ってしまう。玄関の入り口部分、かまち等の段差は残ってしまう中で、その中、扉等を引き違いにするのと、あとトイレ及び浴室の入り口の段差をできるだけなくするという形で、浴室に関しましては、今まで現場をバランス釜と言いまして、お風呂釜があって浴槽があるタイプだったのを、ユニットバスに変えまして、別に給湯器というのをつけまして、給湯方式に変えさせていただいたところであります。

また、部屋によっては畳をやめまして全てフローリングという形に、畳の部屋を変えさせていただいたところであります。玄関及び玄関のかまちに関しましては、今回の工事ではちょっと改修のしようがなかったので、そちらはやっておりません。

価格におきまして、この工事の421万2,000円が1戸分であります。1部屋分です。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 長寿命化計画の一環だということだったんですが、市営団地に関しては、一階の部分はよくお年寄りが入っている方が多いんですけども、今のお話ですと、古いところは段差の解消はできないということは、車椅子の対応がないということだと思うんですが、その辺をどうしている

のか、本当に高齢者対応だったら、そこまでやらないとなかなかひとり暮らしとか、二人暮らしはできないと思うんです。

それと、例えば今高齢者が入っていて、不便だからという要求をすると、421万円というのはびっくりしたんですが、やってあげるのか、つまり要求があればやってあげるのか、何か特殊な事情があればやってあげるのか、ときどき聞かれるんです私、個人的に、ですので、ちょっとこのところはしっかりと聞きたいところなんです。

櫻田委員長 答弁を求めます

課長。

松本都市整備課長 入居者におきましては、高齢者であっても自立で行動、生活ができる方というのを最初の入居の条件にしておりますので、できるだけ改修はしておりますけれども、そういった車椅子の方、そういう方のための改修等は今のところ考えておりません。

また、もう一つ、入居をされている方が改修というお話があったとしても、先ほども言いましたように、基本的には1階部分という形になるので、そこが空きがあって高齢者対応改修をしたところに関して、一般的には公募というか、募集をかけるところでありますが、入居者の中でどうしても今の状態と説明の中で生活はできるんだけど、上階、2階、3階に上がるのはちょっと大変だという方に対しての、応募者との兼ね合いもあるんですけれども、対応はしているところではあります。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 とても難しいところだと思うんです。福祉の部分でいけば、車椅子の方たちは違う部分で対応をしなければいけないのが住宅だと思うんですが、住んでいらっしゃる方のことを考えると、じゃ、出ていきなさいというふうにもなかなかで

きないところで、この辺のところは、住んでいらっしゃる方で不便をしている方にとっては、あそこの誰々さんは、例えばここに入ったんだよねみたいな話にもなります。ですから、1戸420万円かかるということと、どういうふうに考えればいいかというのはとても難しいんですけれども、先ほどの長寿命化計画と高齢者対応ということは、少しきちっと分けていただいて、建設部と福祉部のほうできちっと例えば移れる環境を整えるとかっていうことを私はぜひやっていただかないと、今後ますます私たちも高齢化していくので、考えていただきたいなというふうにこれは要望いたします。

櫻田委員長 山本委員に申し上げます。あくまでも決算なので、そういったものに関しては、その他等で言ったもらえればいいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ほかに何かございませんか。

山本委員。

山本委員 同じところですよ。

上のほうに火災保険料があります。市営住宅の火災保険を市が持つ部分と個人が持つ部分の区付けを教えてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 市営住宅火災共済掛金、これは全国の公益社団法人の保険協会のほうにかけているものでありますので、建物関係になります。家財等になりますと個人になると。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 241ページの、先ほど吉成議員が聞いていたところのまちなか交流広場の部分なんですけれども、私の理解がやっぱり悪いのかもしれないんですが、まちなか交流広場の建物を解体をしたわけですよ。し終わって、その下のほうにま

ちなか交流広場整備に伴う物件移転補償というのが出てきます。括弧の中に建物1件、工作物3件、立木1件、その他4件って書いてあるんですが、この広場の建物がなくなったと思うんです見たところ。そのほかにもここには何かがあって、この補償費はそこに払ったということなのかどうか、教えてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 既存建物解体工事というのは、報告しております旧チサンホテル、寄附をいただいた旧チサンホテルの解体工事であります。土地も含めて寄附をいただいた。この下の補償のほうは、隣接地に建物、住宅がありましたので、こちらの建物に対する移転補償費になっております。

別な建物になっております。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 そうしますと、ここを買ったことになっていますよね。広場用地を買ったというのは、ホテルを壊した部分を更地になったので買ったというのわかるんですが、この物件移転補償というのは、壊したけれども、そこに住んでいる人がいたからどこかに移ってもらった費用というふうに理解すればよろしいんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 こちらは住宅があったところですけども、入居はしておりませんでした。引っ越しされて。ただ、建物が建っていたものですから、当然建物に対しての補償費というのが生じますので、そちらのほうになっております。これに基づいて、地権者、権利者は解体をされたということでありまして。解体等は権利者のほうでやられたということです。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 そうすると、ホテルのほうは壊してあげて、もらったと、ここの部分は壊すのは本人にやってもらって、そのお金を出して売ってもらったと、2種類あったということではよろしいんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 チサンホテルは、土地、建物等も寄附をいただいたということなので、建物自体は市のものでしたものですから、解体を市で行ったということです。

移転補償のほうは、個人の財産なものですから、市のほうで補償費を出してその方が解体をしたということです。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木委員。

鈴木(紀)委員 13ページの市営住宅の家賃収納率ということなんですが、これ収税課のほうであれば、別にお答えはしなくてもいいと思うんですが、当然、収納があれば滞納もあるわけですが、滞納の人に対する対処法というか、そういったものはどういうふうに行っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 住宅におきましては、まず1カ月滞納された方には、督促状というのを発送します。またそれでも納められなくて、滞納が2カ月以上の方には、督促状プラス保証人に連絡しますよという予告をあわせていたします。これが3カ月になりますと、督促状プラス保証人に納入執行依頼をいたします。こういったことをやっていると、滞納が6カ月以上、または15万円以上という中で、何も分納誓約書とかそういったのがない方々に対しては訴訟もという形にも進んでいく

可能性があるということで、要綱等で決めておるところであります。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(紀)委員 訴訟までいったのは、これ昨年度はあったんですか。それだけちょっと確認です。

櫻田委員長 答弁を求めます。

松本都市整備課長 26年度はそういったものはありませんでした。

櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

鈴木委員。

鈴木(伸)委員 246ページの5項2目住宅管理の下のほうで、償還金というのがありますが、この説明だけちょっとしていただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 こちら償還金は、市営住宅過誤納金返還金及び利息ということで、平成24年、家賃過誤徴収というのが発覚というか、見つかりまして、そのもらった方々に返す手続きをしてきたところではありますが、権利者に連絡等をとって返してきたところではありますが、亡くなった方もいる中で相続も発生して、そういった方々を調べながら、ずっと返してきたところで、この26年度12月、11月、やはりもう連絡しても、文章等を送っても返事がない、また所在不明という方々もいましたので、平成26年度におきましては、まず82名の方にはお金をお返ししたところがあります。ただ、まだ残り25名の方、対象者がいたところでありまして、金額的に言いますと、家賃価格と利息を含めまして19万5,976円がまだ未還付があったところで、こちらにおきましては、26年度に法務局へ供託を行ったところがあります。なのでこれ以降は、利息の加算はなくなるということで、もし請求者がいれば法務局のほうに請求をしてい

ただくという形にさせていただいたところであり

ます。

櫻田委員長 鈴木委員。
鈴木(伸)委員 わかりました。ありがとうございます。

あともう一つだけ、この13ページを見ているんですけども、中段に市営住宅管理戸数及び家賃収入率のところを見ていて、ちょっと思ったんですけども、結局この837戸あるんですけども、これ平均すると、私が計算するとちょっと間違っているかもしれないけれども、1戸当たり幾らぐらいで貸しているとなるのか、ざっくりと。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

松本都市整備課長 管理戸数は837戸なんですけど、一つ、先ほど言った長寿命化計画に基づいて用途廃止する住宅がありまして、そちらを募集していない。入居者は4月1日現在では、631戸の入居者になっております。入居者での平均、これが妥当かどうかわかりませんが、平均しますと年間で22万6,000円ほどになってございます。

櫻田委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定においては、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

課長。

松本都市整備課長 (まちなか交流センターについて)(市営住宅の指定管理者公募について)

櫻田委員長 それでは、議員の皆様から何かございますか。

吉成委員。

吉成委員 (長寿命化計画に基づく市営住宅の解体等の予定について)

櫻田委員長 そのほか委員の方、何かありますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、都市整備課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたしますが、次は2時50分からよろしく願いいたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時48分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課の審査

櫻田委員長 それでは道路課の審査に入ります。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 今回、道路課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会(第三分科会)に切りかえて審査をいたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

大木道路課長 (議案第64号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 それでは、ただいま説明、課長からいただいた9ページの一番下ですね、2項3目道路新設改良費の市単独道路整備事業費、4001事業の中の沼野田和地区の地形の作製に関する業務ということで300万円今回補正計上されました。

説明で内容としてはわかったんですが、これまで市の中の路線に関していいますと、要は高林大田原線までの整備をやるということでこれまで進めてこられたわけですね。今回、昭和橋のかけかえも県のほうが考えるということで、それに伴って地域の地形図がほしいということで調査に入るということは、新南下中線の今後に関していえばルートを延長して、それに関しても線引きがなされるという理解でよろしいのですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 新南下中野路線の延伸につきましては、まず新市建設計画の中で黒磯地区に向かう路線という形で計画計上されております。また、第一次の道路整備基本計画、那須塩原市の道路整備基本計画においても、県道東小屋黒羽線まで延伸しまして、今の三本木石丸線と接続するというような計画になっております。

その計画を踏まえて、今回栃木県が熊川河川改修に合わせて昭和橋を改修する、それを延伸ルートにうまく合うということであれば、計画に新南下中野線の延伸の計画という意味で、やっておいたほうが将来の手元にはないという中でこの計画でございます。今の現在の計画に基づいた調査ということを考えております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 新市建設計画に引かれている線というのは、本当にずぼっと敷いているだけであって、あれは明確に測量等なされた上で当然起こされた計画でないわけですよ。ですから私が言いたいのは、結局明確な路線としてこの図面をつくると同時に敷くのかということなんですね。いかがでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 道路整備基本計画が第2次の計画を今年度平成27年度から平成28年度で策定する予定となっております。

今回の委託については、必ずその中で計画、第1次道路整備基本計画については位置づけされておりますけれども、第2次道路整備基本計画の中で、ある程度このルートの必要性なんかは再度ふりいりかけなくちゃならないという形で考えております。

ただ、そのふりいりかけるに当たっても、ある

程度基礎資料として継続的なものは当然必要な中で、300万円かけて調査を行いたい、このようなことでございます。

櫻田委員長 そのほか。

鈴木委員。

鈴木(伸)委員 この9ページで、まず2項2目のほうですけれども、これ路線名が書いてありますが、その時間的なこともあるんですけれども、現状がどのようなものか、状態なのかということ、それから道路の客観的な長さとか幅とかそういったもの、それからこれを補正をとってやるというふうに決定した理由と、こういう要望はたくさんあると思うんですよ。ですから、その辺をご説明いただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 まず、今回の路線の選定理由なんですが、3つほどございます。

まず1つとしましては、当然市道の舗装の老朽化、これがほかの路線に比べて著しいというのが第1点です。ですから、一つ一つ計上路線については、直接目で確認して、まず老朽化の度合いを確認しています。

2番目として、地域からの要望の有無ということで、具体的に連名の要望書が出ているとか、そういう中で要望の度合いを勘案しています。あるいは市政懇談会とかですね。

3つ目としては、人口だけで見ますと、なかなか例えばの話、地域によっては人口が少ない地域もあります。ある程度地域バランスを考慮しまして、黒磯地区、西那須野地区、塩原地区、均等な発展を目指すという中で、地域バランスも考慮しています。

その3つの観点から、路線を計上したということになります。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 多分そんなことだろうと思って
いたんで、わかりました、了解しました。

別項目でもう一点。

2項3目のほうに移らせてもらいます。

この4001事業の二区町の240号線なんですけれども、これは単純に今の現状の道路がちょっとイメージがわからないので、現状が舗装なのか砂利なのか、それから幅がどれくらいのところなのか、今度つくるのは側溝がつくるのかとか、そういったあたりをご説明いただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 まず、具体的な場所なんです、二区町の公民館の前を通っている市道でございます。今現在、道路課のほうで進めています二区町緑線といいまして、一部縦方向、西那須野下石上線との交差点の所から1本路線があるわけなんです、それを1本上の路線、縦道から大田原に二区町公民館の前を通っている路線ということでございます。

位置的には、なかなか言葉で説明するのは難しいんですけども、この路線につきましては那須塩原市と大田原市の境に向かっている市道で、那須塩原市の状況としましては、大田原市境までは一応整備といえますが、道路がございます。ただ、途中60mの区間については、現状現況幅員5.5mということで、センターラインが引けないような状況です。

大田原市側としては、野崎工業団地に通勤している車両等が非常に多く、二区町緑線、あるいは西那須野下石上線が慢性的な渋滞が起きているという中で、今現在大田原市道については、何にもない田んぼのといえますが、農地の状況なんですけれども、新たに1本、そこを抜くという計画を

大田原市で進めております。

今年度完成という形で大田原市が進めているということですが、那須塩原市においても、そこをバイパス的な形に使うということになりますと、何とかその60mの未改良部分を整備しておかないと、一体的な連携の部分でちょっとまずいという中で、今回補正予算の計上をさせていただいたということになります。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 よくわかりました、丁寧に。やることに対してはごもっともだと、いい事業だと思っています。だから現況が舗装してあるかとか、側溝がついているかとか、どんな形の新設道路になるのかなというあたりをご説明いただければ。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 すみません、言葉足らずでございました。

まず現況については砂利道路でございます。

それと将来の計画なんです、側溝は予定しておりません。現況の中で7mに広げるということでやっております。

〔「了解しました」と言う人あり〕

櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

副委員長。

齊藤副委員長 すみません、今の鈴木委員の補足じゃないですけども、私も聞きたかったんですが、一応位置確認はこの間ちょっと説明したときにコダマ樹脂の目の前の通りで、あのまま西に行く道路で古紙問屋さんの前を通った先の砂利道を、ずどんと向こう側に抜くという計画でよろしいんですね。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 議員おっしゃるとおりの場所でご

ざいます。

櫻田委員長 副委員長。

齊藤副委員長 そうすると、計画道路と接続道路の道路の幅が多分同じではなくなってしまう、要は工業団地から来る道路はでかいんだけど、その場所に来ると今度狭くなるんで、大田原市のほうと共同でやっていくものに対しての接続道路としては、ちょっと子どもたちもあそこを歩いているんで、交通の量がふえることよっての危険度合いは増すと思うんですが、その辺は考慮していただけるのかと、あと一部分舗装の接続が悪くて跳びはねる場所があって、よくトラックがあそこ入ってくるものですから、そういったところも考慮していただけるのかどうか、この予算には入っているのかどうか、一つお聞きしたいと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 まず、大田原市側の市道下石上57号線は幅員7mということで計画されております。ですから今回の60mの市のほうで計画している路線と同じということで、今回60m以外の既存の道路の部分なんです、こちらのほうについてはおおむね6mぐらいの道路というふうに捉えております。ということになりますと、ぎりぎりではありますが、センターラインとサイドラインとありますが、外側線が引ける道路ということで、車道としても通りは通るということでございます。

副委員長おっしゃるのは、多分その車道だけとって路肩が狭いと、どうしても通行、歩行者のほうの安全という部分でどうなのかという趣旨のご質問だと思いますが、それらについてはとりあえず60mの整備を行った後に、現況を確認しながら、当然危険箇所については対応していかないとはいえませんが、当然今度つながりますと交通量もふ

えるというのは明らかに予測されますので、それは第2段階として十分検討して対応してまいりたいというふうに思っております。

櫻田委員長 副委員長。

齊藤副委員長 もう一個手前の2項2目の道路管理費のほうで、合計が2億2,000万円というお話だったんですが、1億円を補正予算上げるといことは、もう1億2,000万円はほぼ使ったのかどうかということもお聞きしたいんですけども。

櫻田委員長 課長。

大木道路課長 積極的に前倒しでやっている、努力しているところなんです、まだ全ては使っておりません。今後発注する分は残っております。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決すべきものすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第64号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

櫻田委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第三分科会）へ切りかえ審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

大木道路課長（認定第1号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

委員の方、何かございませんか。

鈴木委員。

鈴木（伸）委員 それでは230ページ、2項3目で委託料のところの市道井口966号線なんですけど、これの調査業務の現在の状況と、これによって今後の予定がどのような、道路計画がどのように予定されているのかをお願いします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 今、井口966号線の現在の状況と今後の予定というご質問だと思うんですけど、まず現在の状況については、詳細設計が完了している状況でございます。現在の事業進捗率、準備調査費の部分だけなんです、大きくは進んでいないんですけども、全体の進捗率としましては4.1%。こういう進捗にあります。

櫻田委員長 鈴木委員にお伺いします。

一応決算なんで、その先のことじゃなくて、決算についてのことでお願いしたいと思うので、よろしくをお願いします。

鈴木委員。

鈴木（伸）委員 詳細設計業務が終わったということですけども、どういう道路構造の設計が終わっているのか、構造計画ですね。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 道路構造がどうだというご質問なんですけれども、内容につきましては、まず計画幅員は10m、総幅員10mでございます。うち歩道については2.5mで、残り7.5mがいわゆる車道部分ということで、片側歩道つきの道路ということでございます。

延長につきましては、総延長、計画延長710m、区間につきましてはご存じのように県道折戸西那須野線から市道石林東赤田線、国際医療福祉大学の前を通る道路というふうな形でございます。

以上でございます。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

君島委員。

君島委員 すみません、歳入34ページの中で、道路課所管私有地不動産売払収入で4件とあるのは、これは何を売却したんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 こちらについては法定外公共物、赤道ですね。用途が交通上は赤道であるんですけど、現況的にもう私有地として一体と使われているような箇所について、特に現況的に機能的な部分で問題なければ、申請があれば有償で払い下げているということがあります。その中で不動産売払収入ということであります。

以上でございます。

〔「場所は」と言う人あり〕

君島委員 いや、場所はいいんです。あればそれ

しかないのかなと思ったの。国土交通省から全部譲り受けている部分で、元国土交通省でやっていたやつですから、用途廃止して売り払ってやつですね、わかりました。

櫻田委員長 君島委員。

君島委員 もう一点、今度は歳出221ページの賠償金で、車両事故に伴う損害賠償10件とあるんですけども、これはちょっと私、認識不足かどうかかわからないのですが、通常であれば総合保険とありますが、全国関係の保険に入っていて、例えば道路の落石があった事故とか、そういうものは、道路の陥没とかというのは、そういうもので通常は補償をしていたかと思っていたんですが、ここで改めて車両事故に伴う損害賠償10件という形で上がっているものですから、これは保険が効かない、そういうものの保険が効かないものが賠償金として支払われたのかどうかということをちょっとお聞きしたいのですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 これらにつきましては、歳出148万4,625円ということで10件分の支払いがあります。

歳入の42ページを見ていただきたいと思うんですけども、42ページの土木雑入、道路費賠償保険金ということで、同じく148万4,625円が計上になっております。つまり、歳出にも計上しますし、歳入にも計上する、いわゆる最終的なについては、全部保険金歳入としていただいたということでございます。

櫻田委員長 ほかにございますか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、231ページの先ほどもちょっと聞きましたが、2項3目道路新設工事費の公有財産購入費の土地購入で、新南下中野線の用地

購入8件ということで面積も出ています。これは順調に進んでの結果ということなんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 新南下中野線のいわゆる進捗状況がどうかというようなご質問だと思うんですけども、現在の新南下中野線の進捗状況につきましては、実績としまして10%、平成26年度末で10%ということでございます。進捗状況の評価なんですけど、計画30%が26年度末の計画に対して10%ということで、20%のおくれをとっているという状況でございます。

その大きな部分としましては、国庫補助金が要望どおり来ていないということなんですけれども、あわせて対策もご説明いたしますと、平成27年度から、道整備交付金を従来は社会資本整備総合交付金ということで1本の補助金でやっていたわけなんですけど、改めてもう1本入れまして、補助金2本入れるという形で並行して進めて、何とかおくれを取り戻すということで考えております。

また、社会資本整備総合交付金については、今までの通常の交付金なので、なかなかやはり金の効きが悪い中で、防災安全交付金、国の国土強靱化の一環として交付金があるわけなんですけれども、そちらのほうに何とか理由づけをつけて、防災安全交付金のほうが交付率がいいものですから、そちらのほうについても今検討している段階でございます。

そういった中で、何とかこの部分については那須塩原市の一番重要な路線というふうに認識しておりますので、鋭意進捗を図ってというふうにかけているところでございます。

以上でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 今、最後に説明いただいたことは新年

度予算でわかるんですが、今回の決算でいくと、そういった交付金がつかなかったという説明なんです、実際には平成26年度の交渉の土地を購入する費用として充てていた金額から言えば、今回そこまではいっていないわけですよね。

というのは、要は地主に対する了解を得られないような部分があって、当初2億6,500万円ぐらいの購入費用を予算化していたものが、実際にはここでは、そこから見るとかなり少ない支出額になっているので、その差をちょっとお聞きしたいんですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 新南下中野線の用地取得に限って言えば、今現在進めていますのは第一工区という区間で、新南公民館からライスラインまでの区間ということなんですけれども、難航している、反対している地権者がおります。この地権者が反対している関係上、その地権者以外の境界立ち会いまでも協力もらえていないような状況で、境界、今現在立ち会いしませんと隣接地権者の土地も買えないという中で、第一工区については、ほとんどそれ以外のところについては買収済みなんです、課題として1つの地権者が残っているような状況でございます。

以上でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 それは以前から現場の視察も、我々というか、以前の常任委員会の中でさせていただいた経緯もあったわけなんですけれども、それからなかなか進んでいないという理解になるわけですね。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 本当に手を挙げて答弁するほど、申しわけないことなんですけれども、委員のおつ

しゃるとおりでございます。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

山本委員。

山本委員 222ページの真ん中のデジタル化した台帳の話なんですけれども、これで道路台帳が今まで、じゃ、紙だったのかなというふうに思ったんですが、デジタル化したことによって、市の皆さんの仕事がすごくこれで楽になったということなのかということと、もう一つは、委託をして、もう後は自分たちで管理ができるものなのかということ、2点お願いします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 作業の省略化が図られているかという、まず第1点目のことなんですけれども、こちらについては27年度が完成ということで、現在作成している段階でございます。

具体的な稼働については来年度からということなんですけれども、現在、中間でデータを入れた、例えば航空写真測量なんかの写真図なんかを全部パソコンに入れて、それは現場のほうで現在も過程として使える状況なんですけれども、今回の台風状況の被災状況なんかを確認するのに、被災前の形はどうなっていたんだというのが、写真記録がすぐに瞬時に出せますので、そういった意味では、現在かなり活用しているということでございます。

あと独自で追加の部分なんです、かなり専門的な入力部分がございます、来年度以降、若干の維持管理といいますか委託料、予算計上しまして、業者に継続して委託を進めなくちゃならないというようなことで考えております。

以上です。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 4,715万もかかっているのはすごいな
思ったんですが、これは他市町村に先駆けてやっ
ているということなのか、あるいはどこもやって
いて、自分たちもやっているといったもの、それ
だけお願いします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 那須塩原市が先陣を切ってやって
いるということじゃなくて、もう既に導入してい
る自治体が数多くございます。その中で今回そう
いった先進地の事例なんかを参考に、那須塩原市
も導入に踏み切ったということでございます。

山本委員 了解です。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございま
せんか。

鈴木委員。

鈴木(紀)委員 230ページ、委託料で先ほど鈴
木委員のほうからも話ありました井口966号の測
量設計ということですが、その下のほうの
湯街道2号線の測量設計業務ということで、これ
の設計業務の詳細をお聞かせください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 市道湯街道2号線の測量設計業務
につきましては、平成25年度で平面図まで作成し
まして、平成26年度、この湯街道2号線の測量設
計業務につきましては、その平面図に中心線を入
れた、いわゆる中心線測量、あと縦横断測量とい
うこととあわせて、その詳細設計ということでご
ざいます。

計画についてはどのような形になっているかとい
うことなんですけれども、計画につきましては、
先ほど井口工業団地と計画は同じく、全体幅10m、
歩道が2.5m、車道が7.5mということで、2車線
センターラインを引く道路で歩道つきということ

になっております。計画はそういうふうになって
います。

計画区間につきましては、国道4号からあじさ
い橋の前の市道まで、延長としまして2.2kmと
いうことでございます。

以上でございます。

櫻田委員長 そのほか質疑、ご意見等はございま
せんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等
を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結
いたします。

これより、採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号については、原案のと
おり認定すべきものと決しました。

その他に入ります。

執行部から何かございませんか。

課長。

大木道路課長 (台風18号の災害箇所について説
明。)

櫻田委員長 委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 その他ないようですので、道路課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたしますが、3時50分から会議を行います。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時48分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

建築指導課の審査

櫻田委員長 それでは、建築指導課の審査に入ります。

認定第1号の説明、質疑、討論、 採決

櫻田委員長 今回、建築指導課関係の付託案件はございませんので、これより決算審査特別委員会（第三分科会）へ切りかえて行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いします。

課長。

中村建築指導課長（認定第1号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見をお受けいたします。

山本委員。

山本委員 歳入の22ページと、それから29ページと、今歳出の220ページにも出てきたんですけども、特定建築物というものは、多分何かとても大きなものだと思うんですが、その耐震診断の助成事業というのは何に対してどういうふうにかすのか、ちょっとわからないので説明してください。
櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

中村建築指導課長 特定建築物と申しますのは、不特定多数の方が出入りする、ざっくりばらんに申しますと、5,000㎡以上の建築物、例えばホテルですとか病院、あとは大規模な集会場等、そういうものに対して耐震診断、昭和56年以前の建物が対象となっておりまして、那須塩原市内には基本的に、今最初の段階で4棟ございました。菅間記念病院、ホテルニュー塩原の西棟、ホテルニュー塩原の湯仙峡、それとホテル塩原ガーデンというのがございまして、その4棟でございます。26年度からこの事業が始まりまして、26年度につきましては、ホテルニュー塩原の西棟、菅間記念病院、こちらにつきましては現在終了してございます。

もう1棟、27年度、今年度になりますけれども、ホテル塩原ガーデンにつきましても、現在耐震診断中でございます。ホテルニュー塩原の湯仙峡につきましては、縛りが5,000㎡ということでございまして、その中で一部使用をしないという完全に閉鎖した状態であれば、面積換算をしないという国のほうの指導がございまして、ニュー塩原の湯仙峡につきましては、百数十平米閉鎖をしまして、4,000平米台に建物を落としまして対象外となっておりますので、現在対象となっておりますのは那須塩原市内で3棟となっております。

今回、塩原ガーデンが実施中でございますので、耐震診断に関しまして、那須塩原市内の物件は今年度で終了となる形でございます。

以上でございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 建物についてはわかりましたが、それで診断をして、その後については、じゃ、それぞれの持っている人たちがお金を出してやるということになるんですね。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

中村建築指導課長 まだ現在、法的な措置というか、国庫補助で耐震改修、要は耐震補強関係の工事費、今現在国庫補助事業としての補助事業はございます。まだ栃木県として補助のほうの条例等は制定されておりませんが、ほかの県単位でございますれば、かなりの県で補助事業という形で採択されてございます。栃木県も今、情報の中では一応条例として補助事業を起こすということで、28年度からやるのではないかと情報を持っております。ただ、まだ決定ではございませんので、

櫻田委員長 そのほか、何かございますか。

鈴木委員。

鈴木(伸)委員 たまたまちょっと同じことを聞こうと思っていたんですけども、そこでも一つ、ちょっとわからないので教えてください。

コンサルかどこかに委託すると思うんですけども、これは具体的に言えるのかどうかわかりませんが、どういう選定でどういうところがやっているのか、ちょっと答えられればありがたいと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

中村建築指導課長 この事業に関しましては、事業主体がどうしても民間の所有者という形になりますので、所有者のほうから、例えばコンサルですとか、例えばゼネコンさんみたいなところの設計部門、耐震診断のできる場所に委託されてい

るといって実施されているものから、市のほうで業者云々という形では、要はそれができる業者であればいいという形になってございますので、市のほうでその業者を選定すると、そういう形では今この事業は実施されておられません。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 補助事業だということですね、それは。そうすると、このお金が適正かどうか、使い方はどういう形で何かチェックの仕方はあるんですか。使い方に対して。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

中村建築指導課長 耐震診断が終了、例えば業者に民間の事業者が耐震診断を、耐震診断のできるコンサルないし、そういうところに委託します。終了しますと、その耐震診断が適正かどうか、県のほうの判定会という機関がございまして、そちらのほうで、まずその耐震診断が適正かどうか、それについてまず判定をしていただく。この判定会につきましては、栃木県には1カ所、判定会がございまして、事務所協会で選定する判定会がございまして、これは、メンバーとしまして宇大の先生ですとか、教授ですとか、足工大の教授ですとか、あとはそういう公的な機関の先生方で形成されている判定会がございまして、その判定会でお墨つきをいただいたものを、うちのほうで再度提出していただきまして、その内容を確認した上で補助金を支払うというシステムでございます。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、219ページの今の質問にも重なるのかもしれませんが、役務費手数料で構造計算適正判定233万6,080円なんですけど、これは高さでいうと20m以上の鉄筋コンクリートの建物だった

り、そういった適用のものがあると思うんですが、ちょっと詳しく説明いただければと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

中村建築指導課長 こちら建築指導表にも載っています構造計算適合判定手数料につきましては、例えば構造計算を必要とする建築物の確認申請が提出された場合、26年度までは基本的に建築主事、ですから那須塩原市であれば那須塩原市が一度建築確認申請を受けた時点で、構造計算適合判定の手数料も一緒にお預かりして、建築主事から第三者機関である構造計算が適正であるかどうかを判定する機関のほうに料金を支払って、今まで構造計算の判定を行っていたという形でございますので、ざっくばらんに申しますと、構造計算に関しましては第三者機関、ですから栃木県ですと、例えば技術センターですとか、あとは日本建築センターですとか何カ所がございますけれども、そちらのほうに改めて那須塩原市から、この構造計算が適正であるかどうかを判定してくださいということで料金を支払って、その料金に関しましては確認申請が提出された時点で、その料金をお預かりすると。そのままその料金をお支払いできない、現金で持っていくわけにはいかないものですから、予算措置をしまして、その予算措置をした中から払って、手数料はうちのほうで歳入という形で入ってくるのもですから、それともう1点、要は計画通知という形で那須塩原市のほうで、例えば学校ですとか体育館ですとか、そういうものを建てて構造計算が必要な場合、計画通知に関しましては料金がいただけない、要は市長が確認申請を出すという形になりますので、それに関しましては、その予算措置をした中からお支払いするので、歳入と歳出が若干お金が違ってくるという形でございます。

櫻田委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、その他に入ります。執行部から何かございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

櫻田委員長 委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 それでは、最後になりますが、部長から何かございませんか。

君島建設部長 （挨拶。）

櫻田委員長 そのほかないようですので、これで建築指導課の審査を終了いたします。

以上で建設部の審査を終了いたしました。

お疲れさまでした。

それでは、執行部入れかえのため、暫時休憩と

いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時07分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

農業委員会事務局の審査

櫻田委員長 初めに、川嶋事務局長からご挨拶をいただきたいと思います。

川嶋農業委員会事務局長（挨拶。）

櫻田委員長 ありがとうございます。

それでは、農業委員会事務局の審査に入ります。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

櫻田委員長 今回、農業委員会事務局関係の付託案件はございませんので、これより決算審査特別委員会（第三分科会）へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

局長。

川嶋農業委員会事務局長（認定第1号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

委員の皆さん、何かございますか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、資料いただきました農地転用に関してなんですが、先ほど局長から説明いただいた資料もあるのでわかるのですが、例えば平成26年度でいうと、4条、5条関係で118件の申請がなされたということですが、これは地域別でいうと旧地域で3地区で言った場合には、大体どのぐらいの割合になっているのでしょうか。

〔「決算だから」と言う人あり〕

吉成委員 わかりました、すみません。

じゃ、179ページの農地集積集約化対策事業で、先ほど説明をいただいた農地利用状況調査、実際には農業委員の方々がやっているわけですが、先ほどの中身についてちょっと局長が触れていただきましたけれども、遊休農地の報告をなされて、27.5haの遊休農地があるということなんです。この調査に関しては、例えば耕作放棄地とか、そういったその他の項目での調査報告というのはなされているのでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

局長。

川嶋農業委員会事務局長 遊休農地の中に耕作放棄地ということで含まれておまして、1年以上農作物が作付されていないというような農地につきましては耕作放棄地ということで、それも遊休農地の中に入っております。

今回、この遊休農地の面積につきましては、保全に関して、いつでも農作物が作付される農地については当然除かれております。除かれた面積ということで、今後ちょっと手を加えれば農作物が作付される、またはちょっとした木等が生えていても、簡単な農耕の機械等で整備すれば農地として使えるというような内容のもの。それと、それが1種の耕作放棄地。2種としまして、全く放牧になっちゃって、農地として再生するのが難しい

というのを含めた中での面積ということになります。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 別では面積は出ていないんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

局長。

川嶋農業委員会事務局長 全く農地として再生が不可能だということで判断されている面積については、細かく言いますと2万9,531㎡、それで再生が可能だということの面積が24万5,891㎡、そのような状況になっております。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。

鈴木委員。

鈴木(紀)委員 41ページ、農林水産業費雑入ということで説明があったものですね。この中で堆肥売払収入、これは多分堆肥センターもあると思うんですが、これは違う。

櫻田委員長 答弁を求めます。

局長。

川嶋農業委員会事務局長 堆肥売払収入は農地化……の中での堆肥センター……

鈴木(紀)委員 直接はないと。

川嶋農業委員会事務局長 はい、そうですね。そっちの関係でございます。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(紀)委員 その下の立木伐採の補償料も別だということでもいいんですか。

〔「はい」と言う人あり〕

鈴木(紀)委員 はい、わかりました。

櫻田委員長 鈴木(伸)委員。

鈴木(伸)委員 農業委員さんの先ほど報酬の中では1,700万円ですか、大体メインだということなんですけれども、農業委員さんも大変だとは思いますが、業務内容ですよね、成果というのはあるのかどうかかわからないと思うんですけ

れども、農地転用がこれだけのケース、だんだん減ってきているかなと思うんですけれども、農地転用の中では、これは立ち会いなんかがあると思うんですけれども、農業委員さんがこういった、年間を通して活動をされているのかというあたりはお伺いしたいんですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

局長。

川嶋農業委員会事務局長 農業委員さんの業務につきましては、転用等の許可業務関係ですね、それらにつきましては、当然それぞれの調査区域がありまして、それで国の申請が出てくれば、それを事務局のほうで調整して、最終的にはそのエリアの班の中で現地を見て、当然そのエリアに入っている担当の農業委員さんもいますので、その案内の中で現地を見て、それで判断をして、最終的にその結果を運営委員会の総会ですね、報告した中で合意のもとで、許可関係については、それ相当との結果を出してという一つの転用関係ですね。

それ以外に、遊休農地の調査関係が今年度義務として、21年の法改正から調査は法律の中で義務として入ってきて、22年から実際に農地の利用調査をしているんですけれども、25年の農地法のまた改正がありまして、さらに踏み込んで集積農地の中間管理機構が何か出てきたと思うんですけれども、それとあわせて、それよりも踏み込んだ中で、この状況について農家の人、遊休農地として農地を作付しないという農家の方々に出向いていった中で意向を聞いて、自分で農地として利用していくか、または貸し付けするか、または非農地とした中で取り扱いをしていくかという形で意向を確認した中で、最終的にそれらについて農地中間管理機構を通じた中で、少しでも担い手の農家に集積をさせていくような業務がふえてきてい

るということです。

そのほかに、先ほど言っています年金関係の推進関係ですね。あとは全国農業新聞のやはり読んでもらうための管理促進等が主な業務になっております。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 ありがとうございます。

どこまで聞いていいのかわからないですけれども、多忙感をちょっと、どれぐらいの日数ですね。月にどれぐらい、忙しい中、農業委員となると、時間、日数的に割いているのかというあたりはざっくりお話しいただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

局長。

川嶋農業委員会事務局長 農業委員さんは地域の農業者の代表ということで、当然情報を収集したり、または農地の状況関係を常に把握していると。日常の活動の中でやっていただいているということでありまして、特に青年の農業者の育成の関係の相談も含めて、またはそういう農地関係の集積関係の情報等も農家のほうに機会あるごとに周知していくと、そういう面で、常に議員の皆さんと同じような、農業の地域において活動していただいているということでご理解いただければなど。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部の皆さんから何かございますか。

局長。

川嶋農業委員会事務局長 (農地転用における事務管理報告について)

櫻田委員長 それでは、最後に局長から何かございませんか。

川嶋農業委員会事務局長 特にありません。

櫻田委員長 それでは、ないようなので、以上で農業委員会事務局の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

これで、本日予定しておりました審議事項は終了いたします。

ここで執行部退席のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 4時48分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

その他

櫻田委員長 それでは、まず被害状況現地調査の件について、副委員長から説明をさせます。

副委員長。

齊藤副委員長（台風18号の影響による被害状況の現地確認について）

櫻田委員長 それでは、あした10時より委員会を再開いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

散会の宣告

櫻田委員長 以上で本日の建設経済常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後4時51分

建設経済・予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第三分科会）

平成27年9月16日（水曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	櫻田貴久	副委員長	齊藤誠之
委員	鈴木伸彦	委員	鈴木紀
委員	君島一郎	委員	吉成伸一
委員	山本はるひ	委員	玉野宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
環境管理課長 補佐	小泉聖一	環境企画係長	佐原勝美
環境衛生係長	飯田大助	環境対策課長	山田隆
環境対策課長 補佐兼廃棄物 対策室長	河合浩	公害対策係長	渡邊静雄
一般廃棄物 担当副主幹	押久保昭	産業廃棄物 担当副主幹	川崎尚江
那須塩原 クリーンセン ター所長	月井幸一	那須塩原 クリーンセン ター清掃係長	大島貴博
生活課長	鹿野伸二	生活課長 補佐兼 生活安全係長	相葉秀隆
消費生活係長	印南恵子	消費生活 センター所長	菊地淳子
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	印南良夫
農務畜産課長 補佐	富山芳男	農業振興係長	磯将央
畜産振興係長	若目田治之	農林整備課長	久利生元
農林整備課長 補佐兼 林務係長	関谷逸夫	農村整備係長	佐藤正規
地籍調査係長	伊藤隆	商工観光課長	藤田一彦

商工観光課長 補佐兼 商工係長	八木 沢 信 憲	観光係長	金 子 春 美
雇用推進室長	白 井 孝 行	雇用推進室 農観商工連携 担当副主幹	君 島 一 宏
雇用推進室 企業立地担当 主 査	人 見 栄 作		

出席議会議務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長挨拶

〔環境管理課〕

予算審査

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)
- ・議案第71号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第1号)

決算審査

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第8号 平成26年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔環境対策課〕

決算審査

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔生活課〕

予算審査

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

予算審査

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔農林整備課〕

予算審査

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔商工観光課〕

予算審査

- ・議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)

決算審査

- ・認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 散会

開議 午前10時00分

開議の宣告

櫻田委員長 皆さんおはようございます。定刻には若干早いんですが、昨日は福祉教育が8時までかかったということなので、円滑な議事運営をお願いしたいと思います。

本日は生活環境並びに昔の産業環境常任委員会のくくりで会議を開きますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

また、議題の範囲を超えたりとか発言が議題外だったりとか、また不適當な発言が認められたときには、こちらのほうで注意をいたしますので、昨日同様よろしくお願いしたいと思います。

なお、速やかな運営をご協力よろしくお願いしたいと思います。

それでは、散会前に引き続き会議を開きます。

生活環境部の審査

櫻田委員長 初めに、渡邊生活環境部長からご挨拶をいただきたいと思います。

部長。

渡邊生活環境部長（挨拶。）

櫻田委員長 ありがとうございます。

環境管理課の審査

櫻田委員長 それでは、環境管理課の審査に入ります。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 今回、環境管理課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

臼井環境管理課長（議案第64号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見をお受けいたします。何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第64号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決めます。

議案第71号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 次に、議案第71号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

臼井環境管理課長（議案第71号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第71号 平成27年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第71号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

櫻田委員長 それでは、続きまして決算審査特別委員会（第三科会）へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔をお願いいたします。

課長。

臼井環境管理課長（認定第1号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

委員の皆様何かございませんか。

山本委員。

山本委員 最後のほうの164ページの地球温暖化防止講演会をやったということで参加が少なかったという話なんです。これ行事が重なったということで「なしお博」でしたか。「なしお博」は場所が結構広い、大学でやっていたので、そこでやろうというようなことは考えなかったんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 昨年は一応考えましたけれども、日程的なこと、あと場所問題の調整がつかなくて別な会場になったということで、今年度につきましては一緒にということで考えてございます。

山本委員 了解です。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木（紀）委員 164ページの地球温暖化対策推進事業の中で、先ほどのこの中に印刷製本費、環境家計簿というのがあります。この使い方はどのような使い方をされたのか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 環境家計簿につきましては、なすの環ネットという団体がありますけれども、そちらのほうの発案で昨年度から実施した事業でございます。全世帯また小中学校を通して配布をさせていただいたところですが、なかなか回収率が悪かったという結果になってございます。こちらにつきましては、1世帯当たりの排出量とか、1人当たりの排出量を把握して、今後の取り組みの参考にしたいということで、分析とかうちのほうでやりましたけれども、なかなか集まったのが少なくでそこまでいっていない状況で課題ということで、監査委員のほうからも指摘されているところでございます。

また、数字によって見える化によって環境に対してそれぞれ興味を持っていただいて、地球温暖化対策に寄与していただきたいというのが狙いでつくったものでございます。

以上でございます。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 これは今年度についても引き続きやっていく事業として入っているんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 今年度につきましても4月20日に全世帯を通して配ってございます。ことしにつきましてはピンク色のA4の開きのものを全世帯、また小中学校を通して配布してございます。昨年は水色というか、緑色のものだったんですけども、今年につきましてはピンク色のという形で配布してございます。ぜひ議員の皆さんにつきましても取り組みをしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 それで162ページの狂犬病予防事業なんですけど、この中で表があります。その中に死亡

等受け付け頭数ということで488頭となっているわけですね。これらについては交通事故とかそういったもので亡くなった犬の頭数とかなんでしょうか。櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 こちらの死亡等の受け付け頭数につきましては、毎年狂犬病予防のために通知を差し上げておりますけれども、そのときに例えばもう亡くなった方ということで、届け出があったり、あとは年度途中で亡くなった方ということであった頭数が488頭あったということでございます。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 明確にこういう理由で犬が亡くなっているというところまでの把握はされていないということですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 その辺は原因につきましては、特に記入するところがございますので、そこまでは把握してございません。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 次ですね、164ページの自然保護対策推進事業、先ほど説明がありました。また今回一般質問でも出たわけですが、その中の動植物調査研究委員会委員が25名いて、調査を行われて、毎年やられてきているわけですが、実際に今回についていえばデータをつくっていく上での調査がずっと進められてきているということだと思うんですが、希少動植物の以前からやっていて、我々も報告書、それからこんな大きな立派な冊子もいただいた経緯があるわけですね。あそこに実際に載っている動植物としては、この前、部長の答弁にあったように、数字をちょっと忘れちゃったんですが、それらをももちろん調査すると

ともに、それ以外の動植物についても調査を今現在入れて、ずっと進めてきているということであるらしいんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 今委員がおっしゃったとおり、毎年、動植物調査研究委員会の方が先ほど言った25名、6部会に分かれてございまして、部長の答弁があったとおり植物部会、哺乳類部会、鳥類部会、爬虫類・両生類部会、魚類部会、昆虫部会という形でそれぞれ部会ごとに補完調査をしております。それで条例になっている277以外にも全てそれぞれの地区ごとにそれぞれの担当が補完調査をして、追跡調査をしているという状況でございます。

以上でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 実際に今答弁でも一般質問の答弁でもあったように277種だったわけですね。そうすると現在どういった報告をいただいているか私はわかりませんが、実際にはこれ以上の種が当然登録されるだろうというふうに考えていらっしゃるということですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 一般質問答弁でしたとおり、現在レッドデータブックのリスタアップしている最中でございますけれども、最終的にはぐらいになるかなというような予測はしてございますけれども、今のところは委員のほうにお任せしている状態でございます。

以上でございます。

櫻田委員長 部長。

渡邊生活環境部長 ちょっと休憩いただいてよろしいですか。

櫻田委員長 暫時休憩。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉成委員。

吉成委員 この動植物の調査に関しては、旧黒磯市時代から希少動植物調査を進めてきているわけですね。ですから、私が単純に考えればですよ。素人考えでいけば、相当数既に把握されていて、それが保護すべきなのかどうかというところの境なのかなという気がするんですね。ですから、動植物の調査としては十分な調査はされてきたのかなという気がするんですが、そこはどのような見解をお持ちでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 委員おっしゃるとおり、黒磯時代からずっとやってきまして、合併してから西那須野地区と塩原地区はやっていなかったということで、23年度、24年度かけてやっておりますので、そのとおりだと思っております。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 了解です。

もう一点だけ、165ページの再生可能エネルギーの部分なんですけど、太陽光設置ということで314件、これ申請としてはどのぐらいの数があったんでしょうか。申請イコールこの数なんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 今言ったとおり、申請イコー

ル補助件数の確定になってございます。

吉成委員 了解です。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

玉野委員。

玉野委員 今の164の自然保護のことについてなんですが、そこに何がいるというのは6部会で出してくると思うんですけども、そこに何がいるかということのピンポイントでおさめちゃうのか、そこが地域とどういうふうにつながっていくとか、そして教育につなげていくとかですね。そういう方向性を持っているのか。それはなぜかということが1つですけれども、那珂川河畔公園にいろいろな人が行くし、いろいろな植物がありいろいろなことがあるんですけども、何かかみ合っていないような気がするんですね。ばらばらで植栽をすごく一生懸命やっているんですけども、後々公園の手入れで切られちゃうとか、上流でこういうふうに行っているんですけども、下流は全然違うとかと、生態系という結びつきが那珂川の河畔公園を一つの例にして、これビオトープとかそれ連結した言葉だと思うんですけども、そういう中でここがモデルだという何々があるんだということと同時にダイバーシティ対応している中で那珂川の河畔公園はこういうことに向かっているんで、このデータを生かすためにこうだという発展性、つながり性がどういうふうに展開されるのかな、してもらいたいなと思うんですが、今のことは特に那珂川の河畔公園とか代表的な公園があると思うんですね。そこをつないでいければというふうに思うんですけども、所見ございましたら。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 希少野生動植物の277種もそうなんですけれども、ある程度ピンポイントでそこに

いますよとか、このように咲いていますよというふうになると、保護、保全が難しくなるのが状況でありますので、あくまでもこの地域、ぼやっとした感じの例えば塩原の何地区とかA地区とかB地区とか分けてこの辺に分布しているとか、この辺にいますよという形で、とりあえずレッドデータに載せるなりあとは保全協定保護をやっておりますので、余り公にしているとなかなか採取してしまったりというのがありますので、その辺難しい状況ではありますけれども、とりあえず那須塩原市はこれだけ自然豊かなところで希少な野生動植物がこれだけいますよという形をまとめてつくっていきたいというふうに考えております。

櫻田委員長 玉野委員。

玉野委員 もう一回、だったら那珂川河畔公園に絞りますけれども、例えばごみを拾うという人もいますけれども、それが生態系を守るためだとかというそういうことだよというように周りの人が認識する。感じるという人と、ただ単にあの人は好きでごみを拾っているんだよという地域活動では違うと思うんですね。そういう一つ一つの1人の行為が繋がっていく、生態系を利用してつながっていくということのアイデアというか、展望性がそこに添加されればなと思うんですけども。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 確かに、ピンポイントでこの辺にはこういうものがあって、守らなきゃだめですよという考えもありかとは思いますが、そういったばかりではないというのが実情でございますので、とりあえずぼやっとした形のこの辺にはこういうものがありますというようなことしか今のところは考えておりません。

以上です。

櫻田委員長 玉野委員。

玉野委員 多分このデータが生きてくるかどうかというのがありますけれども、日本生態系協会というのがありますけれども、彼らは地域によってそこはこういうことをやっている、ああいうことをやっているということで、表に出していくとか、いい活動をしていますよということを全国展開でやっているんですよね。モデルは同一になっていますけれども、そういうことのラインもつながっていければいいなと思ってることです。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 委員長すみません。一般質問の佐藤議員のほうの質問の答弁にもありましたとおり、とりあえず例えば協定区なんかはそれぞれ紹介をして、こういう取り組みをやってますよという形でPRもさせていただいて、自然は大切だよというPRしているところでもありますので、そんな形で続けていきたいとは考えております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 すみません。先ほど1点、聞き忘れてしまって、今の玉野委員の質問のすぐ下の今課長が言われた報償費の件ですね。それぞれ保全の協力金ということで出ているわけですけども、この1万円に関しても延々1万円ですと来ているんだと思うんですね。ここには今回に関していうと15のところと協定を結んでいるということになるんですが、これは個人とそれから団体というか地域と、そういった区分も当然あるんじゃないかなという気がするんですが、それはこの15でいうとどうなるんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 今、吉成委員が言われたとおり、地区で保存している場合とその地区の保存会

の方、また個人的なものを含めましているところもございまして、金額については本当にボランティアという形でお願いしている状況になりますので、今のところはボランティアでぜひお願いして、保存してくださいというようなスタンスでしているところでございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 1万円でああやってくれ、こうやってくれというのは、何か当然言えることではないのかもしれませんが、やはりこの協定を結んだ地区、それから団体に関しては、かなり意識をしてその地区、地域というのは保存しているというか、保護しているというかそういう感覚はお持ちですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 こちらの市政報告の中では、例えば交付金が1団体1万円しかございませんけれども、それぞれの地区によっては、農地・水のほうの補助金を使いながら保全、保護をやっている町会がございますので、そちらのほうで今のところは利用している団体が多くて、今回はたまたま交付金としては1万円、1団体しかないというような状況になってございますけれども、そういった地区ではそれぞれの保護活動をやっていただいているのが状況でございます。

吉成委員 了解しました。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 164ページの地球温暖化対策推進費でちょっと別の委員が質問しましたけれども、この趣旨を踏まえるとこれは76万3,000円何がしの金額になっていますけれども、結局人が集まらなくて謝礼等の内訳がコストアップということで、費用対効果からするとこれだけ見るとなかなか効

果が出ていないんじゃないかなと思うんですけども、でもこのこと自体は予算をとるということは地球温暖化というのは大問題ですから、すごく合っていると思うんですよね。これをやるに当たって、こういう予算を組むに当たっても、効率を考えて、主となる目的に合ったような形のものを考えているべきだと思うんですが、こういった予算のつけ方ですけども、決算だから反省点と課題みたいなものはございますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

白井環境管理課長 先ほど申したとおり、例えば環境家計簿につきましては、なすの環ネットというような環境連絡会が主に個人とか、そういう団体、あと企業という形で環境に取り組んでいるところを拾い集めていただいて61団体で構成しているところでもありますけれども、その一つとして那須塩原市も参加しているというふうな状況になりまして、あくまでもなすの環ネットでそれぞれお取り組みいただいているところのPRとか、あとは地球温暖化につきましては、各家庭がそれぞれ取り組んでいるとは思いますが、なかなか実際目に見えて、さっき言ったように環境家計簿をつけてこれだけCO₂が削減されているんですよというような実感がありませんので、それを数値化するとか、あとは気づきだと思うんですね。あくまでもうちのほうは、こういうことをやって地球温暖化に皆さん取り組みましょうというようなその気づき等をやらせていただいている状況にありますので、あとさっき言ったように環境家計簿につきましてはまだ取り組みを始めたばかりということもありますけれども、一応課題にはなっておりますし、あと講演会につきましてもたまたま日にちが合ってしまって、別会場でというのがありましたので、これにつきましては「なしお

博」と一緒に同じ会場で講演会もやるということで予定してございますので、そこに皆さん来ていただいて、それぞれ気づきをしていただければと思っております。

以上です。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 なかなか大変だったかなと思うんですけども、これ重要で市民に普及していくことは大事だと思うので、そのことを踏まえて環境課としては、感覚としてはこれ重要だということの認識ですかということですけども。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

白井環境管理課長 委員言われたとおり、すごく重要なことでもありますので、引き続きこれについてはやっていきたいと思っております。

鈴木(伸)委員 了解しました。

櫻田委員長 玉野委員。

玉野委員 「なしお博」が何日かありますけれども、月尾先生が来る日というのは決まっているんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

白井環境管理課長 昨年の実績は月尾先生をやったということで、昨年は11月8日ですね。黒磯文化会館のほうでやりました。今年度につきましては、気象予報士の森田正光氏を呼ぶ計画でございます。

以上です。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

それではないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号の説明、質疑、討論、

採決

櫻田委員長 次に、認定第8号 平成26年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

臼井環境管理課長 (認定第8号について説明。)

櫻田委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

山本委員。

山本委員 赤田霊園のことなんですけれども、収入と支出と両方にかかっているの聞くんですけども、かかっているお金に対してもらっているお金が安いのではないかというふうに感じますの

で、毎年のように入ってくる収入よりも、出ていく、つまり管理をしているお金のほうが多いような気がするんですが、これはやはり霊園を使っている人は限られているので、1,000円だと思っんですね。およそ1,000円なんですけど、もう少し上げるといようなことは考えないんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

臼井環境管理課長 今のところ使用料につきましては、墓地条例で使用料が決まっておりますので、その辺につきましては、もし上げると言うのであれば検討いたします。今のところは、上げるつもりはございません。

以上でございます。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第8号 平成26年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第8号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部の皆さんから何かございますか。

課長。

臼井環境管理課長 (台風18号の対応について)

櫻田委員長 そのほか委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、環境管理課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたしますが、10時50分より会議を再開したいと思います。よろしくをお願いします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時49分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

環境対策課の審査

櫻田委員長 それでは、環境対策課の審査に入ります。

認定第1号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 今回、環境対策課関係の付託案件はございませんので、これより決算審査特別委員会(第三科会)へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いします。

課長。

山田環境対策課長 (認定第1号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

委員の皆さん、何かございませんか。

君島一郎委員。

君島委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですが、ごみの袋の売却した収入というのはどこに入っているんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 歳入の中の市政報告書で言いますと17ページのうちの使用料・手数料、2項2目衛生手数料の中の清掃手数料の中で、家庭ごみ処理手数料というところが歳入のところですよ。

君島委員 わかりました。

櫻田委員長 そのほかございませんか。

君島一郎委員。

君島委員 それとちょっと4款2項1目の中での清掃業務推進費の中で、交付金というものが2つのところに出ているんですが、那須疎水路清掃費の80万という交付金はどこへ出ている交付金ですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 この交付金については那須疎水土地改良区に対する交付金であります。

櫻田委員長 君島一郎委員。

君島委員 そうしますと、18万4,000円というのは那須疎水土地改良区ですよ。これをわざわざ分けて出しているというのは何か理由があるんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 これは西那須野町役場からの流れになりますが、まず土地改良区に対する交付金については下水道が普及してないところで、いわゆる生活雑排水を流入していた、認めてもらったという経緯があります。その中の処理費という意味で毎年払っているものでありまして、下水道普及率が高まるにつれて、これは減額しているという形になります。そういう意味での交付金、迷惑料と言ったらおかしいですけども、そういう意味での交付金だったと思います。一方で疎水の清掃費というのが先ほど説明した清掃に対して80万を交付しているという形になっております。

以上です。

櫻田委員長 君島一郎委員。

君島委員 西那須野の場合ですと、土地改良区関係ですと西那須野東部とか、それから重要になっているのはあとは疎水ですね。2つありますけれども、これはなぜ疎水だけが出されていて、西那須野東部が出されてなかったり、合併したどこかの改良区には出でないというのはどういう理由なんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 確かにほかの黒磯も含めて出しておりません。直接言ってしまうと、西那須野役場からの流れで引き続き継続しているというところであります。

櫻田委員長 君島一郎委員。

君島委員 それ以上はわからないんですね。

山田環境対策課長 申しわけないです。

君島委員 はい、いいです。

櫻田委員長 ほかにありますか。

山本委員。

山本委員 すみません、決算書で聞きたいんですけども、歳入なんですけれども、使用料・手数料の中の33ページ、34ページに清掃手数料というのがあるんですが.....

山田環境対策課長 33ページですか。

山本委員 はい、33と34の両方にかかっているところの清掃手数料、ここがいいんですね。この中の65万6,960円が収入未済額で入っているんですが、これは去年も同じ金額だったような気がするんですね。それで、これは何がどういうふうになっているのかの説明をお願いしたいと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 内訳に2つありまして、まず、家庭ごみの先ほど言ったごみ袋を取り扱っているお店であるんですけども、塩原労基所の通りですけれど、そこが倒産いたしまして、入ってくるべき手数料が入ってこなかったのが、毎年競売とかいろいろ参加して、何とか歳入に入れようとしたんですが、なかなか難しく、毎年計上しているのが1つでございます。

もう一つは、市内のごみ収集業者がやはり倒産いたしまして、本来入ってくるべきごみ処理手数料が滞っているという形で、これも同じく競売参加とかいろいろやっていますが、なかなか入ってこない状況であります。

櫻田委員長 山本井委員。

山本委員 倒産をしてしまったら、見込みとしては入ってこないですよ。これは去年もことしもだったので、不納欠損にすることはできないんで

すか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 4年ほどになりますので、そろそろ不納欠損というところも。

櫻田委員長 部長。

渡邊生活環境部長 通常不納欠損は5年ということなんですが、現在、競売申し立てという形になりますので、時効の中断という形になります。ですから、そうなりますと、不納欠損の対象からは若干延びるということになります。その両方の兼ね合いがありますので、そちらについてはちょっと行政の中でまた今後検討していきたいと考えております。

以上です。

櫻田委員長 そのほか何かありますか。

鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 まず165ページの表がありますが、これは調査していると思うんですが、この傾向ですか、データを見ていると思うんですが、これも、基準があると思うんですが、それに対して厳しくなっているとか、ちゃんと低い値で推移しているだとかというのをちょっと教えてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 現在、先ほど申し上げたように全部で19ほど調査しておりますが、データ的には異常があったというところはございません。とはいっても、当然継続的にやらなければいけないことなんで、やっていますけれども、特にこの重点調査の中ではちょっと問題があるとか、異常があったデータは検出しておりません。

以上です。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 これ測定回数というのは、法律などで定められた中でやられているんだと思うんですが、これはその法律どおりなのか。今の話を聞いて逆に付加して調査しているとか、その辺はどうなんでしょうか。費用的なことを考えての話ですけれども。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 当然法律に基づくものもありませんし、あるいは地元の要望等に応える形のものもありますし、あるいはどうしてもこの場所が汚れているというところに行って調査しているもの、まちまちであります。その都度回数等はそのときに吟味してやっているところでありまして、必ずしも決まった回数で毎回行っているわけではないので、必要に応じてはふやしたりというところはあり得ると思います。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 それから、ごみ減量化対策事業、171ページになっております。まず、執行率が78.1%でちょっと聞いたと思うんですが、これは予算に対してだと思うんですが、満額に使わなかったあたりのところで、まずその辺の内容と、それから、ごみ減量化ということを進めている中で、最近のごみの減量化の傾向、データのなもの、それから効果、あと課題あたりをお願いします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 まず、執行率78%ということで、その辺の執行率の課題であります。一番最後の交付金、集団資源回収事業というのがありまして、集団で集めたものに資源回収に対して交付金を支払っています。これが年々ふえていまして、25年度に対して26年度は150万ほどふえているん

ですけれども、見込みとしてかなり団体数がふえているものですから、予算的にはちょっと多目にかなり見込んで、金額960万ほど見込んだわけですが、結果的に600万ほどということで、ちょっとその辺が見込み過ぎたかなというところで、ちょっと多目にやったところが一つございます。

それから、1つ前の補助金の分、生ごみ処理機の購入費の補助金についてもかなりふえてきていますので、その辺もちょっと見込んであったんですが、予算104万に対して執行率が30万ちょっとといったところで、その辺もちょっと思ったよりも伸びなかったなというところがこの執行率になっているのかなというところがございます。

それと、最近のごみの傾向でございますが、家庭系のごみ、年々横ばいかほぼ増加になっているところではありますが、本市のごみの特徴として、家庭系ごみの1人当たりの量についてはほぼ県の平均並みなんです。事業系のごみが突出して高いんです。いわゆる一般事業者から出る産廃でない一般ごみなんです。県内の高いところのごみを見ますと、一番高いところは那須町なんです。断トツで。その次が日光、3番目がうちなんです。この3市町が断トツで、ちょっとこれを予想してみますと、ホテル、旅館、事業系のごみからの生ごみも含めて、それが多いのかなという気はしております。この事業系のごみに対しては当然事業者に対して分別の指導というか、事典を配ったり、いろいろやっているところではありますが、抜本的にはあとは表彰をしたり、リサイクルに取り組んでいる事業に対する表彰をしたりしているところがあります。

そのほか家庭系ごみも含めてになりますが、生ごみ処理機の普及というところ、それから、この最後まで説明いたしますけれども、燃えるごみの中に入っているいわゆる細かいごみ、雑紙といっ

たものですが、これの回収というのも今方策で考えておまして、いろいろ方策を練っているところではありますが、結果としては総量としては横ばいな状況かなというふうな、やや増加という形になっているところがございます。

さかのぼっていいますと、21年に指定ごみ袋を有料化したけれども、そのときには対前年度で25%ほどごみの総量が減っておりますが、減った時点でずっと横ばい、やや微増という形が続いているところでもあります。今後も減量化というところはちょっと力を入れて進めていきたいなというふうには思っているところでもあります。

以上です。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 今の話を聞いて課題があるようなので、それはそれによろしくお願いします。

続いて、あと174ページの4款の3項の一番下の項目ですね。枠の中の旧清掃センターの管理運営事業の50事業の執行率が73%ということだったんですけれども、内容的には私らでも想像つくような内容なので、これは来年の予算にも絡むことなので、これで要するに足りて、しっかりできているんでしょうか。そこだけですね。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 そのとおりで。

鈴木(伸)委員 はい、了解しました。

櫻田委員長 そのほか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、41ページの衛生費雑入の先ほど説明をいただいていますクリーンセンターの売電代ということなんですけれども、前年度比でいくと2,000万ほど減少しているんですね。その理由をお聞かせください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 これは昨年4月の時点でクリーンセンターが自家発電をして電気を発生させているわけなんです、発電設備のタービンの一部にちょっとふくあいが出まして、これを修理するために4、5、6と3カ月間ちょっととめていたものですから、それに対して当然自家発電量が減るわけですね。当然電気代が高くなるというところで、その差額が2,000万ほどという形になっております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、了解しました。

じゃ、続いて170ページ、産業廃棄物の対策事業なんです、4名の監視員の方々がこうやって244日間監視をしていただいているということですが、実際に監視事業をやられていて、不法投棄を発見する。それから、現場で取り押さえたとは言いませんけれども、現場で見つけた件数、それと、もう一つが、ルートを決めて回っていらっしゃるのか、不規則に逆にやって監視をされているのか、その3点お伺いします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 まず、不法投棄のほうの量でございますが、26年度は不法投棄を見つけたのが107件、あわせて野焼きとかの関係で指摘したのが60件。

ルートは特に黒磯4名いらっしゃるんですけども、黒磯方面が2人、それから西那須野と塩原方面が2人という形で、エリアを分けてやばそうなところをちょっと回っています。特に捨てられるところは大体決まっていますので、そこを重点的に回っていただいております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、わかりました。

あとは最終処分場等なんかの監視についてはどう行っていますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 最終処分場といいますと、2期目の市の……

吉成委員 いや、民間の。安定型の最終処分場。

櫻田委員長 課長。

山田環境対策課長 当然、大方、あらかた稼働中は今7カ所ほど最終処分場は民間になりますけれども、そこも適宜回っていただいて、時間どおりの確に運営しているとか、その辺はチェックをしていただいております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 特に注意するそういった事例というのは生まれてないということによろしいんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 民間の最終処分場については今のところ特に異常があるとか問題があるとかという報告は入っておりません。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、了解しました。

じゃ、次に、171ページのごみ減量化対策事業の中の委託料の一斉美化運動、年間2回やられているわけですが、私が本当に単純に考えると、ずっとやってきている事業ですから、ごみはどんどん減ってきているんじゃないかなという気がしていたんですね。この運搬業務の費用を見ると、昨年よりはわずかではありますけれども、ふえているんですね。この原因が何なのかをお伺いをいたします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 まず、毎年2回やっている一

斉美化運動のごみの量なんです、確かに25年に比べると26年は若干ふえております。

吉成委員 ふえているんですね。

山田環境対策課長 ごめんなさい、トータルで言いますと25年度が春秋合わせて40 t だったんですが、26年度は春秋合わせますと37 t 回収ですね。3 t ほど減少しております。これは皆さんに、地元の人をお願いして、道路であるとか、その地域のごみを拾っていただくという形なので、中身はここぞとばかりに自分のところのを集積場送到している人たちもなきにしもあらずなんです。その辺のチェックがちょっと難しいんではありますが、その辺の中で自分のところにため込んでいるのと、この際だからと出している方もいらっしゃるんで、その辺はちょっとチラシ等を配って気をつけていただくように言っている。その辺も含まれる形になるんですが、ただ3 t ほど減っているというところで、委託料の増加については、従来25年度は業者さんから、6 地区の担当の業者さんに出させていただいて、あと市の職員が張りついて一緒に回っていたんですが、ちょっとごみの量とかがかなりあるんで、その業者さんのほうにもう1台トラックを追加して出していただいたという経過がありますので、ちょっと若干委託料がふえていると、そういうような状況でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、了解しました。当然市民のモラル意識の問題だと思いますが、そういった事例なんかも当然回覧で回して、そういうものも自治会でやっているわけですから、ちょっと一言入れたらいいんじゃないかなと思います。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 次に、172ページのごみ収集費の委託料の件なんです、先ほど前年度からすると

5,000万から減りました。その理由として委託、入札によってその仕事をとった業者がこれまでよりは安い価格で落札をしたということの説明だったと思うんですが、極端に安い地域も、これまでよりもかなり安い地域もあるなという感想を持っているんですが、業務内容としては一切支障を来さずに何ら問題もなく、苦情もなくやっていたらしゃるんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 先ほど説明しましたとおり、26年から30年までの5 力年計画ということで26年に入札をしたわけなんです、初年度はやはり回るルートとか、時間的に遅くなったりということで、かなり苦情、問い合わせの電話は入ったところであります。ただ、ことしに入っては業者さんも当然なれましたので、がくっと激減をしたところでありますが、26年度当初についてはそんな感じで結構苦情が来たところであります。

5,000万ほどの減については、やはり平均的に6 社の業者の皆さん、6 地区の平均落札率が軒並み下がっているという状況でありまして、これについては委託料ですので、最低制限価格も設けておりませんので、業者さんの判断で落としていただいているというふうな形になっているのかなと思っております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 我々実際にごみを出す側として、やはりそれまでの、じゃ燃えるごみ、何曜日、何曜日、その曜日は変わりませんけれども、時間帯が全く違ったり、「え、もう持っていっちゃったの」みたいなものがあるわけですね。その辺はもう少し丁寧にこの地区は何時から何時ぐらいが、目安でいいと思うんですけども、そういったことも本来は必要だったんじゃないかなと、そんなちょっ

と感想も持っていますが、もし何かご意見あれば、
櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 市民の皆さんには一応ステーションには朝の8時半までには出してくれというお願いをしているところでもあります。その中で今までは朝一で持って行ってくれたのが、午後になってしまったとかと、いろいろな苦情がございます。ただ、時間的にちょっと指定、このステーションは何時ごろだよという特定というのは、そのとき、そのときの交通量もありますので、非常に難しい。市民の皆さんにはお手数ですけども、少なくとも8時半までには出してくださいというような形をお願いをしているところでもあります。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 それは当然だと思うんですけども、やはり習慣になっているものが変わると、あれっと思うわけですね。その辺はちょっと考えていただけたらよかったんじゃないかなと。今後あった場合にぜひちょっと考えていただきたいなと思います。

次の173ページの指定ごみ袋の件なんですけど、先ほど前年度5,047万1,662円だったものが7,181万1,872円と、約2,000万ふえて、原料代がふえたという話なんですけど、その際に、今のごみ袋を利用して、非常にいいものを使っていますんで、ちょっと多目に入れても切れないんですよ。ありがたいんですけどもね。その辺の、じゃ原料は2,000万もアップしてしまうのであれば、もうちょっと安いものにしようかというような検討はされなかったんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 このうちのほうの落札した業

者さんのごみ袋は香川県のほうでつくっているんですけども、香川県へ毎年行って、先ほど委員おっしゃるように、すぐ切れないとか耐久率なんかをチェックしているわけなんですけど、このごみ袋の原料、石油製品なんですけども、かなり原材料が変動しておりまして、かなり業者さんも苦労しているところではありますが、当然25年に比べて26年度は高騰したということで、設計するに当たって、その辺を考慮して設計を組んだというところがあります。品質的には当然毎年厳しいチェックをして、破れないようにという形でチェックはしておりますが、どうしても原材料費が高くなると設計額も高くせざるを得ないというところがありまして、品質的にはおっしゃるように、決して破れない丈夫なものというのはチェックは行っておりますが、金額的にはそういった意味でちょっと2,000万ほど上がってしまったという傾向がありますので、来年はまた下がるか上がるか、そのときの委託したときの原材料費がかかるというか総額というのがあります。それで左右されるのかなというふうな気がしております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 その点はわかりました。

那須塩原市で使っている指定ごみ袋というのはああいう持ち運びしやすいように取っ手がついているわけですね。他市ではああいったものがないようなものがあるわけですね。あれらについての市民からの声なんかはあるんでしょうか。利用しやすい、しにくいとかという声というのはあるんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

河合環境対策課長補佐 端でうちのほうはやわらかくて伸びるような特質を持ったものなんですけども、そういったものが今なれていまして、近

隣の他市、大田原市さんなんかだとかたいもの、かなり丈夫なんですけれども、1回1カ所穴があくとぱっくり割れてしまう、そういう特質を持ったごみ袋ということで、どちらがいいかというと、ちょっとアンケート等をとりますと、やっぱり今のものがいいというような意見が多いということです。

吉成委員 はい、了解しました。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 167ページの4款衛生費で1点だけですけれども、クリーンセンターの放射線量の測定業務などをやっているんですが、敷地内の今の状態、放射線量と、それから、フレコンバッグが今持っていくところがないので置いてあるんですけれども、あれが今度だんだん下がっていったら最終処分場に持っていきたりしているんですけれども、最大に対して、今例えば去年は何体ぐらい持っていったかと、そういうフレコンバッグの今までの推移と去年はどれぐらいになっていたかあたりを教えてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

所長。

月井那須塩原クリーンセンター所長 まず、クリーンセンターの放射線の量ということなんですが、現在はかかっておりますのが週1回ということではかかってございます。そちらにつきましては、やはり下がってはきておまして、現在ですと0.2ぐらいまでは下がってきているという状況になってございます。

それと、指定廃棄物の保管なんですけど、8,000Bqを超えたもの、指定廃棄物ということでクリーンセンターの敷地内に保管している状況でございますが、こちらにつきましては発生したときに測定をしまして、8,000を超えたので保管し

ているということなんですけど、それを再度はかり直しというのはまだしておりませんので、実際現在のものが8,000下がっているものがあるかどうかということのはちょっとわからない状況で、そのまま保管をしているという状況になってございます。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 ということは、今のところは累積しているだけで減っているということはないと。先ほどの説明だと8,000Bqはもうかなり下回っているんで、じゃ、最後に、昨年度はふえてないということの理解でよろしいでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

所長。

月井那須塩原クリーンセンター所長 うちのほうから出た焼却灰につきましては、平成25年の8月から8,000Bqを下回っておりまして、結果、昨年度26年度もずっと8,000Bqを超えたものはありませんので、昨年度市の施設から出た焼却灰でふえたものはないということになってございます。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 ちょっと確認ですけれども、そうするとセシウムの134なら低いほうは減線しているんですかね。減線していますよね。8,000Bqが下がったかどうかは測定してないというんですけれども、国の方針もあると思うんですけれども、フレコンバッグの中で8,000を下回ったようなことは判断できるとか、またはそうなった場合は、何かそこから最終処分場へ持っていけるとか、そういう流れというか、考え方は今現在どういふうになっていますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 今、クリーンセンターのほうで2,600ほどフレコンバッグが保管されています。

これは国の指定を受けた、その後指定廃棄物、環境省のほうからなので、仮に直近のものでもう一回はかり直すと8,000以下のものがもしかしたらあるかもしれないんですが、ただ、今の段階では環境省のほうから指定を受けてこの保管をなさーということなんで、仮に市のほうで独自にはかって8,000を超えたとしても、それを最終処分場に持っていくということではできません。今はもうそのものは国の指定廃棄物という形で管理が国の管理になっていますので、あくまでも指定廃棄物は国が管理すべきもので、私ども市は場所を貸して、フレコンバッグをかわりに買って保管していただくになりますので、実質的な責任者は環境省のほうになりますので、仮に低くなったとしても、それは勝手には最終処分場のほうには持ち込めないという形になります。今後当分は結論は今の最終処分の話は出ないでしょうから、当分時間がたつにつれて当然8,000を下回るものが出てくる可能性はありますけれども、それらについては国の考えがどうかというところで、今のところは私どもは以前のフレコンをきちんと安全に保管するというところが市の任務かなというふうに考えております。

鈴木（伸）委員 了解です。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

鈴木（紀）委員 171ページ、補助金で生ごみ処理用費及び機械式生ごみ処理機械設置費ということですけども、このコンポストと機械式処理機の普及というか、前年度とか比較してふえてきているのか。傾向としてどうなのかという部分をまず聞きたい。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 まず、補助金の交付の実績で

ありますが、年々ふえております。昨年補助金の上限額が4万に設定いたしました。そういうのもあってふえてはきております。実績については25年度がコンポストについては48台、機械式のが16台でありました。26年度については……失礼いたしました、補助金を上げたのはすみません、27年4月1日からになります。ことしから。今現在で言いますと、26年の実績で言いますと、補助金の交付実績は26年で15件、機械式のほうがですね。すみません。生ごみのコンポストのほうで22件でありましたが、今現在ことしの8月現在のデータで言いますと、既に機械式が12件ほど申請が来ておりますので、通年ベースで言うと倍ぐらいになるのかなという感じはしております。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木（紀）委員 あわせてその補助率はどういう割合になる。

山田環境対策課長 補助率は購入額の……

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 購入額の50%。

鈴木（紀）委員 両方とも。

山田環境対策課長 はい。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木（紀）委員 この生ごみ処理機の導入というのはあくまでも生ごみをごみ袋として出すのを少しでも少なくしようということが前提だと思うんですね。このコンポストと機械式処理機のほかにもう一つ僕はあるのかなと。もっとあるかもしれないんですが、というのは、直径が30cmぐらいで、高さが50cmぐらいの容器、その中に、下に蛇口がついていると思うんだけど、ほかしというのかな。

〔「EM菌」と言う人あり〕

鈴木（紀）委員 EM菌。生ごみを入れてEM菌

を入れることによって、大体1カ月かそこらになると思うんだけど、当然液体が出てくると。水分が入っている。それは当然液肥として使える。上のほうのかすという言い方はないんだけど、水分がとれた部分は肥料として家庭の中で使える。そういったものも、容器、名称はちょっとわからないんだけど、そういったものもあるんだけど、要はその生ごみ処理を少しでも減らすという前提であれば、それなんかについても補助金の対象になるのかどうかという。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 今、委員おっしゃった型についても一応コンポストとしての補助金の対象になってございます。

鈴木(紀)委員 はい、わかりました。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見……

鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 もう一つ。173ページのごみ袋製造というか、ごみ袋の中身について先ほど鈴木委員のほうに話があったかどうかちょっとわからないんだけど、ごみ袋の要は中身、生ごみの中身についてはやはり一番多いのは、僕ら聞いているのはやっぱり雑紙とか新聞紙が多いと。そういう中でそれを少しでも少なくしようとするような対策というか、そういうのは講じているのかどうなのかもお聞かせ願いたい。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 おっしゃるように、今の燃えるごみの中で一番組成として多いのが生ごみです。生ごみが4割ほどですね。そのほかその次に多いのが分別漏れ、プラスチックのごみとか紙が入りまじったのが30%ぐらいで、その対策というか、事業としてはその中のごみ、いわゆるお菓子の包

装紙とか細かい箱とか、そういうのを集めてもらって、それもリサイクルしようという、いわゆる雑紙と言っている新聞と雑誌以外の全ての紙なんです。それを一緒に集めて、それを回収して再生しようというところを今やっけていまして、なかなか普及、やっていただく方は少ないんですが、その方策として、今袋を最後にちょっとお見せしたいと思うんですけども、それを各1戸ずつ配布して、そこにごみを入れて出していただくというような、ちょっとそういう事業をやるのかなと考えています。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(紀)委員 現状では新聞、きょうは水曜日かな、きょうは雑紙と雑誌。来週については新聞紙。段ボールも含めて。それ以外のものというふうに聞こえたんですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 すみません、説明が悪かったです。まず、新聞、雑誌、段ボールはまとめて出させていただきます。チラシも新聞に入れますけれども、それ以外の紙が雑紙です。それを今袋に入れて出させていただきますけれども……

鈴木(紀)委員 紙袋。

山田環境対策課長 はい、紙袋に入れていますが、その中に、鈴木委員おっしゃるように、今燃えるごみとして出される中に小さいメモ用紙とか紙とかお菓子の包装紙とか容器とか、そういういろいろな細かいごみが燃えるごみとして出されている現状がありますので、それを回収してリサイクルに回そうということが雑紙の趣旨なんです。これがまだ多くの方に浸透してないところがありますので、その辺をちょっと改めて認識していただくためにということで、ちょっと今考えているのがあるわけです。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 要は雑紙を一つの袋に入れてという形でいいんでしょう。

山田環境対策課長 はい。

鈴木(紀)委員 それで新しく考えているものがあるんですか。

山田環境対策課長 それ以外ということですか。

鈴木(紀)委員 いや、その雑紙に特化して何か出してくださいというようなものを考えているんですか。

櫻田委員長 鈴木紀委員に申し上げます。規定の範囲を超えていますので、できればその他でお願いします。

鈴木(紀)委員 じゃ、その他で。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

副委員長。

齊藤副委員長 すみません、それでは、まず41ページの歳入の部分ですが、資源ごみの売却金額が紙ごみと鉄くず合わせて8,544万ということなんです。これは細かい値段はいいんですけども、何対何の割合なんかくらいでも教えていただくことができますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

所長。

月井那須塩原クリーンセンター所長 この資源物の売却金額の中で言いますと、8,500万のうち紙類だけで約3,200万ほどになってございます。残りが金属類の金額になっているということでございます。

齊藤副委員長 ありがとうございます。

櫻田委員長 副委員長。

齊藤副委員長 すみません、じゃ、この先はその他で言います。

次、173ページの先ほどから皆さん言っているんですが、ごみ袋の製造管理ということなんです

けれども、これの発注枚数と、その送り出している枚数等々がわかれば、26年の実績で教えていただきたいと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 26年の実績で言いますと、大中小いろいろ種類がございますが、全部合わせて枚数としては、種類ごとで一番多いのは可燃物の袋の一番大きいもの、これが約262万5,000枚ほど。齊藤副委員長 262万5,000枚。

山田環境対策課長 はい。その他、不燃物も全部合わせまして約500万枚ほどになります。

齊藤副委員長 そうすると、全部で760ですか、それともそれも合わせて500万枚。

山田環境対策課長 それを合わせて、全部合わせますと約500枚ほどでございます。

櫻田委員長 副委員長。

齊藤副委員長 ありがとうございます。その下の段階のちょっと教えてほしいんです。指定ごみ袋取扱店業務の内容がちょっとわからないので教えていただきたいんですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

補佐。

河合環境対策課長補佐 指定ごみ袋取扱店については、市のほうでつくったこのごみ袋を市民皆さんの求めにも応じて、手数料をいただいて交付をするという、そういうことをお願いしていますので、ごみ袋を交付していただいたら、1枚につき消費税を入れて4.32円、税抜けば1枚当たり4円の手数料をお支払いしまして、交付をしようという内容でございます。

櫻田委員長 副委員長。

齊藤副委員長 それじゃ、すみません、ありがとうございました。4.32円ということ。

それから、あと2つほどあります。今度は174

ページの旧黒磯清掃センター、こちらのほうの管理運営事業ということなのですが、こちらの清掃センターは将来解体をしていくということでの事業が進んでいくわけなんですけれども、26年度実績の段階ではどのような状況になっているのかお伺いいたします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 旧清掃センターの扱いについては、既に旧西那須野については解体は終了ということですので。現在黒磯にある清掃センターと旧塩原にある清掃センター、これ現在は道路課の特別な車両置き場あるいは資材置き場として利用しているところがあります。スペース的にかなり広いところがありますので、それに利用させていただいているところではありますが、ただ、長期的に言いますと、この2つも将来的には解体という方向でやりたいと思っておりますが、次期総合計画の中で2つのうち1つは解体というところでやっていきたいなというふうに思っております。現状としてはちょっと倉庫がわりに利用しているところです。

櫻田委員長 副委員長。

齊藤副委員長 はい、了解いたしました。

基金のほうはどこら辺まで、壊す前提で。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 西那須野は基金があったんですが、黒磯と塩原については基金はやっておりません。積み立てておりませんのでゼロです。ですので、具体的には手順としては解体の補助金をもらってやるという手順になりますが、ただ、解体のみの補助金というのはなかなか難しく、解体して、その跡地利用を何かするというようなひっくりめた形の補助金が結構環境省にあるんですけれども、その辺も含めてちょっと今いろいろ検討

しているところであります。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思っております。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 その他に入ります。

執行部から何かございませんか。

課長。

山田環境対策課長 (台風18号の災害廃棄物の処理状況について)

櫻田委員長 そのほか執行部のほうから何かございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

山本委員。

山本委員 今の袋の話なんです、我が家は2人しかいなくても2週間でそれが3つぐらいたまります。もっと大きい紙袋なんです、全部ともかく紙、紙、紙と入れてやっているんですが、実はごみ減量何とか委員さんがいますよね。その人たちが余りそういうことを知らないような気がします。知らないんですよ。だって出てないから。その袋で出している人は本当に少ないので、もう少しごみの紙を燃やさなくていいということはどういう方法でもいいので、特集でも「広報なすしおばら」でも減量委員さんもお金もらっているわけですし、その啓発をしてほしいです。じゃないと2人暮らしでも3つぐらい出るわけですから、分けるとすごく出ます。生ごみ減りますので、ぜひやっていただきたいというふうに希望します。

以上です。

櫻田委員長 答弁はいいですね。

山本委員 答弁はいいです。

櫻田委員長 副委員長。

齊藤副委員長（資源ごみの売却とゴミステーションからの資源ごみの奪い取りについて）

櫻田委員長 そのほか委員の方から何かありますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長（旧黒磯清掃センターの跡地利用に係る情報について）

それでは、ないようですので、環境対策課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それでは、ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたしますが、昼食のため1時より会議を行います。委員の皆さんにつきましては、1時より

会議を行いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

櫻田委員長 それでは、すみません、若干早いんですが、みんなそろいましたので、休憩前に続き会議を開きます。

生活課の審査

櫻田委員長 それでは、生活課の審査に入ります。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 今回、生活課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会第（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

鹿野生活課長（議案第64号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

君島一郎委員。

君島委員 これは定住自立圏の那須地域定住自立圏の中から実施するということなんですけれども、これはほかの市町からの負担金というのは入ってこないんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鹿野生活課長 負担金ですけれども、本来今、君島委員の言われましたように、各市町から負担金をいただくところですが、その負担金を決定するための懇談会が第1回目が8月31日に、先々週ぐらいになりますか、開かれたというふうになっておりますけれども、それが開けておりませんで、おこなわれているというんですか、そういうことで負担金が決められない状況でありました。ですので、今年度この583万2,000円に対する負担金というのは発生しないといえますか、決められなかったんで、全額那須塩原市の負担ということで進めております。これは企画、それから部長以下で検討もさせていただきましたけれども、全額うちのほうで負担しても十分にメリットのある事業ということで考えましたものですから、今年度についてはそういったおこなわれている事情もあって、全額市のほうで負担するというのであっても実施したいということで計上させていただきました。

以上です。

君島委員 いいです。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め討論を終結い

たします。

これより採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、決算審査特別委員会(第三分科会)へ切りかえて審査を行います。

認定第1号の説明、質疑、討論、採決
櫻田委員長 認定第1号 平成26年那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

鹿野生活課長 (認定第1号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。委員の方、何かございませんか。

君島一郎委員。

君島委員 それでは、すみません、77ページの生活バス路線維持費でお伺いしたいんですが、補助金につきまして、那須塩原市バス運行対策費、これはほかの市町にわたっているものについては国費という形のお話であったんですが、歳入において国費が入ってくる歳入の説明がなかったんですが、どういう形で国費は入ってくるんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鹿野生活課長 大変失礼しました。説明がうまく

なかったかもしれませんが、各事業所への国・県からの補助対象になる路線と県の対象にしなければならない路線というのがありまして、国から市に歳入として補助金が来るものではなくて、国・県、その補助対象に協調して市も補助金を出すものということで説明をしたつもりだったんですけども、大変失礼しました。そのように伝わらなかったようでして、歳入のほうで説明をさせていただきました300万円の県からの補助金につきましては、市のゆーバスに対する補助金として県からいただいているものが300万ということになります。失礼しました。よろしくをお願いします。

櫻田委員長 君島一郎委員。

君島委員 もう一点なんです、他市町にわたっているものにつきましては、他の市町においても同じような形で補助金を出しているのかどうかちょっとお伺いしたいんですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鹿野生活課長 おっしゃるとおりでして、路線の延長の割合に応じて各市町で補助金を出しているという形というふうに聞いております。

櫻田委員長 君島一郎委員。

君島委員 それでは、もう一点最後に208ページの消費生活センター管理運営事業につきましてお聞きしたいんですが、この報酬で相談員の報酬5名分ということですが、この報酬の算出だけ教えていただきたいんですが、例えば年額とか月額とか1日幾らとかというものの算出を教えてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鹿野生活課長 算出方法ですけれども、5名の相談員がいらっしゃいまして、月額報酬として16日間出勤していただいている方が、月の報酬として

16万2,000円、日額の相談員として来ていただいている方が10日間の出勤をしていただいています。内訳は月額報酬で16万2,000円で来ていただいている方が2名、月額8万1,000円で来ていただいている方が3名で、合計5名いらっしゃいます。

以上です。

君島委員 わかりました。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、75ページの交通安全対策の中の交通安全教室の件なんです、交通事故で亡くなる方の多くがお年寄りなわけですよ、高齢者ということで。ここの高齢者の対象となる教室ということで、37回ほど開催されているというデータが示されていますが、前年度のデータを見ると、前年度から大きく回数としては減っているわけですね。その理由というのをお聞かせ願いたいと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鹿野生活課長 37回といいますのは、公民館の高齢者学級、こういったものを中心に開催をしているわけですけれども、前年度につきましてはデイ・サービス、そういったものにも出向いて繰り返し何度も、同じところに1回だけではなくて、何度も行っているということで、回数が175回ということで、大きく数字が上がっているわけですけれども、26年度についてはデイ・サービスは、ちょっと正確な数字ではないんですけれども、かなり少なく、公民館の高齢者学級を中心に行ったということで回数が減っているということです。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 175回と37回の回数の差というのは今の説明でわかったんですが、結局これは警察のほ

うからも、我々議会もやっぱり高齢者の交通事故死が多いということで、以前に実際に講義というか、そういったのを受けた経緯もあるんですね。そういうのもあるんで、175回という25年度はそういったところに力を入れてデイ・サービス等にも出向いてやったんだと思うんですね。減らそうということで。それが今回の決算のこの結果でいくと37回ということは対応としてちょっとどうなのかなという気がしたんですが、そこはどういうふうにお考えになりますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鹿野生活課長 先ほど委員おっしゃられましたように、25年度については一通りデイ・サービスも含めて1回以上は歩くというようなスタンスで数が増えたと思うんですけども、26年度についても同じように当然啓発はしていかなければならないことには変わりありませんので、そういうつもりで実施をしていきたいというふうにはもちろん考えているところなんですけれども、高齢者側としての要望ですとか、あとはそのほかに生きがいサロンですとか、そういったところへも出向いて実施しているわけなんですけれども、一通り25年度に最低1回は歩いたということもあって、その公民館でいう高齢者学級ですとか、そちらの希望であったり、都合であったり、そういったものを含めて考えて37回ということで、回数はかなり減ってしまっていますけれども、やってないということではなくて、そういった希望にも合わせて、相手の時間帯もありまして、そういったこともあわせて開催した結果が37回ということだと思いますので、決してやってないということではなくて、今年度も同じような、27年度も同じような数字になるかと思えますけれども、継続して実施はしていきたいというふう考えているところ

です。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、その点は了解しました。

じゃ、続いて、77ページの生活バス路線維持費、質疑でも出ていましたけれども、この点でゆーバスであったり、予約ワゴンバスに関しては、当然市が主体でやっているということですので、利用者数というのが載っています。ただ、この生活バス路線に関してはどうしても主体が違いますので、利用者数というのが載ってないんですね。ただ、多額なやはり補助が出ていますので、利用者数がわかればお示し願えればと思うんです。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

暫時休憩しますか。課長、慌てずちょっと見つけてください。

鹿野生活課長 失礼しました。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時34分

櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

鹿野生活課長 大変失礼しました。

利用人数ですね、申し上げます。

上から、那須塩原駅と書いてある、那須塩原駅黒磯営業所、板室温泉というのが1万2,322人、続きまして、黒磯営業所、穴沢・板室というのが5万4,870人、3段目、那須塩原駅黒磯営業所、那須湯本出張所というものは3万5,781人、次が馬頭車庫、なかがわ水遊園、西那須野駅東口ですね、これが6万2,733人、最後、一番下のものが黒磯営業所、広谷地、那須湯元というやつですか

ね、5万5,831人ですかね。

もう一つのJRバス関東のほうの輸送人員ですから、西那須野駅、関谷宿、塩原温泉というやつが5万5,605人。

以上になります。大変失礼しました。よろしくをお願いします。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 これは教えていただきたいんですが、前決算からいくと2路線、那須塩原から板室温泉、それから馬頭から西那須野駅東口、これが新たに平成26年度は路線としてふえているわけですね。ふえた理由についてお聞かせください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鹿野生活課長 平均乗車密度というのがありまして、それが数字でいうと、特に国庫補助に該当するか、ならないかということで、2人以上になりますと国庫補助の該当になりまして、その新しい2路線が26年度については該当になったということで、追加になったものです。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 すみません、乗車密度というのがよくわかんないんですが、乗車密度というのはどういう、人口密度というのはわかるんですけれども、乗車密度というのはどういうことを言われるんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鹿野生活課長 同じ系統のバスの中で、バス1便当たりに平均の利用者数で始点から終点までの平均して常時バスに乗っている人のことということで、ちょっとこの説明で私もわからないところがあるんですけれども、始点から終点までの人数を、おりたり乗ったりというのは当然あると思うんで

すけれども、それをプラス・マイナスして平均して乗っている数字を出す、それを乗車密度というふうに言うようでした、それが2人以上ということだそうです。乗り換えとかそういうのもあるんだと思うんですけれども、すみません、上手な説明じゃないんですけれども、そんな形のものを乗車密度と。

櫻田委員長 課長、その乗車密度というのは、調べて各委員のレターケースに、詳しく書いて、それで先ほどのこのやつも聞き取りがうまくできなかったと思うんで、それも交えてレターケースの中に入れておいてください。

鹿野生活課長 わかりました。では、そのようにさせていただきます。

櫻田委員長 委員、大丈夫ですかね、それで。

吉成委員 はい。お願いします。ありがとうございます。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 208ページ、消費生活相談員報酬というところで、さっき君島委員のほうからの答弁にありましたけれども、算出方法が月額16日で2名、1名が16万2,000円、日額のほうが10日で月8万1,000円、これ月額16日平均にすると1日当たり1万円ぐらいなのかな。日額のほうが8,100円というような形になるんだけれども、こちら辺の算出はどういうふうな形でこういうふうに分けてあるのか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

所長。

菊地消費生活センター所長 月額相談員と日額相談員の報酬なんですけれども、相談員の報酬につきましては、非常勤特別職の報酬で、市のほうで決めがありまして、その中で月額相談員の報酬を16万2,000円としております。日額相談員につき

ましては、月10日勤務なんですけれども、日額8,100円ということで、10日勤務で8万1,000円というふうなことでの決めでやっております。他市町の相談員の報酬とかも加味しまして、那須塩原市の非常勤特別職で相談員報酬としてこの金額ということで決めております。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 今言ったように、10日で割ると1日8,100円ということでしょう。それで片方は1万6,000円、それは非常勤ということで。これ日額のほうを今後上げていくとかどうこうというのは検討はしない、そこら辺のところは。

櫻田委員長 答弁を求めます。

部長。

渡邊生活環境部長 非常勤特別職員の扱いについては、今回、当部、生活環境部1つということではなくて、全庁域の中で見直したという、そういう流れになります。その前段として、いわゆるこの生活相談員自体が非常勤特別職員という、その割り当ての中に位置づけしておりますので、見直すときには全体を見直しして、その中で見直すということで、いわゆる の とうか、そういう考えていきたいと思っておりますので、そのようにご理解いただきたいんですが。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 その他に入ります。

執行部から何かございませんか。

課長。

鹿野生活課長 (台風18号による被害状況について)

櫻田委員長 それでは、委員の皆様から何かございませんか。

吉成委員。

吉成委員 (放射能対策特別委員会の資料について)

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鹿野生活課長 その予定であります。

吉成委員 了解です。

櫻田委員長 それでは、最後になりますが、部長から何かございますか。

部長。

渡邊生活環境部長 (挨拶。)

櫻田委員長 よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、そのほかないようですので、生活課の審査を終了いたします。

それでは、お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたしますが、ここで10分間の休憩をとらせていただきます。

会議は1時55分より再開をしたいと思しますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光部の審査

櫻田委員長 初めに、藤田産業観光部長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

藤田産業観光部長 (挨拶。)

櫻田委員長 ありがとうございます。

農務畜産課の審査

櫻田委員長 それでは、農務畜産課の審査に入ります。

議案第64号の説明、質疑、討

論、採決

櫻田委員長 今回、農務畜産課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会(第三分科会)に切りかえて審査をいたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補

正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

印南農務畜産課長 (議案第64号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 では、8ページの今の中の農業経営基盤強化促進対策事業ということで、今回この水田経営とちぎモデル条件整備事業費1,100何かがしが予算計上されて、今の説明でいくと、4つの、これは団体に対する補助整備事業だと思うんですね。その団体組織についてちょっとお伺いをしたいと思うんですが、具体的にはどういった団体、例えば農業生産法人であったり組合であったり、そういったところが対象になると思うんですが、それをまずお聞かせください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 まず対象でございます。委員おっしゃられる、個人は対象になりません。対象となるのが農業生産組織、それと農業生産法人、それと農業協同組合等というような集団が対象になってございます。

ただいま私のほうで説明させていただいた4組織の中で、生産組織につきましてが3組織、1法人になります、1農業法人ですね。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 それと、採択要件の一つの中には、その団体の有する耕作面積が20ha以上とか、そういった条件等々あるわけですよね。今回はどのぐらいの耕作面積を有している団体が対象として、この4団体では、ざっくりいえば、4団体合わせると何とかhaですという、どのぐらいの規模になる

んでしょうか。合わせなくても結構です。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 採択要件である面積のお話で
ございます。

今回要件としてなっているのが委員おっしゃる
ように水田面積の合計が20haということでござい
ます。団体が全部合わせまして155、上が48、下
が30というような面積の取り組み状況でございま
す。細かく言ったほうがいいですか。

吉成委員 いいです、それで。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 実際に購入されるものについてはどん
なものを購入されるんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 まず1点が乾燥機、米の乾燥
機械施設等、こちら。それとこの対象作物とい
うことで大豆もなっておりますので、大豆の色彩
選別ということで、要は等級が色がついたこと
によって落ちるといことなんで、それを選別する
機械ですね、これを入れてあります。それと、米用
のもみすり機でございます。それと耕地をうなう
ブラウ関係、それと作物を管理する乗用の管理機、
こういったものを導入しているという言ことで
ございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 わかりました。

これ当初予算の中でいくと、この事業に関して
は、当然新規ということではないわけですね。そ
うすると、当初予算のくくりだと、これはどこで
当初予算では実際には計上されていたんでしょ
うか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 こちらは当初予算ということ

ではなくて、今回補正が初めてというケースで
ございます。これは県の事業の採択関係がござい
まして、県のほうで第1期の募集が7月というこ
とで、私どものほうで当初予算編成後、3月、4
月にかけて募集をかけまして、その後で県のほう
におつなぎして、県のほうの内示をいただいた。今
回、県のほうの予算づけもされたということで、9
月のほうに予算計上させていただいたというよう
な経過です。

吉成委員 わかりました。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございま
せんか。

鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 これは、交付金、補助金とい
う言葉になっていますけれども、これは今言った
ような機械器具を買くと、例えば何割ぐらいの額
を補助していることになりますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 補助率でございますけれど
も、機械と施設によって違います。施設について
が10分の4以内と、機械につきましては3分の1
以内ということでございますので、事業主体によ
っては補助率が若干下がってまいるかと思いま
す。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございま
せんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等
を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

櫻田委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第三分科会）へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いします。また、行数が多いときには、5行以上ありましたら、上から何行目とか下から何行目といって説明をしてもらえれば幸いですと思います。よろしく願いいたします。

課長。

印南農務畜産課長（認定第1号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

山本委員。

山本委員 初めての委員会で、ちょっと早口だったのでよくわからないところがたくさんあったんですけれども。

すみません、186ページの畜産担い手育成総合整備事業、繰越明許もあるんですけれども、とて

も細かいことなんです、ここの中で20事業は事業をやっているように見えないんですね、ここに書いてあるものだと。53万7,495円というのは事業をやったものは一つもないのに、消耗品費だけが30万入っているんですが、これというのはどうしてこういうふうになるんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 先ほど国の予算の関係で前倒しとさせていただいた中で、本来であれば26年度に事業をやる部分がこのページの下段のほうに、20事業、25年度に繰り越しによるというのがあるかと思うんですけれども、こちらのほうに前倒しで事業だけ行ってしまいました。本来であればセットのものでございます。

この畜産担い手というのは、計画をまず事業者等から受けまして、県のほうと計画の整合性について煮詰めるというんですか、それが翌年度になりまして、事業実施が次の年になっていて、3カ年の長いスパンにわたってやっているものでございます。26年度につきましては、本来である25年度の繰越金がこの決算に返ってくるわけでもございましたけれども、国のほうで若干予算の枠があるということで、那須塩原市25年度の事業でやらないかということで、25年度に取り込んだんですけれども、結果的には繰り越しをさせていただいたということで、言い方がちょっと乱暴なんですけれども、繰り越しと合わせた形となったので、事業が行われたというふうな理解をしていただければ幸いです。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 一緒、セットなんだなということはわかりました。

それで、すみません。わかっていらっしゃる方、たくさんいるかもしれないんですが、この畜産担

い手育成総合整備事業のその事業主体が県の農業振興公社で、事業参加者が2名と書いてあるんですが、これは那須塩原市の中で2人の人に対してこの補助金が行ったというふうなことなんでしょうか。
櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 一応、最初計画では15名があったという中で、最終的に25年度の取り組みの中では2名ということですね。最初に3カ年の計画をというようなお話をさせていただいて、その中で15名。これを年度割に振っていった中で、25年度の取り組みが結果的に2名になったということになります。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 そうすると、こういう年を何年かでわたってやるものは、最終的には15人の人が補助金をもらうことになるんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 結果的にはそういうことでございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 すみません、これは、最終的には終わるのはいつになるんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 一応26年度でワンスパンが終わったわけですが、計画が終わったと。これから27以降についてはまた練り直して計画に上げていくというような形になるかと思えます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 そうすると、こういう補助金の事業は何か名前が変わってどんどん進んでいくというふうに考えるわけですか。

〔発言する人あり〕

櫻田委員長 よろしいですか。

山本委員。

山本委員 そこは、じゃ、そういう理解をします。

次のページの堆肥センターのところなんですが、188ページの委託料の部分で、ちょうど真ん中辺に、委託料のところ、堆肥等配送運送業務というのと、工事請負費の中に原料投入等ミキサー第2排出ライン増設工事というのがあるんですけども、これは何なんでしょうか。配送業務というのは去年はなかったような気がするんですが、何かやり方を変えたのか、つまり運送業のどこかに委託した理由等何かというのと、工事請負費というのは、これは、直しもいっぱいやっているのにまた新しく増設をした理由を聞かせてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 まずご質問の中の委託料の配送でございます。

これは堆肥センターに運転手というふうな、言葉的に現業職というような職員がおりまして、その運転手が配送を担っていた。それと臨時職員が担っていたという中で、その職員を減らすことによって、その業務を別会社のほうに委託するというので、新しく業務が出たものでございます。

それと、工事請負費の原材料投入の増設工事かと思うんですけども、これにつきましては、投入するところのラインというんですかね、製造ラインを増設させていただいた、その工事ということでございます。ですから、関連するといえば関連するんですが、運んでくる人の手当てを直営から外部に委託したと。それと、そのラインをよりこなすために増設した工事が今回増額になったというものでございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 そうすると、今まで運転手さんを雇っ

ていたというのは、つまりそこで賃金なりお金が出ていたものを委託して、この449万640円にしたほうが安くなったという理解でよろしいですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 そのとおりでございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 それと、このセンターは二度ぐらい見に行ったことがあるんですけども、そのとき、見たときには余り利用する人が少ないというふうに、何年前でしたか、忘れたんですけども、というようなことを言われていたんですが、ラインを増設したり修繕を1,000万とか800万とかと毎年やっているということは、ここを利用している人が、つくったときからどんどんふえてきて、仕事がいっぱい出たというふうに理解してよろしいんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 そのとおりでございます。

この点につきましては、議案質疑の中でうちのほうの部長のほうからも答弁をさせていただいたように、現在その稼働率というんですか、その部分については当時より伸びているという状況でございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 これはつくったときに、多分黒磯は自分の自宅で作っていた、塩原のあの地区の人たちが入れているんだという説明だった、10年ぐらい前なんです。今は、じゃ、これは黒磯とか西那須もあるのかもしれないんですが、あるいはほかの地域からも多くの人が入ってきて、40個と言いましたね、そういうふうなことでいいですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 そのとおりでございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 ここで言っているのかわかんないんですが、不祥事がありましたよね。というようなことを考えて、今言ったような人をかえたりしたということは関係あるんですか。

櫻田委員長 山本委員に、決算なんで、それはことしだったと思うんで、来年聞いて、その他で聞いてくれればと思うんで、直接予算に関係ないと思うんで、よろしくお願いします。

山本委員 じゃ、その他で聞きます。わかりました。じゃ、ここは結構でございます。

櫻田委員長 続けてお願いします。

山本委員 189ページの畜産環境総合整備事業、50事業というところなんです。補助金とかというのがよくわからないので聞くんですが、この最後のところに畜産環境総合整備事業、国・県補助金分1,227万6,000円というのがあるんですが、こういう補助金というのはどこに対してどういうふうに出しているのか説明をお願いしたいんです。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 こちらちょっと複雑であるんですけども、これは事業主体が栃木県農業振興公社というところがやっております。前段の負担金というのは、市がその受益者でございますので、その公社に負担金として出しているという支出の出し方なんです。それと補助金というのは、国・県である補助金のやつを公社のほうに事業費として補助金で支出をしていると。

〔発言する人あり〕

印南農務畜産課長 八郎ヶ原の整備の関係で事業主体は公社がやっている。国・県の補助事業に合致しているもんですから、補助金自体はその事業主体である公社のほうにお支払いをしている。な

おかつ事業主体である市のほうで負担金として公社のほうに納めていると。

櫻田委員長 課長、もう少し精査してきっちり説明してやってください。堂々めぐりになってしまいますから。

もう一度お願いします。

印南農務畜産課長 すみません……

〔「課長、何と何に充てた補助金になっているとか、ちょっとそういう」と言う人あり〕

櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

若目田畜産振興係長 先ほどのことなんですけれども、八郎ヶ原の放牧場の整備ということで、主に26年度は新しい監視舎、それと草地整備、樹林地の整備、それと急傾斜地のトラクター整備ということで、それに要する費用ということで、国と県のほう、市がこういう事業を要望しまして、その要望に対して国と県から補助金をもらいまして、それを栃木の公社のほうに補助金として払います。市のほうは負担金としてその分を農業振興公社のほうに払うというような仕組みになっています。

農業のほうで例えますと、市のほうがその受益者負担というふうになっておりまして、整備してもらうかわりに市の負担分として公社のほうに払うような、そのような仕組みになっております。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 これは、ざっくり言うところでお金、回り回ってみんな八郎ヶ原の牧場の人の何かのところに使うという形なんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 総事業費には3,895万1,000円というふうな事業費がございまして、先ほど言ったように国県の補助金が2,227万来ましたよと。

残り不足分がある分について、市のほうで負担金として払う。その払い先については県の農業振興公社に払いましたと。ただ、ものをやったものは、八郎のほうの監視舎、視察のほうで見たいだと思いますが、あの建物と草地と、あと中にトラクターで回っているんですけども、傾斜用のトラクターという特殊なトラクターなんですけれども、その整備をしましたよということです。ですから、形としては市の財産として戻ってくるような形になるかと思います。

山本委員 これいいです、何か。

櫻田委員長 多分、山本委員は理解なかなかなしいと思うんだよね。これも悪いんですけども、建設経済常任委員会のメンバーの8名の中に、図か何かでわかりやすく、若目田君、説明したやつをつくって入れておいてやってくれますか。このままいっても多分ちょっとね。

山本委員 すみません、私だけがわからないんだったら、聞きに行きますが。

櫻田委員長 大丈夫。だから、そういうふうにちょっと執行部のほうでご配慮のほどをお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

櫻田委員長 それじゃ、山本委員、続けてやってください。

山本委員 一旦切ります、ここで。すみません。いいです。

櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

吉成委員。

吉成委員 では、180ページの負担金の、先ほどの補正予算でもちょっと出てきましたけれども、農業再生協議会運営費ということで200万、毎年出てきているわけですけども、これ自体はそれぞれの市町、県があって、その下に市町でつくられている協議会。戸別所得補償なんかのときにつ

くられた団体だったという記憶をしているんですが、いま一つよくこの活動内容というのが私把握できないので、そのまず説明をお願いしたいと思うんですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 大ざっぱに言えば、米余りの中の転作業が主体というふうなことで、経営所得等いろんな名前を変えてございますけれども、要は米をつくらぬ政策を進める組織ということでご理解いただければ。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 これは、事務所としては農協が事務所になっているんですね。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 事務所については農協の建物を間借りさせていただいております、お借りしています。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 この組織自体は行政ともちろん入っていて、農協が入っていて、それから生産者の代表等も入っているわけですかね。活動として、この活動というか、実際にはどのぐらいの年を通して会議等の開催というのはされているのでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 活動的には通年、というのはですね、間もなく今、農林水産のほうで水稲の作況というのが出てくるわけだけれども、それによって来年の作付面積というのを各都道府県に配布します。それから今度各集落、個人、各農家さんのほうに配布している。それを取りまとめて、来年の4月に、今度は4月から大体9月、現地確認に行つて、現地に果たしてそういった計画どおり

のものがされているかと。それが終わりますと、10月以降には、今度はお金の支払いということになりまして、それが過ぎるとまた国のほうから配分、通年を通した中での業務になっている。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 あわせて、そこに関係する今度は補助金、その下にありますね。補助金の部分で1,570万から支出されていますけれども、それについても伺いいたします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 負担金の中の農業再生協議会運営補助金というものについては、これは再生協議会の消耗品とか郵送料とか事務費の、事務費的なものでございます。ただいまの1,571万7,000円につきましては、戸別所得の補助金ということで、国から流れてきたものを再生協議会に流して、再生協議会から今度は各農家のほうにお支払いすると、そんなようなたぐいのものでございます。

櫻田委員長 部長。

藤田産業観光部長 今、課長から説明がありました、まず200万のほうは市単独補助金ということです。市がその再生協議するためには人件費等々について、要は補助しているというものでございます。

1,571万7,000円につきましては、課長からありましたが、要は国からいただいた補助金を市を経由して再生協に出しているということですので、俗に言うトンネルだということでございます。これは事業費補助金ということでございます。

吉成委員 それが戸別所得でいいわけですね、補償ということで。

藤田産業観光部長 そうです。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 わかりました。

そうすると、再生協議会の運営に関しては市単独ということですから、相当、市のほうの考えもそこに反映されているという理解でいいわけですね。何かほら、農水省からのような気もしたんですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 今、補助金が流れているんで、市の考えが入るのかということによろしいですか。吉成委員 いや、今の、じゃなくて、協議会のほうですよ、協議会。協議会のほうは今、部長の答弁だと市単独の補助金だということですので、そうすると、市の農業政策的な考え方というのを相当反映されるのかということです。

櫻田委員長 部長。

藤田産業観光部長 こちらについては、その農業的な考え方が反映されるというよりも、市から送り込む職員の数が限られてしまいますんで、それ以外の部分を臨時でとるとか、そういうところから200万円というのは加味されております。そういうご理解でよろしいですかね、いただければと思います。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、了解です。

次に、185ページ、先ほど説明いただいていますけれども、この中段の農業経営基盤強化促進対策事業、30事業ですけれども、この中の補助金の部分ですが、昨年の大雪で被害を受けて、それに対する支援ということで152経営体に1億円を超える補助がなされています。多くはパイプハウス等々だったとは思いますが。

実際に被害を受けて、その後再建して、その被害前の状況と現在の状況というのはどのように変わったんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

磯農業振興係長 説明いたします。

一応こちら152経営体につきまして補助事業のほうでパイプハウス、あと畜産施設等復旧してまいりまして、とりあえず現状復旧はされたということで、ただ、その生産が具体的に幾ら戻ったかというところまではすみません、把握してはおりませんが、とりあえず現状復旧は果たしたというところで考えております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 その点はわかりました。

それから、その下の青年収納給付金、給付事業の経営開始型ということで、これ2,600万からの補助がなされています。これは、22経営体ということで載っているんですけども、この事業自体は、多少はわかるんですが、ちょっと詳しい説明をいただければなと思うんですね。要は、1つには、独立をするためにであったり、それも完全な新規就農である場合と2代目というか、担い手で継いでいく、そういった方々ということもあると思うんですが、その辺をちょっと説明いただければと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

磯農業振興係長 ご説明いたします。

こちら名前のほうは青年給付金と経営開始型という補助金になっておりまして、補助の内容としては100%の補助金でございます。これを国ほうから県、県から市、市から農業を営んでいる方に交付するものになります。

こちらは支出としましては、農業を始めて間もない、経営がまだ安定していない青年等に対して最大で5年間、年額150万円を給付するという制度になっております。こちら対象としましては、一応45歳未満であり、かつ那須塩原市で策定する

人・農地プランに位置づけられている、将来的に地域の中心となる農業を営みたいという方が対象要件になっております。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 実際にこれは結果として出てきているんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

磯農業振興係長 お答えいたします。

結果としてというか、実際に具体的にもうこういった形で那須塩原市のほうで新規に収納を始めたという人を主体としていまして、それで経営実態等を判断して、適切であるという人について給付金のほうを継続的に給付しているところでございます。

以上です。

〔「何人、22経営体となっているけれども」と言う人あり〕

櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

磯農業振興係長 お答えいたします。

こちらは実績としまして、12名になります。こちらの22経営体というのは、累積で22人ということになっておりまして、実態としては10人になっております。上半期、下半期で給付する案件と、あとちょっと説明は難しくなるんですが、実はこの給付金なんですが、26年度に給付する案件と国の緊急経済対策により27年の上半期分を26年度の下半期に直して給付した案件がありましたところで、本来12件となるところが延べで22件ということになっております。

以上です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 そういうふうな制度になっているんで、

そういうね。当然100%補助ということですので、計画を出して、申請を出して計画が通れば、当然補助対象となってお金としては支給されるということでもいいんですよ、理解でね。

櫻田委員長 答弁を求めます。

係長。

磯農業振興係長 そのとおりでございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 歳入の説明がなかったんですけども、歳入で聞きたいんですけども、いいですか。

決算書の28ページのところなんですが、27ページの農林水産業使用料の農業施設使用料なので、ここで聞いていいんだと思うんです、物産センターとか書いてあるので。ここに収入未済額が150万8,000円あるんですが、これというのはどうして収入が入ってこなかったのか。何の部分に入ってきていないのか説明していただきたいと思えます。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 こちらの収入未済額でございますけれども、1点がですね、青木ふるさと物産センターの過年度分の使用料でございます。こちらにつきましては、額のほうですか。

山本委員 はい。

印南農務畜産課長 こちらについては額が100万と。残りがですね、やはり青木ふるさと物産センターの使用料ということで、こちらが入って、この時点では入ったんですけども、7月に完納というかですね、7月に、100万以外ですね。100万については、これ21年度からのちょっと滞繰で、かなり引きずっている ございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 私、その収入未済額については今回はすごく気になっているいろいろしていたんですが、去

年も100万円があったんですね。それで今21年という、もう5年以上たっていて、ふるさと物産センター、青木のところ何でずっと100万円引きずっていて、取れる可能性があるんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 こちらの案件につきましては、あそこで特にパンをやっていたと思います、入られた方がですね、収入が滞ったということで、現在その経営している方がかわってしまっていて、現在他県のほうに行っております。私どものほうの担当のほうで直接行って納付のお願いをしているところでございますけれども、税調査をちょっとさせていただいた中ではなかなか厳しい状況という中で、その対応に苦慮しているというようなところでございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 何とっていいの、今の話を聞いているだけだと、待っていても入らないんじゃないかなというふうに思うんですが。これ去年もあって、ことしもあって、その前もあって、ずっとあるようであれば、この間の何とかじゃないですけども、収税課ではないにしても、こういうものはちゃんと不納欠損で上げて処理をしていくべきじゃないかなと思って質問したんですが。その辺はずっと引きずるんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 滞納整理マニュアルというのが昨年からできておりまして、そちらと照らし合わせて、今後どうするかということで今内部で検討させていただいているところでございます。

山本委員 了解です。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 同じように決算書の34ページで、これは右側のページの7の堆肥センターのこの111万4,830円の未収額についてご説明をください。櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 こちらなんですけれども、この時点では未済というような形になっておりまして、一応、納付約束がございまして、7月、8月ということで随時入れていくというお約束にはなっております。言い方は失礼なんですけれども、例年おこなっている方、おこなうみに入ってくる方ということで、最終的に翌年度には完納になるというような形をとらせていただいているものですから。私のほうでも催促はしておりますけれども、若干おこなっているというような感じでございます。よろしいでしょうか。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 そのおこなう原因、または事情というのは何でしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 経理、個人農家じゃなくて会社会的なものでやっていますので、その経理の支払いのおこなうというようなことでは聞いております。櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 では、今までの中で常におこなうは出ているけれども、完済しているということで理解してよろしいですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 そのとおりでございます。

櫻田委員長 鈴木委員。

鈴木(伸)委員 そうしましたら、この市政報告書の181ページ、上から1項2目の2段目の升のところの30事業というのはお聞きしてもよろしい

ですか。30事業の301。

以前聞いたことがあるのかもしれませんが、まずこの活動費を出しているところの収支と今の活動状況、できれば誰がどのようにいつやっているのかみたいなどころをご説明いただきたいんですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 これは農業・農村活性化事業の活動費の補助金のことかと思うんですけども、こちらについては、リーダー育成、それと農村の活性化というような目的で行っているものでございます。構成につきましては農協、共済さん、各酪農協などの14団体で組織しているものでございます。

具体的にどういったものをしているかということ、こちらのほうについては後継者不足というのがございまして、これを解消するために那須高原農業合コンと、要するに合コンを開催しております。昨年の11月2日にしまして参加者16名の中で2組のマッチングがあったということで、今年度についても11月1日から予定をしているものでございます。

それと、農業指導士会というものがございまして、これは別の地区になるんですけども、そちらとの共催の中で、先進地の視察をさせていただいた中でリーダーの育成を行う。このものでございます。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 農業活性化というところだと、塾までいくと、多分農業経営のほうかなと思うんですけども、これは単純にお伺いすると、商工でもいろんなところでもやっていますけれども、要するに婚活というようなところね。これは、私の理解だと、今のだとね、農業者の後継者、奥さ

んをもらえないとかそういったことの困っていることに対して市がお金を出して支援していると考えてよろしいんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 そのとおりでございます。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 今のところは理解しました。

次に、184ページの一番下の升のシルバーファーマー制度推進事業、これは説明がなかったんですけども、ここで質問してよろしければなんですけど、この制度の趣旨と、287万2,000円なんですけども、これも26年度の活動と実績についてご説明いただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 こちら、趣旨でございますけれども、こちらは農業に関心のある方で、農業意欲が旺盛な60歳前後の市民の方を対象に農業のヘルパーとして、農家が求める農業者を育成する制度でございます。

こちらについては年20回ということで、受講料を取らせていただいた中で、農業の技術、それを取っていただいで、農家が求めるヘルパーになっていただくということでございます。

こちらについては、26年までの実績といたしましては、修了した方が115名ということでございます。そのうちこのヘルパー制度に登録している方が89名ということでございます。この中から農家のほうに実際に行かれた方が4名という形になっております。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 これは年度でいくと287万2,000円使って、成果としては、目的は、その4名の人が一番この予算の趣旨に合った人というふうに私

は今捉えたんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 ただいまマッチング件数4名というのは申しあげましたけれども、中にはご自分たちで独立して、農地を借りて農業に従事しているという方もいます。ですから、本来の趣旨であるヘルパー以外に、ご自分のほうで独立して農業をやられているという方もおります。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 理解しました。ありがとうございます。

続きまして、186ページの、あと2つぐらいやりたいんですけれども、一番上の段で、ここの全体の予算は1億5,500万クラスですよ。この中の枠の下のほうで、和牛優良精液利用促進事業、それからその下の和牛優良雌牛導入事業費72頭とあって、この金額があるんですけれども、これはあれですかね。こういったものに100%ですか、それとも何割かの負担という形で出しているのでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 全額ということではございません。特に和牛の優良ですね、精液の利用促進というものについては1本というんですかね、1本3,000円ということ、単価でやらせていただいております。それと、和牛の優良雌牛導入につきましては1頭5万円と。ですから、導入に関して何十万というような価格になると思うんですけれども、そのうちの5万円を補助するというところでございます。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 金額は具体的に3,000円と5万

円とご説明いただいたんですけれども、要は割合という意味での回答として、一般的に1本幾らのものに対する3,000円補助とか、市場価格というのがあるんでしょうけれども、この牛等に関しては大体幾らぐらいに対して5万円出ているんだというようなご説明をいただくとありがたいんですけれども。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 和牛の精液につきましては物によっては物すごい高いんですよ。特に宮崎あたりで、それだと十何万とするものもあるそうです。ですから、幾らと言われると非常に答えに苦慮してしまうんですけれども。それと、和牛の雌牛についても、平均すると60万というんですけれども、やはり系統でいう名前が、要するにブランド牛というものについては物すごく高いというものもございます。ですから、額がこれだというのはないかと思えますけれども。ちなみに事業費でまいりますと、精液につきましては全体事業費が357万210円の事業費に対しまして148万8,000円というのが補助交付金でございます。和牛につきましては事業費で4,073万3,000円というような、要するにもと牛で導入した総額が4,000万近いということで、それに対して360万を補助したということでございますので、これで割り戻していただければ、大体の価格は出るのかなと。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 終わりのこの最後の説明で、私理解してわかりました。ありがとうございます。

そうしたら、最後にこの186ページの一番下の升のところで、金額が四千八百九十何万なんですけれども、事業内容としての何ていうんですかね、項目だけがあって、これが金額の内訳がちょっとわからないので、どういった事業というか、具体

的にどういふことにどれぐらゐの金額で振り分けであるという内訳をちよつとご説明いただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 先ほどの山本委員の質問の中でも若干触れたかなと思うんですけれども、事業参加者2名ということで、この年度が2名の方が事業をやったというものでございます。

事業主体につきましては、先ほど言いましたように栃木県農業振興公社が事業主体でやるというもので、こちらについて内容というご理解でよろしいですか、事業の内容。

鈴木(伸)委員 いや、金額での内訳というのは、これは出てこないんですか。

印南農務畜産課長 総事業費で1億5,618万7,000円……

櫻田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時53分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑、ご意見はございませんか。

鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 184ページの先ほどの質問のシルバファーマー制度についてですけれども、決算の中でも通告でやったと思うんですが、農業公社に委託ということで、その中で、この制度そのものはいいと思うんですけれども、交付金の決め方はどういふ形で決めるのかなと。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 これにつきましては、農業公社に委託しているという形の中で、考え方として委託ではないかというのは議論はあるかと思うんですけれども、これ以外に公社にいろんな事業をしております。これも農業公社は交付金という形で支出しているんで、財政サイドの指導もあるんですけれども、一般の中で交付金という形で支出した中で、ちよつと積算根拠というのは、例年市が直営でやっていたものをそっくり公社のほうに委託した形になります。よろしいでしょうか。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 制度的な部分から必要だという部分で算出してくるのかなというふうには思ったんですけども、ちよつと意味合いが違うのかなという気はするんですけども。もうちよつとわかりやすく説明はできないですか。

櫻田委員長 部長。

藤田産業観光部長 こちらもですね、ちよつと手元に明細がなくて大変恐縮なんですけれども、この事業をやるに当たっては、人件費も必要でしょうし、要は畑を借りなくてはならないんで、畑の借り上げ料も必要でしょうし、あとは事務的な経費というところで消耗品も必要でしょうしという、そういうもろもろの事業を展開するに当たっての費用というものを積み上げて、それが二百何十万ということになっていますんで、そのお金をもって、要は農業委員会に委託していると、公社に移行している、そういう内容です。

鈴木(紀)委員 わかりました。結構です。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号につきましては原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部の皆さんから何かございますか。

課長。

印南農務畜産課長（台風18号による被害状況報告。）

櫻田委員長 それでは、委員の皆様から何かございませんか。

君島一郎委員。

君島委員（農振農用地の見直しについて）

櫻田委員長 委員の皆さんの中からほかに何かございませんか。

山本委員。

山本委員（堆肥センターの不祥事について）

櫻田委員長 そのほか委員の方から何かございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長（説明者の欠席について）

それでは、そのほかのないようなので、農務畜産課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それでは、ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたしますが、10分間の休憩をとりたいと思います。3時20分から会議を開きます。よろしくお祈いします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時17分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

農林整備課の審査

櫻田委員長 それでは、農林整備課の審査に入ります。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 今回、農林整備課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

久利生農林整備課長（議案第64号について説

明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

委員の皆さん、何かございますか。

鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 9ページのご説明いただいた6款1項1目のこの財源だけ教えてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 こちらは市単独費になります。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 今の鈴木委員と同じなんです、地籍調査で、その訂正業務というのは決算書なんかを見ても出てくるんですけども、これは決められたものを当然出すんだと思うんですけども、そこで抜け落ちるとするのはどういうことなんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 この修正の部分でございすけれども、基本的に地籍の場合は土地の境などを本人の立ち会いのもとに道を確定いたします。

それで、それを測量として押さえるわけですが、中には成果をつくる場合に、測点の線と線を結ぶ作業が出てくるんですが、結線のミスとかそういったものが当時気がつかないまま出されたものとか、数はいろいろ、種類はいろいろ出てくるわけなんです、代表的なものとしては今みたいなものが考えられます。

以上でございます。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はありませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等

を終了したいと思います、異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、
採決

櫻田委員長 続きまして、決算審査特別委員会(第三分科会)へ切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いします。

なお、たくさんあるときにはページをめくったときにすぐ委員の方が追いつけませんので、上から何行目ぐらい丁寧に説明をしていただければと思います。

それでは、よろしくお願いします。

課長。

久利生農林整備課長 (認定第1号について説

明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。
委員の皆様、何かございませんか。

山本委員。

山本委員 189ページの先ほど多面的機能支払い
交付金という説明があったんですが、これも前の
課のときのような、そういう補助金というか、負
担金なんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 こちらの多面的機能につ
きましては、少子化ですとか、いろいろ農業後継者
とかそういう問題が上がる中で、農地を保全する
ことがなかなか難しい時代になっております。そ
ういう中で、地元、あるいは関係者が農地保全、
あるいは農業施設、そういったものを保全するた
めに共同作業を行う者に対して市のほうで補助を
出すものでございます。

以上でございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 ここに50組織、43組織、24組織とそれ
ぞれあるんですが、これは1件掛ける50みたいな
形なんですか。団体が50あるという、そういうも
のなんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 ただいまの地区数50、43、
24ということでございますが、これは地域の活動
をそれぞれあらわしてございます。

以上でございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 198ページの林業振興対策費というも
のがあったんですが、その真ん中辺に補助金で林
業振興事業費464万1,300円というものがあるんです

が、これは去年はもっと少なかったような、1,000
万ぐらいだったような気がするんですが、これは
誰に何を、どういうものなのかとちょっと説明を。
櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 ただいまのご質問でござい
ますが、昨年度の決算でございますと、100万円
のものでございました。よって、増額としては
364万1,300円ということになりますが、中身につ
きましては、那須塩原市新聞組合の中で、林業に
使います高性能林業機械というものがござい
ます。そういったものへの導入に対する交付金、そう
いったことで、リース料ですとか機械の購入費に充
てたものでございます。

以上でございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 こういう補助金は、では、本人とい
うか、このもらった人たちも五、六十%とか出して、
これは補助は何割みたいになって決まっているもので
すか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 ただいま委員のおっしゃ
るとおりでございます。本人のほうの負担がござい
ます。

山本委員 了解です。

櫻田委員長 そのほか、何かございませんか。

鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 200ページの1項1目の60事業、
これはよく市民から困っている相談が出ているか
と思います。この決算額の中で、市民からの要
望に十分応えられていたのかどうかというあたり
の認識をちょっとご説明いただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 ただいま委員のほうからご質問がございましたこの事業について、要望に応えられているかと、こういう内容でございますけれども、現在のところ、那須塩原市だけではなくて、県内、あるいは全国的に野生鳥獣被害が拡大している中にあります。そういう中で、市といたしまして、でき得る限りの中での予算措置ということで措置したものでございますが、その中でも被害のほうに追いついていないというのが現状のところでございます。

以上です。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 現状を理解いたしました。

それで、あとちょっと最後に1つだけなんですけれども、この真ん中に捕獲鳥獣の実績がございますが、これらは、捕らえられたものは、銃で撃たれて死んだりしたものがほとんどだと思うんですけれども、この後どうなるんですか。どういう処分の仕方をされているのか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 ただいまの捕獲されたもの、野生鳥獣の処理ということのご質問かと思えます。

まず、大きいものでいきますと、熊がちょっと特殊でございまして、こちらはの表にもございますように、捕獲して、そのうちの一部を放獣したということがございます。

それ以外につきましては、埋設処分が基本ということになっております。

以上でございます。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

吉成委員。

吉成委員 それでは、先ほどの補正でちょっと聞きましたけれども、197ページ、地籍調査費の、

198にもかかわってくるわけですが、地籍調査をずっと進めてきているわけですが、その中で、この平成26年度決算では、東区は三本木、沼野田和、下中野ということで、地籍調査を進めてきました。27年度予算にも当然計上されているわけですが、ここまでの地籍調査をしてきた中で、どのぐらいの、地籍調査としてはこれまで進んだということになるのでしょうか。進捗率という表現が正しいのかどうかはわかりませんが、お聞きします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 ただいまの進捗率についてのご質問でございますが、那須塩原市の中で、市域は、市の面積は592.8km²でございますけれども、その中で地籍調査が必要な面積が約327km²ございます。その中で、現在調査完了している面積が約185km²でございます。したがって、進捗率として56.5%の達成率ということでございます。

以上でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 これからも進めていかなければいけないということで、その部分はわかりました。

どうしても、境の問題でトラブル等があったりということもあるように思うんですが、そういった部分での、うまく解決をしながら進めているのでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 現地のほうでのトラブルといったことへの質問かと思えますけれども、地籍調査につきましては、先ほども答弁で申し上げましたが、関係者が立ち会いのもとに境を、境界を決めていくものでございます。したがって、一定の区域の中で地籍調査事業を進めているもの

でございますから、お互いの立ち会い者の合意が求められたところにつきましては、それぞれ成果をどんどん上げてまいります。

その後、どうしても折り合いがつかない場所、これにつきましては、何度か調整は本人たちにしてもらわなければならないのですが、地籍調査の手法としまして、どうしても解決には至らなかったという場合は、筆界未定という措置がとられます。これをしないと、全体の事業がいつまでも進捗できませんので、その部分は筆界未定という形で、これも一つの成果という形になります。そういう形で事業を終了させて、次へ次へと進捗を図っていくものでございます。

以上でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 今回の説明でいくと、では現実には、未定の部分というのは、今の全体の完了が185km²でしたよというご報告をいただいて、そのうちのやはり1%とか、0.5%とか、そういった部分で実際に存在するという理解でよろしいんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 筆界未定の割合ということのご質問かと思えますけれども、この割合につきましては、具体的にはじき出したもの、数値を出したものがございません。先ほどの完了面積の中には、その地区の完了という形で進めてございます。

よって、先ほどの繰り返しになりますが、筆界未定だけの割合というものは、申しわけございませんが、つかんでおりません。

以上でございます。

吉成委員 はい、わかりました。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 200ページの有害捕獲実績の中で、カモ、カラス、キジバトの捕獲実施時期ということなただけけれども、何でこの時期なのか、あと、どういった捕獲の仕方をするのかというところをお聞かせ願いたいと思うんですけれども。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 ただいまのカモ、カラス、キジバトの捕獲の時期についてのご質問でございますけれども、こちらにつきましては、農作業が始まります5月、このあたりで一番鳥類による種関係の被害が大きくなっているところでございます。

また、この実施につきましては、農業関係の団体のほうで、一番詳しい時期を捉えておりますので、そちらのほうの申請によってこの時期に実施しているものでございます。

以上でございます。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 とり方としては、どういうとり方をしているんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 ただいまの捕獲の方法が抜けましたんですけれども、銃器、いわゆる鉄砲ですね。散弾銃でございます。

以上です。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございませんか。

課長。

久利生農林整備課長 (追加の補正案件及び台風18号による被災状況について説明)

櫻田委員長 それでは、委員の皆様から何かございませんか。

鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 (カラスによる酪農業への被害について)

櫻田委員長 それでは、そのほかありますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 そのほか、ないようですので、農林整備課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といた

しますが、ここで10分間の休憩をとらせていただきます。会議は4時15分より始めたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時15分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課の審査

櫻田委員長 それでは、商工観光課の審査に入ります。

議案第64号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 今回、商工観光課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会(第三分科会)に切りかえて審査をいたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

藤田商工観光課長 (議案第64号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。各委員から、質疑、ご意見をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 これは、商店街によっては、国庫補助で直接商店街がもらって実施しているというところ

るもあるんですけども、これは市単独なんですけれども、その辺の割り振りというのはどういうふうにしているのでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 昨年まで直接商店街がもらっていた補助金は、本年度なくなっております。この4商店街については、特にそういった補助に該当するものではない、要望しているものではないということで、今回市の要綱に基づく補助で、それと地元負担で実施するというような内容でございます。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第64号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

櫻田委員長 続きまして、決算審査特別委員会(第三分科会)に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いします。

課長。

藤田商工観光課長 (認定第1号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。各委員から、質疑、ご意見等をお受けいたします。委員の皆さん、何かございますか。

山本委員。

山本委員 観光振興費、210ページです。

一番下の括弧のところに、観光客の入り込み数と宿泊数と書いてあるんですが、よく一般質問でも入り込み数がふえたとか減ったとかというところを聞くんですが、この宿泊数は泊まった人なので計算するんだと思うんですが、入り込み数はどのようにしてカウントをしているのか、教えてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 入り込み数につきましては、各観光施設、毎回毎回違うところに聞いたのでは統計になりませんので、決まったところに直接照会等をかけまして、回答をいただいたものを集計して、県のほうに提出している数字であります。

櫻田委員長 課長、もうちょっと詳しく場所等を言ってもらえれば幸いですと思うんですが。

答弁を求めます。

係長。

金子観光係長 主なところだと、塩原地区ですと、主な観光施設として、アグリバル塩原、それ

からハンターマウンテン塩原、それから塩原温泉湯っ歩の里、もみじ谷大吊橋、華の湯等が主な観光施設になっておりまして、黒磯地区になりますと、大きなところでは、那須ガーデンアウトレット、それから道の駅の明治の森・黒磯、それから板室健康の湯グリーングリーン、それから幸乃湯温泉、こちらは日帰りの立ち寄り湯と、あとガラス工房みたいなものがある、そちらも含めてということで、入り込みのほうをカウントしています。あとは、板室温泉街が大きなところになっております。

あと、西那須の地区になりますと、乃木神社、それからホウライ、千本松牧場、それから那須野が原公園といったところが大きなところになっていきます。

櫻田委員長 係長に申し上げます。

聞き取りができなかったので、後でレターケースに詳しくデータをとった、去年のでもいいと思うので、例えば千本松で何人とかというのをみんな出してもらって、各委員のレターケースに入れておいてもらえればと思うので、よろしくお願いします。

山本委員、それでよろしいですね。

課長。

藤田商工観光課長 統計調査の約束事で、このデータは公表しないということになっておりますので、大くくりのデータに少しつくりかえたものでいかがでしょうか。

櫻田委員長 場所もだめなんですか。人数ではなくて、場所。とっている場所は、人数は、確かにだめだったら、とっている場所だったらだめ。例えば、いい。

課長。

藤田商工観光課長 調べておきます。

櫻田委員長 もしだめであっても、ちゃんにご連絡をしてもらうように。

山本委員、それでよろしいですね。

山本委員 では、私の聞きたかったことは、どこが何人かというよりも、こういう数字が出てくるときに、今、例えばアウトレットというような話が出たんですが、アウトレットでどうやって人数を数えているんだろうなと思うわけです。だって、私はカウントされた覚えがないし、例えばグリーングリーンなんかは、観光客じゃない人だってお風呂に入るじゃないですか。そういう人が入っているんですよねということが聞きたかったのと、毎年こうやっていくのに、同じようなふうにしなないとわからないじゃないですか、多い少ないって、ごみの量とは違うんですから。

そういうところで、986万というのが、例えばその次の年はこれが1,000万になったとかとなるときのその基準みたいなものがあるのか、いいんです、アバウトで。そういうものを聞きたかったんですけれども。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 おっしゃるとおり、基準になるものがふえますと、そういうことで毎年毎年、調査する施設は変わらないと。よほどアウトレットができたみたいなことになれば、その年はぐんとふえますけれども、基準として同じところを調査はしています。

それから、アウトレットのカウント方法については、こちらではわかりません。各施設からいただいたものです。入場料をとって何人入っているんだというところは、多分その数字でわかるんですが、アウトレットさんは、アウトレットさん独自で、うちは何人だという数字をつくって、それをいただいているというのが実態でございます。

昔からこの制度については、みんなどこもあっち行ったりこっち行ったりするからだめじゃない

かとか、本当にいろいろな話はあって、その昔には道路のほうについている自動車の通行台数、そこに大型車、バスは掛ける何人とか、乗用車は掛ける何人とやったような時代もありましたので、そういうレベルの数字で、傾向に満たない数字で、この数字が正しいのかどうかという数字ではございません。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 今のところのことはわかりました。ですから、傾向がふえているというのはわかる程度のことだというふうに理解をします。

同じところの真ん中辺に広告料があって、先ほど多分、去年の半分ぐらいになっているんだと思うんですね。この番組制作放映とか、雑誌は広告とかというのは。これは、自分たちでやっていたのをほかに多分委託した部分があるんだと思うんですが、少しここところを、それによって広告宣伝がどういうふうになったのか、より効果がないと意味がないですよ、こういうものは。これを変えたことによってどうだったのかというところのちょっとお話を伺いたいです。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 先ほどちらっと触れましたけれども、直営でやっていた広告料が減って、この決算の中でいう連絡協議会でやった事業がふえた部分ということでよろしいかと思うんですが、25年度までを見ますと、主なお金の使い道が新聞・雑誌への広告で、その中でも地元紙、県内への宣伝が主なものだったというのが25年度。26年度で変わった部分は、「ターゲットは首都圏」というふうなことで方向転換しまして、ここにございますけれども、26年度、JRのタイアップであったり、上海、インバウンドをにらんだ広告であったりと、そういうものに振り分けをしていった

というのが基本的な違いでございます。

それで、26年度で多かったのは、文化放送、それから埼玉のテレビなんか大きな金額を占めています。効果として、数字が上がったというのは非常に判断が難しいところですが、この傾向としては、よく言われますのが、温泉100選の話もありますけれども、あらわれてきているだろうと思います。ただ、打ったからすぐ1年で効果がどうだったということばかりではないというところでは、つけ加えさせていただきたいと思います。

山本委員 はい、了解です。

櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、206ページ、工業振興費、企業誘致事業ということで、毎回これはもちろんあるわけですね。質問等にも以前あったと思うんですけども、実際にここでの自主事業というのは考えられないのでしょうか。この決算から見れば、自主事業というものはないと思うんですね。そこはどうなんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 26年度の決算でも、ごらんとおりの決算でございます。自主的に大きな仕掛けをしたかと言われると、26年度の中で行っていないという、これが行えなかったというのが実態でございます。ただ、その間にもお金は使っていませんけれども、企業の情報を得たり、それから準備をしたりというものはございまして、27年度からは、実際にサテライトオフィスの誘致事業を手がけたり、また今、工場の誘致なんていうのにも積極的に出向いて、固有名詞の話はなかなか大きくできない、決まるまでは、なかなか芽が出るまではお話しできる話ではございませんが、そういう活動は進めてございます。従来型の大きな

工場と今までの発想になかった小さな誘致、サテライトオフィスを代表とする、そういう動きをしているというのが27年度、26年度は決算のこのとおりでございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 期待しています。

じゃ、209ページです。観光振興推進費、この中の委託料で、上海を拠点とするインバウンド業務、そして上海事務所の業務、それぞれ委託料があるわけですが、これまでも説明は受けてきていますが、この詳しい説明をいただきたいと思います。

それから、JRとのタイアップ業務並びに日航との飛行機内の広告業務、それらについても新たなご説明をいただければと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 委託料の中で上海を拠点とするインバウンド業務、20万5,000円掛ける12カ月、それと下に出てきます、まとめて事務所業務とうたっている部分の違いですが、上海を拠点とする部分については、上海に事務所を設置して、そこでPRを行ってもらおうという基本料金みたいなものだと思っていただければ、月ぎめでお願いをしていると。それから、下に出てまいりますのが、エージェンツモニターツアー、それから広告掲載ですが、そういったものについては個別に事業として仕掛けた部分の経費でございます。ですから、基本料金とオプションではないですが、実際に事業として仕掛けた部分が事務所業務というくくりで180万ほど、常用ということをお願いの仕方をしているのが246万ほどという内容でございます。

それから、JALの機内誌という、こちらにつきましては、今まで飛行機の利用者にアプローチ

をしたことは発想としてなかったと、やはり今、そういうところにもアプローチをする必要があるだろうと。本市が客層として狙っている層がこういう飛行機を今利用するようなビジネス層であったり、それからお父さん、お母さんが仕事で飛行機を利用するファミリー層、そういうところにもアプローチをしたいという狙い。さらにもう一つ、直接的にはやっていませんが、インバウンドもにらんだ中で飛行機という考えのもとで行った内容でございます。

〔「JR、もう一つ」と言う人あり〕

吉成委員 はい。

藤田商工観光課長 すみません、JRのタイアップにつきましては、ちょうど観光シーズンの5月、6月、そして夏休み、5月の連休から今度は夏休み向けに一つの区間、それから、冬季のお客さんの獲得ということで12月から3月の間にJR首都圏の駅全部に駅張りのポスター、それが870枚ほど駅張りポスターをやって、さらに車内のよく言う中づりというんですか、これを全車両につけて7,250枚、それから各駅びゅうプラザへのパンフレットを5万5,000部ほど置かせていただいております。さらに、JRで出しています「大人の休日倶楽部」への掲載、それから、びゅうプラザをターゲットにしたキャラバン活動、こういったものの経費が締めて923万4,000円という内容でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 それらの費用による効果、よく費用対効果という表現をしますけれども、それを平成27年度になって手応えとして感じている部分はいかがでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 先ほどの山本委員の質問にお

答えしましたが、果たしてどれほどの効果があったんだという判断は、なかなか難しいかなとは思いますが、全体としては効果がそういうふうには、先ほど申し上げたように出ています。

さらに、JRのタイアップにつきましては、JR旅連、もともと塩原にはあったんですね、JRの提携旅館が、JTBとの提携旅館があったり、板室のほうにはそれがなかったのが、こういったものを通してJR旅連が板室のほうにもできて、JRの駅で板室の宣伝をして、そこから送客してもらおうというシステムができたのも、副産物ではありますが、効果かなというふうには見ています。

以上でございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 その点はわかりました。

上海に拠点を置いて誘客を図っているというのは、この考え方でしょけれども、結果は結構わかるような気がしますけれども。そういう方が最近ふえたなどが、ないしは情報として今回こういう団体が行きますよとか、そういった部分では把握はされていないんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 上海を拠点とする部分という頭が個別にはございませんでした。失礼いたしました。人数等についてはつかんでございます。昨年取りまとめた数字でいきますと、上海事務所を經由して入ってきたお客様が113名、事務所から直接あったお客様が113名という数字はつかんでございます。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 間違いなく、事務所を開いた効果としてあらわれているということですよ。やはりせっかくなのでやっているんだから、もっと自信を持って

言っていたらいいと思うんですね。

櫻田委員長 課長。

藤田商工観光課長 今のは、お答えする話じゃないのかと思って、首だけで終わりにして大変申しわけございません。

数字的にそういう形に出ています。それから、知名度の問題、徐々に浸透していきだろうと。中国最大の旅行社なんかにも入っていますので、これからまた効果があらわれてくるのかなというふうに思っております。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 はい、了解しました。

あと、最後ですけれども、217ページの木の侯園地のヤシオツツジの植栽工事ということなんですけれども、具体的にもう三本木のと言われたので、道路のところのあそこからこのヤシオツツジを運んで植栽したと思うんですが、本数がどのくらいあったのかちょっとわかりませんが、植栽費用としては結構な、800万からですから、相当の本数が見込まれている気がするんですが、ちょっとそこをお尋ねしたい。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 本数としましては1,000本、それも1カ所じゃなくて、箱の森プレイパーク、それから木の侯園地、烏ヶ森公園、黒磯公園というふうに、4カ所に1,000本を振り分けて植栽したという内容です。

櫻田委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、それぞれ全て合算でその800万円強の工事費がかかったということなんですね。

藤田商工観光課長 そういうことです。

吉成委員 はい、わかりました。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 205から206になっています交付金、大学経済ゼミナール那須塩原市活性化プレゼン大会実行委員会、このプレゼンの内容をちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 大学ゼミ大会のプレゼン、こちらの事業交付金で前年の決算はゼロになっています。25年度は、市が直営で委託料で支払いをして行っていた事業でございます。26年度については、直営じゃなくて交付金という形に変わりました。実行委員会への交付金です。

実行委員の構成団体は3観光協会と2商工会、実施日が昨年の11月29日、出場チームが10チーム、8大学10ゼミナールという数でした。テーマが、26年は「地方から経済の活性化を！」というふうなテーマで、それぞれの大学がいろいろな発想で発表、プレゼンをしていただき、グランプリになりましたのが跡見学園女子大学というところで、地産地消、産地直送、食育戦略で那須塩原市を元気にしようというような内容でございました。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 大学のほうでも楽しみにはしていると思うんですね。やはりなかなか発表する機会がどうかというのであると思うんですけども、そういった中で、観光協会、商工会ということですけども、こういった最優秀賞をとったチームなんかのアイデアをやはり生かしてやっているのかどうかという、せっかく来てやっていただけるんですから。あとはまた、せっかく来ていただけるということであれば、宿泊とかそういった部分での補助金というか、少しでもお手伝いするとかという部分での形はとったのかどうか、そこから辺もあわせてお聞かせ願います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 ありがとうございます。やはり昨年終わった後の反省会で、同じようなご意見をいただいております。

実際にこの跡見学園女子大学の昨年グランプリは、今年度これを実現するために、このゼミが東京のほうの文京のほおずき市であったり、イベント等が2つあったので、そちらに参加したときに、私どものほうの商品を持ち込んで、そこでPRをさせてもらいながら販売を都内で実際にさせていいただきました。それについては、組織としてまだ確立されていなかったものですから、うちの職員が直営でそれを本年度はやらせていただいております。

ことしのプレゼン大会が今、計画されているんですが、その中では、終わった後に実現化プロジェクトという形でつなげていこうという話を今進めてございます。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 せっかく来てくれて、プレゼンをやってくれるわけですから、本当にもっともっと生かしていただきたいと、そのように思います。それでいいです。

櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成26年度那須塩原市一計会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございませんか。

課長。

藤田商工観光課長 今ちょっと資料を配らせていただきますのでお待ちください。

〔資料配付〕

櫻田委員長 それでは、課長、よろしくお願ひします。

藤田商工観光課長 (台風の被害状況と秋の観光プロモーションについて説明。)

櫻田委員長 そのほか何かございませんか。

鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 (サテライト事業の取組状況について)

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 (大学経済ゼミナール参加者への宿泊補助について)

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 (企業誘致について)

櫻田委員長 ほかに委員の皆様から何かございま

すか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 (那須塩原市への企業誘致の状況について)

それでは、そのほかないので、商工観光課の審査を終了いたします。

以上で産業観光部の審査を終了いたしました。

お疲れさまでした。

すみません、本当は部長から一言だったんですけども。

藤田産業観光部長 いろいろお世話いただきました。

櫻田委員長 それでは、ここで執行部退席のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時12分

再開 午後 5時13分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

その他

櫻田委員長 続いて、4のその他に入りますが、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないので、事務局から連絡があります。

事務局。

磯議事調査係 (今後の予定について事務連絡)

櫻田委員長 ご苦労さまでした。

それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、1点だけ皆様にご確認をしたいと思います。

あした木曜日、午後5時までが討論の締め切りになっていますが、討論をやる予定の方はいらっしゃいますか。賛成討論だったら別に問題はないんですが、反対が出ると賛成を出さなくちゃならないという、そういう先例集があるので。

閉会 午後 5時18分

〔「高久さんがみんな出しているところだから大丈夫」「この常任委員会だよ」「常任委員会は出さないです」と言う人あり〕

櫻田委員長 大丈夫ですね。

〔「はい」と言う人あり〕

櫻田委員長 はい。じゃ、その言葉を信じて。よろしく願いいたします。

閉会の宣告

櫻田委員長 それでは、これで本定例会における委員会議事日程は全て終了いたしました。

本委員会での審査報告は、本職が作成し、議長に提出をいたしますので、ご一任くださるようお願いしたいと思います。

最後になりますが、こうやって皆様と集まって話ができるのは、もうしばらく12月議会まではないと思うんですが、一応11月20日に議会報告会があります。3班の担当は塩原になっていますので、今回はお手伝い等がありませんので、通常、集合時間の1時間前だったのが、1時間半とか2時間前になるかもしれませんが、そういった部分で皆様とともにすばらしい議会報告会にしたいと思いますので、どうかご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。